

令和6年度
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

福祉用具サービスの適切な PDCA の実現に向けた 調査研究事業 報告書

MRI エム・アール・アイ リサーチ アソシエイツ

令和 7(2025)年3月

ヘルスケア&ウェルネス事業部

目次

1.	事業概要	1
1.1	事業実施の目的.....	1
1.2	事業の進め方	1
1.3	検討委員会の設置・開催	3
2.	文献調査による取組事例の収集	5
2.1	目的.....	5
2.2	調査方法	5
2.3	調査期間	7
2.4	調査結果	7
3.	事例収集調査(ヒアリング調査)の実施.....	34
3.1	福祉用具専門相談員向けヒアリング調査.....	34
3.2	介護支援専門員、医療職向けヒアリング調査.....	57
4.	モデル的試行の実施.....	65
4.1	目的と概要	65
4.2	対象.....	65
4.3	実施時期	66
4.4	福祉用具貸与事業所	66
4.5	居宅介護支援事業所	107
4.6	モデル的試行実施結果のまとめ.....	115
5.	福祉用具レンタル卸・販売事業者調査	117
5.1	調査概要	117
5.2	調査結果	118
5.3	調査結果のまとめ.....	124
6.	手引きの作成	125
6.1	手引き作成の背景・目的	125
6.2	手引きの対象.....	125
6.3	手引きの作成方法.....	125

6.4	手引きの構成及び概要.....	126
6.5	手引きの活用方法.....	126
7.	まとめ.....	127
7.1	本事業のまとめ.....	127
7.2	今後に向けて.....	128
8.	参考資料.....	130
8.1	モデル的試行調査票(福祉用具専門相談員).....	130
8.2	モデル的試行調査票(管理者).....	137
8.3	モデル的試行調査票(居宅介護支援事業所).....	140
8.4	福祉用具レンタル卸・販売事業者調査 調査票.....	142
8.5	福祉用具サービス提供における適切なPDCAの実現に向けた手引き.....	146

1. 事業概要

1.1 事業実施の目的

福祉用具サービスの質の向上を目的に、これまでの調査研究事業において、適切な PDCA の実現に向けた取組が実施されてきたところである。一方、福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の取りまとめ(令和5年11月8日)においては、以下の通り取りまとめられている。

- サービスの質の向上を適切に実践していくため「福祉用具貸与・販売計画の作成」や「モニタリング」等の福祉用具専門相談員の役割について周知を図る必要がある。
- 福祉用具貸与・販売計画等の各種様式の活用の目的・方法、記録を行うことの意義のほか、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種との連携の必要性について、福祉用具貸与事業所に周知を図る必要がある。

更に、令和6年度介護報酬改定では、福祉用具貸与の運営基準が改正され、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加し、福祉用具専門相談員が実施したモニタリング記録を介護支援専門員に交付することが義務付けられたところであり、今後はより徹底した福祉用具サービスの提供が求められている。

このため、本事業では、これまでに実施されてきた各種調査研究事業等の文献検索や福祉用具貸与・販売計画の利用事例の調査・検証を行った上で、以下を網羅した福祉用具専門相談員が活用する福祉用具サービスの適切な PDCA に向けた手引きを作成し、当該手引きの活用方法についても検討したうえで、報告書にまとめることを目的として実施した。

- PDCA の各場面における疾患や経過別の多職種連携及び記録方法に対する留意点
- モニタリングを実施する上でのポイントやその結果を記録することの意義

1.2 事業の進め方

上記の目的を達成するため、本事業は以下の手順で実施した。

(1) 検討委員会の設置・開催

本事業の推進、成果のとりまとめ等について検討を行うため、検討委員会を4回開催した。

(2) 文献調査による取組事例の収集

福祉用具専門相談員が PDCA を実践する上での工夫や課題、福祉用具貸与・販売計画やモニタリング結果を記録するにあたっての課題、医療職との多職種連携の状況や課題を把握するため、研究論文や調査事業報告書の内容を整理した。

(3) 事例収集調査(ヒアリング調査)の実施

福祉用具サービス提供における PDCA の各場面での実践状況や情報連携に関する具体的な事例や、福祉用具専門相談員に期待される役割等を把握し、手引き作成の参考とすることを目的に、福祉用具専門相談員および介護支援専門員、医療職に対するヒアリング調査を行った。

(4) モデル的試行の実施

特にモニタリングの実施及び、その実施結果を踏まえたサービス計画の見直し、多職種連携に着目し、本事業で作成する手引きを参考に、実際の現場での試行を行い、不足する情報等を補い、手引きの内容を拡充した。

(5) 福祉用具レンタル卸・販売事業者調査の実施

福祉用具貸与事業所からの業務委託依頼の実態や対応状況等について把握し、福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員による質の高い福祉用具サービス提供に繋げることを目的に、福祉用具レンタル卸・販売事業者に対するアンケート調査を行った。

(6) 手引きの作成

福祉用具専門相談員を対象とし、モニタリングを実施する上でのポイントやその結果を記録することの意義、PDCAの各場面における疾患や経過別の多職種連携及び記録方法に対する留意点や手引きの活用方法等を取りまとめた手引きを作成した。

(7) 報告書の作成

前記(1)で設置した検討委員会での討議を踏まえ、本調査研究事業における検討結果を報告書としてまとめた。

1.3 検討委員会の設置・開催

1.3.1 委員の構成

検討委員会の委員構成は以下の通り。

<委員>

(50音順、敬称略)

位置付け	氏名	所属・役職
委員	伊藤 広成	一般社団法人日本福祉用具供給協会 事務局次長
委員	大串 幹	兵庫県立リハビリテーション中央病院 病院長
委員	久保田 好正	株式会社 斬新社 代表取締役
委員	鈴木 愛	つくば市 保健部 国民健康保険課 参事補
委員	田中 紘太	株式会社マロー・サウンズ・カンパニー 代表取締役
委員	千葉 博	株式会社サカイ・ヘルスケア 営業管理担当課長
委員	肥後 一也	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局長 株式会社カクイックスウィング 営業本部 部長
委員長	渡邊 慎一	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長

<オブザーバー>

内田 正剛	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官
松本 洋輔	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係長
石川 邦大	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係

<事務局>

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社
ヘルスケア&ウェルネス事業部 介護・医療政策チーム

1.3.2 検討委員会の開催状況

検討委員会の開催状況は下記の通り。

図表 1-1 検討委員会の開催時期と主な議題

回	時期	主な議題
第1回	令和6年8月8日(木) 13:00~15:00	<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画(案)について・ 手引き構成(案)について・ 文献調査による取組事例の収集について
第2回	令和6年10月10日(木) 17:00~19:00	<ul style="list-style-type: none">・ 文献調査の結果について・ 手引き素案について・ 事例収集調査(ヒアリング調査)の概要について・ モデル的試行の概要について
第3回	令和6年12月16日(月) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none">・ 事例収集調査(ヒアリング調査)の結果について・ 手引き案について・ モデル的試行の概要について
第4回	令和7年3月 21 日(金) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none">・ モデル的試行について・ 手引きについて・ 報告書(案)について

2. 文献調査による取組事例の収集

2.1 目的

福祉用具専門相談員がPDCAを実践する上での工夫や課題、福祉用具貸与・販売計画やモニタリング結果を記録するにあたっての課題、医療職との多職種連携の状況や課題を把握することを目的として、研究論文や調査事業報告書の内容の整理を行った。

なお、文献は福祉用具専門相談員が主となる内容だけではなく、必ず連携する介護支援専門員のPDCAの視点によるものも含め、広く調査を実施し、福祉用具専門相談員が実施すべきPDCAの実践(あり方)を整理した。

更に、手引きの全体構成の検討や参考事例等のエッセンスを抽出し、手引き本文の内容にも活用した。

2.2 調査方法

2.2.1 調査対象

- ・ 福祉用具専門相談員によるPDCAの実践に関する国内の論文
- ・ 行政等において実施されてきた福祉用具専門相談員によるPDCAの実践に関する調査研究事業報告書、職能団体等が作成したガイドライン等

2.2.2 抽出方法

(1) 福祉用具専門相談員によるPDCAの実践に関する国内の論文

文献データベース(CiNii Research、J-Stage、JMEDPlus、医中誌 Web)より、福祉用具専門相談員によるPDCAの実践に関する国内の論文を抽出した。

各文献データベースにおいて、抽出のために用いた検索式を以下に示す。

図表 2-1 各文献データベースの検索式

データベース (検索日)	検索式
CiNii Research (国立情報学研究所) (2024年6月14日参照)	福祉用具専門相談員 AND("PDCA"OR"福祉用具貸与"OR"福祉用具販売"OR"モニタリング"OR"多職種連携"OR"介護支援専門員")
J-Stage (国立研究開発法人科学技術 振興機構:学協会誌) (2024年6月24日参照)	fulltext:福祉用具専門相談員 AND(fulltext:PDCA OR fulltext:福祉用具貸与 OR fulltext:福祉用具販売 OR fulltext:モニタリング OR fulltext:多職種連携 OR fulltext:介護支援専門員)
JMEDPlus (国立研究開発法人 科学技術 振興機構:科学技術文献 DB) (2024年7月1日参照)	福祉用具専門相談員*(PDCA+福祉用具貸与+福祉用具販売+モニタリング+多職種連携+介護支援専門員)
医中誌 Web (医学中央雑誌刊行会) (2024年7月1日参照)	(福祉用具専門相談員/TH or 福祉用具専門相談員/AL) and (PDCA/TH or 福祉用具貸与/TH or 福祉用具販売/TH or モニタリング/TH or (専門職間人間関係/TH or チーム医療/TH or 多部門連携/TH) or 介護支援専門員/TH)

(2) 行政等において実施されてきた福祉用具専門相談員による PDCA の実践に関する調査研究事業報告書、職能団体等が作成したガイドライン等

以下を対象に、福祉用具専門相談員による PDCA の実践に関する文献を抽出した。

- ・ 厚生労働省老人保健健康増進等事業の報告書および付随する成果物
- ・ 職能団体等が発行する書籍、および職能団体等が開催する資格・研修等のテキスト

また、福祉用具専門相談員と必ず連携する介護支援専門員の PDCA の実践について参考にするため、介護支援専門員の研修テキスト等も一部抽出を行った。

2.2.3 調査項目

記載内容の種別、ポイントについて以下の視点で整理し、手引きの参考にするにあたり該当するプロセス(PDCA)の場面別に整理を行った。

- ① PDCA を実践する上での工夫や課題
- ② 福祉用具貸与・販売計画やモニタリング内容に関する課題
- ③ 医療職との多職種連携の内容や課題
- ④ その他

2.3 調査期間

令和6年6月～9月

2.4 調査結果

(1) 福祉用具専門相談員による PDCA の実践に関する国内の論文

1) 抽出論文数

文献データベースより抽出した論文数を以下に示す。

図表 2-2 抽出論文数(件)

データベース	件数
CiNii Research (国立情報学研究所)	11 件
J-Stage (国立研究開発法人科学技術振興機構:学協会誌)	41 件
JMEDPlus (国立研究開発法人 科学技術振興機構:科学技術文献 DB)	6 件
医中誌 Web (医学中央雑誌刊行会)	38 件
検討委員会委員からの提供資料	1件

※J-Stage、JMEDPlus、医中誌 Web はCiNii Researchとの重複を除く

2) 調査結果一覧

文献調査の結果は以下の通り。

図表 2-3 調査結果一覧

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類別、ポイント				該当するプロセス							
			①PDCAを 実践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A				
1	金沢善智, 福祉住環境整備における理学療法士の役割, 理学療法学, 32(4), 173-176, 2005	原著論文	○		○			○						
2	小島みさお, 特定福祉用具販売種目の購入後のモニタリングとメンテナンス: 福祉用具専門相談員のアンケート調査から, 福祉介護テクノプラス 16(10), 10-15, 2023	原著論文		○								○		
3	小島みさお・東島弘子, 特定福祉用具販売種目に関する相談と選定の実態: 福祉用具専門相談員のアンケート調査から, 研究助成・事業助成報告書ボランティア活動助成報告書 33, 15, 2022	報告書		○									○	
4	若林和枝・東島弘子, 介護支援専門員と福祉用具専門相談員が行っている末期がん患者の療養環境の整備に関する支援, 環境福祉学研究, 7(1), 7-16, 2022	原著論文	○		○									
5	東島弘子, 実態調査から見た福祉用具貸与と福祉用具専門相談員: 私的福祉用具論(10), 福祉介護テクノプラス, 14(7), 32-37, 2021	解説	○											○

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類別、ポイント				該当するプロセス							
			①PDCAを実 践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A				
6	若林和枝・東島弘子, 認知症高齢者の福祉用具 利用に関する研究, 環境福祉学研究, 6(1), 29- 37, 2021	原著論文			○									
7	若林和枝・東島弘子, 末期がん患者の福祉用具 利用時における3職種に着目点と支援, 自立支 援介護・パワーリハ学, 15(1), 32-40, 2021	原著論文	○		○									
8	小林宏気, 福祉用具貸与利用者に対する商品企 面の気づきのきっかけに関する研究: 選定支援の 気づきのきっかけとの比較から, 環境福祉学研 究, 5(1), 29-35, 2020	原著論文	—	—	—									
9	佐藤祐樹・土屋謙仕, 福祉用具専門相談員と介 護支援専門員に有用な住環境整備に関わる報告 書の作成と報告書に対するリハビリテーション スタッフへのアンケート調査, ぐんま作業療法研 究, 19, 31-40, 2016	原著論文						○						
10	栗原俊介, 多職種連携における福祉用具専門相 談員の視点で生活環境を構築, 看護のチカラ, 20 (436), 26-29, 2015	解説	○		○					○			○	○

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類別、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを実 践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A			
11	白澤政和,君は知っているか? 今、福祉用具貸 与サービスが大きく変わろうとしていること を!(第13回)福祉用具の個別援助計画とモニタ リングを作成・実施する福祉用具専門相談員へ の期待,地域ケアリング,12(6),38-40,2010	解説	○	○		○							
12	木村俊裕,我が社の環境安全活動 マツ六(株)の 製品安全活動への取組 高齢者の安全な住環境 のために2,安全工学 63(3),178-182,2024	解説	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	玉村悠介,野崎園子,朝川弘章,吉川創,松浦道 子,錦見俊雄,回復期リハビリテーション病棟にお ける入院時オンライン家屋訪問の有用性,The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine,60(10),892-901,2023	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	齋藤崇志,矢田部あつ子,松井孝子,清水朋美,高 齢者介護における医療介護職とロービジョンケア 専門職の連携—医療介護職を対象としたオンラ インアンケート調査—,日本老年療法学会 誌,2,1-9,2023	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、発行年)	区分	記載内容の種類、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを実践する上での工夫や課題	②貸与・販売計画やモニタリング内容に関する課題	③医療職との多職種連携の内容や課題	④その他	P	D	C	A			
15	土井貴詔, 梶原大輔, 松村正幸, 山田沙也香, 【卒業教育の構築と実践】 生活期施設・事業所における卒業教育の構築と実践, 理学療法法の臨床と研究, 33(1), 11-17, 2023	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	東島弘子, 高齢者の移動支援を考える 一点から線へ、線から面につながるための用具と地域資源一, リハビリテーション・エンジニアリング, 38(1), 2-6, 2023	原著論文			○				○				○
17	池本和樹, 高齢者の移動を支援する用具について, リハビリテーション・エンジニアリング, 38(1), 13-17, 2023	原著論文							○				○
18	大西みさ, 小栗太一, 阿部浩子, 梶野真一, 熊坂義裕, 佐藤由美子, 緒方正樹, 岡崎智美, 深谷由樹, 服部祐佳, 原田祐希, 西山恵美, 金井康徳, 高野凌, 川合弘, 鶴飼繁暢, 谷吉倫, 木全伸夫, 伊藤洋一, 横井成年, 稲垣さとみ, 加藤あゆみ, 大橋拓幸, 川田貴之, 小川浩平, 糖尿病患者の肥厚した爪白癬に対するフットケア療法—多職種協働による多施設共同前向き介入研究一, 日本統合医療学会誌, 16(1), 30-39, 2023	原著論文											

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類、ポイント				該当するプロセス			
			①PDCAを実 践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリ ング内容に関す る課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A
19	櫻井陽子, 齋藤正美, 介護支援専門員による杖選 択の現状—SCATを用いた質的研究—, 理学療 法科学, 38(6), 438-443, 2023	原著論文	○	○	○	○				
20	亀井将太, 小林法一, 外出に支援を要する脳卒中 者が電動車いすの利用に至るプロセス—TEA による分析から—, 作業療法, 41(5), 522- 530, 2022	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—
21	栗田慎也, 藤田里美, 小磯寛, 宮崎亜希子, 中山玄 康, 車椅子離床に難渋した重度肥満症例—耐荷 重 135kg のテイルト・リクライニング型車椅子の 使用経験—, 支援工理学療法学会 誌, 2(1), 38-44, 2022	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—
22	木之瀬隆, 座位保持装置から介護保険のシー ティング, 日本義肢装具学会誌, 38(2), 138- 143, 2022	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—
23	渡辺紀子, 島崎崇史, 竹中晃二, 訪問介護員を対 象としたコミュニケーション能力尺度の開 発, Journal of Health Psychology Research, 34(2), 39-50, 2022	原著論文			○					○

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類別、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを実 践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A			
24	鈴木啓太, 佐藤未希, 前田雄, 生活期補装具支援 の関わり—訪問の義肢装具士としての役割—, 日 本義肢装具学会誌, 38(1), 21-27, 2022	原著論文	○										
25	小林宏気, 福祉用具メーカーの企画力と商品企 画担当者が重視する情報に関する調査研究, 商 品開発・管理研究, 17(2), 30-50, 2021	原著論文	○		○					○			○
26	中村靖彦, 新型コロナウイルスへの対応 第3回 コロナ禍における福祉用具事業者の課題と工夫, リハビリテーション・エンジニアリング, 36(1), 61- 64, 2021	解説	○		○					○			○
27	西野誠一, 顧客対応における企業で取り組む安 全管理体制と顧客満足度の向上, 日本義肢装具 学会誌, 35(4), 316-322, 2019	原著論文	—	—	—					—	—	—	—
28	萱野由希江, 講座 義肢・装具関連のリスクマ ネージメント 介護現場におけるリスクマネジメン トと装具に係る事例, 日本義肢装具学会 誌, 35(3), 229-235, 2019	原著論文	○							○			○
29	木之瀬隆, 特集 車椅子・シーティング技術のこれ から これからのシーティング技術の展開, 日本義 肢装具学会誌, 35(3), 166-172, 2019	原著論文	—	—	—					—	—	—	—

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを 実践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A			
30	赤堀将孝, 亀山一義, 地域ケア会議参加者が作業療法士に求める各会議での役割—テキストマイニングを用いた分析—, 作業療法, 38(3), 325-334, 2019	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	東島弘子, 社会福祉士に求められるリハビリテーション工学・福祉用具の知識とは, リハビリテーション・エンジニアリング, 34(1), 14-17, 2019	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	藤本修平, 小林資英, 小向佳奈子, 杉田翔, リハビリテーション分野の Web サイトにおける医療広告ガイドラインの遵守割合—東京都 23 区内の病院を対象とした記述的研究—, 理学療法学, 46(3), 196-200, 2019	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	望月亮, 片山莊太郎, 中野亜希子, 城尚子, 地域共生社会に果たす歯科麻酔科医の役割, 日本歯科麻酔学会雑誌, 47(2), 74-80, 2019	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	大濱江美子, 子どもから大人まで, 全ての世代のがん患者を地域とともに支えるための試み, 日本小児血液・がん学会雑誌, 55(3), 239-248, 2018	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを実 践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A			
35	沖藤典子,利用者の立場から福祉用具を考え る 一介護ベッドを利用してみて、その快適性と 危険性一,リハビリテーション・エンジニアリン グ,32(3),110-114,2017	その他	○		○		○						
36	沖井明,在宅からみた,補装具支給の課題,日本 義肢装具学会誌,33(3),163-169,2017	原著論文	—	—	—		—						—
37	内藤麻生,訪問リハビリテーションの立場から,日 本義肢装具学会誌,33(2),95-98,2017	原著論文	○		○					○	○	○	○
38	八塩圭子,関係性マーケティングにおけるバ リューストリームの実現— 建設と介護のシナ ジー効果生む新しい経営 — セントラルグルー プ,マーケティングジャーナル,36(2),126- 143,2016	原著論文	—	—	—		—						—
39	安田淑子,おいしい食事をおいしく食べるを引き 出す栄養マネジメントパス,日本クリニカルパス学 会誌,18(3),259-262,2016	原著論文			○					○			
40	伊藤健三,リレー解説 介護福祉のための研究開 発の動向《第3回》介護現場のニーズなどユー ザの視点から,計測と制御,55(8),719- 720,2016	原著論文	○		○								

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類、ポイント				該当するプロセス							
			①PDCAを 実践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A				
41	丹野克子,照井孫久,遠藤和子,訪問リハビリテ ーションサービスの提供する理学療法士・作業療法 士の連携の様態 ケアマネジャーとの関係を中心 に,日本保健医療福祉連携教育学会学術誌・保 健医療福祉連携,9(1),21-28,2016	原著論文			○									
42	五島朋幸,最期まで食べられる街づくり,日本静 脈経腸栄養学会雑誌,30(5),1107- 1112,2015	原著論文			○									
43	堀籠淳之,阿部泰之,医療者・介護者・福祉者のた めのケア・カフェーBlending Communities,Palliative Care Research,9(1),901-905,2014	原著論文						○						
44	渡辺崇史,畠山卓朗,富板充,奥山俊博,手嶋教 之,電動ベッド臥位姿勢環境における単指でのボ インディングデバイス操作の特徴,ヒューマンイン タフェース学会論文誌,15(3),271-280,2013	原著論文												
45	田中結香,望月宗一郎,介護サービス事業所職員 の高齢者虐待防止法に対する理解と高齢者虐待 対応の認識,日本保健医療福祉連携教育学会学 術誌・保健医療福祉連携,5(1),2-10,2012	原著論文												

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類別、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを 実践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A			
46	吉田輝美,介護労働者が受ける利用者やその家族から言葉による傷つきへの対処方法の研究:特別養護老人ホームの介護労働者が受ける言葉による傷つき克服のインタビュー調査結果より,人間関係学研究,17(2),29-42,2012	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	高岡徹,車いす給付の現状,日本義肢装具学会誌,26(3),150-156,2010	原著論文				○							
48	河添竜志郎,福祉用具と生活機能評価—TQMの視点から—,理学療法学,35(8),457-459,2008	原著論文	○			○				○			
49	河添竜志郎,生活動作を実現するテクノエイド開発の動向とその活用について,理学療法学,33(4),243-244,2006	原著論文	○			○				○			○
50	田村久美,水谷節子,21世紀の新しい消費者教育を求めて—消費者教育からみた循環型福祉用具の現状と課題—,消費者教育,21,185-193,2001	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	谷合義旦,関連専門職種の養成,日本義肢装具学会誌,16(2),98-103,2000	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを 実践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A			
52	塩出博司,介護保険法の福祉用具に関する規定 について,日本義肢装具学会誌,16(2),81- 88,2000	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	小島みさお,東島弘子,特定福祉用具販売種目の モニタリングやメンテナンスの実態～生活を整え る福祉用具専門相談員のアンケートから～,環境 福祉学研究,9(1),19-30,2024	原著論文	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—
54	亀ヶ谷忠彦,介護保険下の福祉用具貸与サービ スを用いた電動車椅子の導入事例,車椅子シー ティング研究,7,9-16,2022	原著論文	○	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○
55	岩元文雄,福祉用具のアセスメントとモニタリン グ,POアカデミージャーナル,24(3),183- 188,2016	原著論文	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○
56	萩原絢子,電動ベッド最近の動向 福祉用具貸与 業者がメーカーに求めること,福祉介護テクノプラ ス,7(9),20-21,2014	解説	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
57	市川渕,福祉用具専門相談員スキルアップ講座 第11回 リフトによる移乗-その2-吊具の種類と 使い方,福祉介護機器 TECHNO プラス, 2(7),29-32,2009	解説	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、発行年)	区分	記載内容の種類、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを実践する上での工夫や課題	②貸与・販売計画やモニタリング内容に関する課題	③医療職との多職種連携の内容や課題	④その他	P	D	C	A			
58	杉浦一正,介護保険における車いす貸与の現状と問題点,PO アカデミージャーナル,14(2),89-91,2006	原著論文	○		○			○					
59	小島みさお,東島弘子,認知症在宅高齢者における紙おむつの選定についての福祉用具専門相談員の実態と選定困難意識(原著論文),自立支援介護・パワーマリハ学,17(2),100-107,2023	原著論文	○	○	○			○					○
60	東島弘子,行田壮一郎,【持続可能な福祉用具サービスに向けて】「退院前支援サービス」を考える退院前支援の事例紹介と今後の課題(解説),福祉介護テクノプラス,16(10),16-20,2023	解説	○	○	○			○		○			○
61	植村仁,福祉用具選出補助ソフトウェアに必要な要素と手法(解説),福祉文化研究,31,81-94,2022		—	—	—			—		—			—
62	高堀康裕,支え手が考える「在宅生活」のヒント(3)折り合いがつかう環境調整—家に配慮した介入—(解説),福祉介護テクノプラス,16(5),16-19,2023	解説	○		○			○		○			○

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを 実践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A			
63	上野竜太,【支え手が考える「在宅生活」のヒント (3)】ご利用者が安心して生活できる環境を構築 していく,福祉介護テクノプラス,16(5),12- 15,2023	解説	○		○				○	○			
64	東富弘子,事故防止としての、福祉用具専門相談 員の役割：私的福祉用具論(18),福祉介護テク ノプラス,16(4),35-39,2023	解説	○		○				○				
65	内田達之,在宅復帰および在宅医療における福 祉用具の重要性(解説),社会医療研究, 19,47- 52,2021	解説	○		○				○				
66	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会,福 祉用具の専門家に対する研修の在り方福祉用具 専門相談員への e-learning,及びオンライン教 育の在り方について(解説),福祉介護テクノプラ ス,15(12),10-14,2022	解説								○			
67	野元香苗,【福祉用具の未来】退院前担当者会 議における住宅環境情報の共有と重要性につい て(原著論文),福祉介護テクノプラス, 15(10),10-14,2022	解説	○		○				○				○

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類別、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを 実践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A			
68	水越良行,【看取りケアを支える道具(2)】看取り ケアにおける福祉用具専門相談員の役割(解 説),福祉介護テクノプラス,15(3),16-19,2022	解説	○	○	○	○							
69	粕谷佳紀,【福祉用具活用の更なる深化】ポジショ ニングとチームアプローチの必要性,福祉介護テ クノプラス,14(12),18-21,2021	解説			○	○							
70	秋嘉徳,【福祉用具活用の更なる深化】離島地域 における多職種とのチームケア島で迎える最期 (解説),福祉介護テクノプラス,14(12),15- 17,2021	解説	○	○	○	○				○	○	○	○
71	柏木茂幸,【福祉用具が叶える自立支援】私は福 祉用具や住宅改修のプランが苦手です。どうした らよいでしょうか(Q&A),月刊ケアマネジメン ト,32(11),11,2021	解説				○							○
72	阿部充宏,基本スキルを BrushUp チーム力を 高めるための他職種とのかわり方(Vol7) チームケアを推奨しよう 福祉用具貸与編(解 説),ケアマネジャー,23(10),54-57,2021	解説		○	○								○

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類別、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを 実践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A			
73	植野雅晴,【現場のリアルなギモンを集めました それが聞きたかった！リハビリ看護 Q&A3-ベ テラン0】リスク管理福祉用具(Q&A),リハビリ ナース, 14(1),30-31,2021	解説			○								○
74	今井啓介,中森清孝,木ノ下優子,山村智江,【医 療介護連携を考える】通所・訪問リハビリの特色 を活かした作業療法によりサービス付き高齢者 向け住宅から定期的な自宅外泊が可能になった 症例,石川県作業療法学会雑誌,28(1),26-29, 2020	原著論文					○						
75	吉田光子,支援をスムーズに進める連携スキルの 高め方(最終回)えっ,それがいいの!?!福祉用具 レンタル業者との連携場面(解説),ケアマネ ジャー,22(3),52-55,2020	解説			○								○
76	澤田有希,福祉の現場から専門職の視点を反映 した住環境整備の提案,地域ケアリング, 22(3),91-94,2020	原著論文											○

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを 実践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関す る課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A			
77	東島弘子,私的福祉用具論 福祉用具対象範囲 の判断基準における、専門相談員の関与につい て(解説),福祉介護テクノプラス,12(12),1- 5,2019	解説	○		○		○	○	○				
78	岩元文雄,回復期リハビリテーション病棟と福祉 用具専門員との連携 退院後の生活を広げる福 祉用具,回復期リハビリテーション,18(2),47- 49,2019	解説	○		○					○			
79	志垣健一朗,食支援における多職種連携「全体を みる」食環境の作り方福祉用具相談専門員の視 点にふれて(解説),訪問リハビリテーション, 8(1),69-75,2018	解説	○		○					○			
80	田中マキ子,磯貝善蔵,石澤 美保子,柳井幸恵, 水野智之,近藤龍雄,関根祐介,「シームレスケア」 実践のための症例検討会(第4回)褥瘡のシー ムレスケアのための各職種の役割と連携, Expert Nurse,34(2),71-77,2018	解説	—		—					—			—
81	湯脇稔,【地域を支える多職種協働】福祉用具専 門相談員の役割と連携,地域リハビリテーショ ン,12(10),835-838,2017	解説			○					○		○	○

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類別、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを 実践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A			
82	佐藤祐樹・土屋謙任,退院時の住環境整備に関 する現状調査と情報提供内容の検討 福祉用具 専門相談員へのアンケート調査を基に,ぐんま作 業療法研究,19,21-29,2016	原著論文			○				○				
83	池田茂,【福祉用具の積極利用が、社会保障費の 削減に寄与する】これからの超高齢化社会を乗り 越えるための福祉用具の積極的な利用,地域ケ アリング,19(5),13-20,2017	解説						○					
84	高堀康裕,【生活支援における作業療法・理学療 法ー新たな領域を目指して】生活支援における 作業療法 訪問作業療法十三年間の経験から, 福祉介護テクノプラス,10(5),12-16,2017	解説							○				
85	中村匡宏,【こうすればうまくいくサービス別連携 のポイント】(解説),ケアマネジャー,19(2),10- 29,2017	解説							○				
86	米崎二郎,池田真紀,山口さおり,福祉用具適合支 援技術に関する技術移転:職種別教育システム の再考について,大阪市立心身障害者リハビリ テーションセンター研究紀要,30,37-41,2016	原著論文											

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを実 践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A			
87	東島弘子,【福祉用具の活用 5つのスキル 実務 に使える“18 種目丸わかり表”付き】福祉用具と うまく付き合えるケアマネジャーになろう,ケアマ ネジャー,18(10),12-13,2016	解説			○								
88	佐藤大介,【病院・施設での福祉用具供給システ ム】福祉用具専門相談員と病院・施設の専門職 の連携,地域リハビリテーション,11(2),120- 123,2016	解説			○								
89	鈴木健太,松田雄太,訪問リハビリテーション担当 者と福祉用具専門相談員の連携 身体機能に 合った車椅子の選択がスムーズに行えた一症例, 山形理学療法学,10,20-23,2014	原著論文			○					○			
90	東島弘子,【ナース・リハビリスタッフが知っておき たい福祉用具のチェックと観察ポイント】知ってお きたい介護保険制度による福祉用具の利用法,リ ハビリナース,7(4),378-381,2014	解説			○					○			
91	市橋亮一,がんのターミナルケア 7つのフェーズ と21の実践ポイント(第1回) がんの難しさと 在宅準備期,ケアマネジャー,16(1),62- 65,2013	解説			○					○			

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを 実践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A			
92	土井敦,福祉用具体験記 福祉用具専門相談員 とセラピストとの連携について:アンケート結果か ら見えたもの,福祉介護テクノプラス,6(10),42- 45,2013	解説			○	○							
93	成田すみれ,介護保険制度における「福祉用具」 活用の実態と課題 ケアマネージャーの福祉用 具利用意識調査から,リハビリテーション研究紀 要,19,115-117,2010	原著論文	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
94	東畠弘子,認知症高齢者の福祉用具利用時にお ける事故・ひやりはっと,日本生活支援工学会誌, 9(2),2-8,2009	原著論文	○							○	○		
95	小島操,【HCR2008 介護保険における福祉用 具供給システムを考える より良い福祉用具サー ビス供給システムを指して】ケアプランと福祉 用具個別援助計画,地域ケアリング,10(11),26- 29,2008	解説	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
96	久留善武,【HCR 展-福祉用具人材養成の現状 と課題-より良い福祉用具関係専門職の確保を 目指して】福祉用具専門相談員の養成と今後の 課題について,地域ケアリング,8(11),32- 35,2006	解説	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

No.	文献の詳細 (著者、文献タイトル、雑誌名、巻(号)、ページ、 発行年)	区分	記載内容の種類別、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを実 践する上での 工夫や課題	②貸与・販売計 画やモニタリン グ内容に関する 課題	③医療職との 多職種連携の 内容や課題	④その他	P	D	C	A			
97	久保田好正.暮らしの舞台をつくる住環境整備: 現状と課題,新たな仕組みづくり,作業療法ジャー ナル.58(9),866-872,2024	解説			○					○			

※「記載内容の種類別」および「該当するプロセス」に「-」を記載しているものは、本事業に関連のなかった場合を示している。

(2) 行政等において実施されてきた福祉用具専門相談員による PDCA の実践に関する調査研究事業報告書、職能団体等が作成したガイドライン等

1) 調査対象とした報告書、ガイドライン等の件数

調査対象とした報告書、ガイドライン等の件数を以下に示す。

図表 2-4 報告書・ガイドライン数(件)

区分	件数
調査研究事業報告書	9 件
小冊子	20 件
研修テキスト	5 件
その他	4 件

2) 調査結果一覧

文献調査の結果は以下の通り。

図表 2-5 調査結果一覧

No.	文献の詳細 (団体名、文献名、発行年月)	区分	記載内容の種類別、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを 実践する上 での工夫や 課題	②貸与・販売 計画やモニタ リング内容に 関する課題	③医療職と の多職種連 携の内容や 課題	④その他	P	D	C	A			
1	株式会社 NTT データ経営研究所, 介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しに向けた調査研究事業報告書, 令和6年3月	報告書	○	○	○		○	○	○				
2	株式会社 NTT データ経営研究所, 介護保険における福祉用具の選定の判断基準改訂案, 令和6年3月	その他		○						○	○	○	○
3	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会, 福祉用具サービスの質の評価データ収集等に係る調査研究事業報告書, 令和3年3月	報告書	○							○			
4	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会, サービスの質の向上に向けた福祉用具貸与計画書における項目の標準化に関する調査研究事業報告書, 令和4年3月	報告書		○								○	○
5	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会, 福祉用具貸与におけるモニタリング等の実態に関する調査研究事業報告書, 令和4年3月	報告書	○	○								○	○
6	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会, 福祉用具等におけるサービスの見える化及びサービス向上に資するPDCA 推進に関する調査研究事業報告書, 令和5年3月	報告書	○	○	○					○	○	○	○

No.	文献の詳細 (団体名、文献名、発行年月)	区分	記載内容の種類別、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを 実践する上 での工夫や 課題	②貸与・販売 計画やモニタ リング内容に 関する課題	③医療職と の多職種連 携の内容や 課題	④その他	P	D	C	A			
7	公益財団法人テクノエイド協会,福祉用具のニーズ・苦情・事故に関する情報提供システムの調査研究事業報告書,平成22年3月	報告書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	公益財団法人テクノエイド協会,介護保険における福祉用具サービスの利用実態及び有効性に関する調査研究事業報告書,平成22年3月	報告書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会,ふくせん版「福祉用具サービス計画書」[「モニタリングシート」],令和6年4月版	その他		○					○				○
10	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会,福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業報告書,平成30年3月	報告書		○					○				
11	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会,「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」作成ガイドライン,平成30年3月	その他		○					○				
12	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会,福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業報告書,平成26年3月	報告書	○	○					○			○	○
13	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会,福祉用具サービス計画作成ガイドライン,平成26年3月	その他	○	○					○			○	○

No.	文献の詳細 (団体名、文献名、発行年月)	区分	記載内容の種類別、ポイント				該当するプロセス							
			①PDCAを 実践する上 での工夫や 課題	②貸与・販売 計画やモニタ リング内容に 関する課題	③医療職と の多職種連 携の内容や 課題	④その他	P	D	C	A				
14	一般社団法人日本福祉用具供給協会,知っておきたい自 助具による生活支援	小冊子			○									
15	一般社団法人日本福祉用具供給協会,福祉用具専門相談 員が知っておきたい自助具の基礎知識	小冊子			○									
16	一般社団法人日本福祉用具供給協会,自立支援と福祉用 具サービス活用の手引き	小冊子	○							○				○
17	一般社団法人日本福祉用具供給協会,歩行を支援する福 祉用具活用の手引き	小冊子	○							○				
18	一般社団法人日本福祉用具供給協会,福祉用具専門相談 員が知っておきたい評価スケール	小冊子	○	○						○				○
19	一般社団法人日本福祉用具供給協会,ICFと福祉用具 サービス	小冊子		○						○				○
20	一般社団法人日本福祉用具供給協会,ICFと福祉用具 サービス(実践事例集)	小冊子	○							○				○
21	一般社団法人日本福祉用具供給協会,介護予防としての 福祉用具	小冊子	○	○						○				○
22	一般社団法人日本福祉用具供給協会,福祉用具サービス 計画のための骨関節系疾患の理解	小冊子	○							○				
23	一般社団法人日本福祉用具供給協会,高次脳機能障害対 応マニュアル	小冊子		○										○

No.	文献の詳細 (団体名、文献名、発行年月)	区分	記載内容の種別、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを 実践する上 での工夫や 課題	②貸与・販売 計画やモニタ リング内容に 関する課題	③医療職と の多職種連 携の内容や 課題	④その他	P	D	C	A			
24	一般社団法人日本福祉用具供給協会, 進行性疾患の方を 支援するための福祉用具活用の手引き	小冊子	○	○	○	○							
25	一般社団法人日本福祉用具供給協会, 退院時に福祉用具 を活用するための手引き	小冊子	○	○									
26	一般社団法人日本福祉用具供給協会, 状態像等に合った 移動支援用具の選定マニュアル(つえ・歩行器・車いす)	小冊子		○							○		
27	一般社団法人日本福祉用具供給協会, 事故防止に向けた 福祉用具専門相談員の留意点～アセスメント編～	小冊子	○							○			
28	一般社団法人日本福祉用具供給協会, 事故防止に向けた 福祉用具専門相談員の留意点～モニタリング編～	小冊子	○	○							○	○	○
29	一般社団法人日本福祉用具供給協会, 福祉用具有効利用 情報ガイドブック	小冊子							○				
30	一般社団法人日本福祉用具供給協会, 福祉用具利用効果 評価スケール様式	小冊子							○			○	
31	一般社団法人日本福祉用具供給協会, バッドを利用した 在宅におけるやさしい介護動作	小冊子							○				
32	一般社団法人日本福祉用具供給協会, 「福祉用具」を安全 に、安心して活用するためのチェックリスト～入浴・排泄編 ～	小冊子							○				

No.	文献の詳細 (団体名、文献名、発行年月)	区分	記載内容の種類別、ポイント				該当するプロセス						
			①PDCAを 実践する上 での工夫や 課題	②貸与・販売 計画やモニタ リング内容に 関する課題	③医療職と の多職種連 携の内容や 課題	④その他	P	D	C	A			
33	一般社団法人日本福祉用具供給協会、「福祉用具」を安全に、安心して活用するためのチェックリスト～移動・昇降装置・移乗編～	小冊子			○								
34	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会、福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)	テキスト	○	○						○	○	○	○
35	一般社団法人日本福祉用具供給協会、福祉用具選定士認定研修会	テキスト	○							○			
36	公益財団法人テクノエイド協会、福祉用具プランナー認定講習	テキスト	○	○						○	○	○	○
37	介護支援専門員実務研修テキスト作成委員会、介護支援専門員実務研修テキスト 上巻	テキスト	○	○						○	○	○	○
38	介護支援専門員実務研修テキスト作成委員会、介護支援専門員実務研修テキスト 下巻	テキスト	○	○						○	○	○	○

※「記載内容の種類別」および「該当するプロセス」に「一」を記載しているものは、本事業に関連のなかった場合を示している。

3. 事例収集調査(ヒアリング調査)の実施

3.1 福祉用具専門相談員向けヒアリング調査

3.1.1 調査の目的

福祉用具専門相談員を対象に、福祉用具サービス提供における PDCA の各場面での実践状況や情報連携に関する具体的な事例を把握し、手引きに記載するポイントや事例紹介を行うことを目的として実施した。

また、実際に福祉用具専門相談員が活用している記録様式や、具体的な記録内容等も収集し、手引き作成の参考とした。

3.1.2 調査対象

調査対象は文献調査の調査結果および委員推薦を踏まえて以下の通り選定した。

図表 3-1 ヒアリング調査の対象

調査対象	法人規模	法人・事業所の特徴等
福祉用具貸与事業所 A	7 事業所	離島含む県内全域でのサービス提供を実施。
福祉用具貸与事業所 B	5 事業所	東北地方、関東地方を中心にサービス提供を実施。
福祉用具貸与事業所 C	2 事業所	理学療法士の資格を有する福祉用具専門相談員が在籍している。
福祉用具貸与事業所 D	74 事業所	東北地方から九州地方でのサービス提供を実施。
福祉用具貸与事業所 E	70 事業所以上	全国に拠点があり、サービス提供を実施。
福祉用具貸与事業所 F		※福祉用具貸与事業所 F では、特に多職種連携による自立支援に繋がった個別事例について、PDCA の各場面での具体的な工夫についてヒアリングを実施。

3.1.3 調査時期

令和6年 10 月～11 月

3.1.4 調査方法

訪問またはオンラインにより実施した。

3.1.5 主なヒアリング項目

主なヒアリング項目は以下の通り。但し、福祉用具貸与事業所 F は、個別事例における PDCA 各場面での工夫等についてヒアリングを実施した。

図表 3-2 福祉用具専門相談員向けヒアリング項目

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 基本情報<ul style="list-style-type: none">➤ 法人・事業所の概要(事業所数、営業エリア、福祉用具専門相談員数等)2. 貸与開始時点(Plan)<ul style="list-style-type: none">➤ 福祉用具専門相談員によるインテーク、アセスメント、複数提案、福祉用具貸与・販売計画の作成、納品、利用者・家族等への説明➤ 多職種連携(介護支援専門員への計画書手交時、サービス提供事業者との情報共有)3. 利用開始後(Do)<ul style="list-style-type: none">➤ 利用者と福祉用具の適応状況の確認(利用者・家族等、サービス提供事業者等)➤ 利用者・家族への配慮・対応4. モニタリングの実施(Check)<ul style="list-style-type: none">➤ モニタリングの実施時期・頻度、確認項目・内容➤ モニタリング結果の記録(様式、内容、方法)➤ モニタリング結果の情報共有・活用内容➤ 多職種との連携5. 貸与計画等の見直し・多職種連携(Action)<ul style="list-style-type: none">➤ 目標達成状況の確認➤ 福祉用具貸与・販売計画の見直し➤ 多職種との連携6. サービス提供にあたっての課題<ul style="list-style-type: none">➤ 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制への対応状況➤ その他 |
|---|

3.1.6 ヒアリング調査結果

以下について、下線は手引きの本文やコラム作成の参考としたヒアリング結果を示す。

(1) 基本情報

福祉用具専門相談員によるサービス提供体制は、一連のサービス提供プロセスを同一の福祉用具専門相談員が対応している事業所(福祉用具貸与事業所 C)、営業担当、モニタリング担当などサービス提供プロセスごとに担当を分けて対応している事業所(福祉用具貸与事業所 A、D)、法人内でも事業所によって対応が異なるという事業所(福祉用具貸与事業所 B、E)があった。

図表 3-3 福祉用具貸与事業所・基本情報

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 A	<ul style="list-style-type: none"> 法人全体の福祉用具専門相談員は 54 名であり、経験年数の比率は、5 年以上が約 7 割、5 年未満が約 3 割である。 福祉用具専門相談員は、営業担当2名につきモニタリング担当1名の体制で利用者へのサービス提供を実施している。営業担当は相談受付、選定、納品、使用方法等の説明までを対応し、利用開始 10 日後に実施している点検からモニタリング担当が対応する。
福祉用具貸与事業所 B	<ul style="list-style-type: none"> 法人全体の福祉用具専門相談員は 60 名程度である。 サービス提供の実施方法は事業所によって異なる。20 名程度の福祉用具専門相談員がいる事業所であれば、営業担当とモニタリング担当などの役割分担があり、利用者への対応を行っている。少人数の事業所では、1人の福祉用具専門相談員が1人の利用者に対し、アセスメントからモニタリングまでの全ての対応を担当している。
福祉用具貸与事業所 C	<ul style="list-style-type: none"> 当事業所の福祉用具専門相談員は 8 名であり、当事業所では理学療法士の資格を持つのは1名である。 サービス提供の実施方法については、1人の福祉用具専門相談員が1人の利用者に対し、アセスメントからモニタリングまで一貫して対応している。
福祉用具貸与事業所 D	<ul style="list-style-type: none"> 当事業所の福祉用具専門相談員は 9 名であり、そのうち外勤担当者が 8 名である。営業担当とモニタリング担当に分かれており、配送や組み立てを専門とするスタッフも在籍している。 経験年数の構成割合としては、外勤担当者のうち 20 代が半数、30 代が2名、40 代以上が3名である。福祉用具専門相談員以外の資格保有者はいない。
福祉用具貸与事業所 E	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供における役割分担は事業所により異なる。 一部の商品以外は福祉用具専門相談員が納品し、調整・組み立てを行っているが、地域によっては配送部隊があり、連携して対応している。

(2) 貸与開始時点(Plan)

利用者の身体状況等のアセスメントや多職種からの情報収集に関しては、介護支援専門員からの情報共有やサービス担当者会議への参加だけでなく、退院前カンファレンスへの同席、リハビリテーション会議への参加や会議録の共有などを通じた情報共有により、福祉用具の選定や利用者への提案が実施されている事例があった。利用者への提案にあたっては、利用者に必要な機能やニーズに加えて、その利用者が何をしたいかを把握し、福祉用具専門相談員として提案していくことが必要という意見があった。

また、納品時には利用者の身体状況や疾患、認知機能の状況などに配慮し、想定されるリスクを含めて説明している事例や、歩行器などは操作方法だけでなく、利用者の動線を踏まえた置き場所についても説明している事例があった。

図表 3-4 貸与開始時点での取組事例等

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉用具専門相談員協会が公表している福祉用具サービス計画書(基本情報、選定提案、利用計画)を活用している。 ・ サービス担当者会議録のフォーマットに、基本情報のアセスメント項目の欄を設け、会議中の会話を踏まえて「福祉用具を使うことで利用者がどうなるか」を記録することで、福祉用具の選定にあたってのプロセスを記録している。 ・ <u>訪問リハビリテーションが関わっている場合には「訪問リハビリテーション計画書」を直接提供していただけることが多い。病院のリハビリテーション専門職が関わっている場合には介護支援専門員を通して、あるいはリハビリテーション会議の際に提供していただける。リハビリテーション会議をきっかけに福祉用具が変わることもあるが、その場合は、リハビリテーション会議が開催される前にリハビリテーション専門職から情報提供されている。</u> ・ リハビリテーション専門職との連携は、その分手間もかかるが、それだけ福祉用具に興味を持ってくださるのはありがたいと感じている。
福祉用具貸与事業所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員から声を掛けられ、退院前カンファレンスにはよく参加している。また、退院前にはリハビリテーション専門職、介護支援専門員、本人と家屋調査に同行することも多い。退院時の家屋環境設定までは病院のリハビリテーション専門職が担当し、在宅に移行してから担当が変わる。 ・ <u>リハビリテーション会議が開催される場合にも毎回声が掛かり参加している。</u> ・ 介護老人保健施設からの退所の際に声がかかることは少ない。退所しても在宅に戻るのではなく、有料老人ホームや介護老人福祉施設へ入所されるケースが多いためである。

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ まず介護支援専門員から情報を聞きつつ、介護支援専門員に同行して利用者宅の環境や利用者本人の情報を確認するとともに、委託先(レンタル卸業者)との調整を並行して実施している。 ・ 退院前カンファレンスは、退院の一か月ほど前から日程調整が行われ、病院のスタッフと連携し、退院までを支援する。<u>退院前に歩行器などを1週間前にお渡しして練習していただくことで、自宅での利用に向けてスムーズな移行ができるように工夫している。</u> ・ 介護支援専門員の策定したケアプラン上で必要な介護保険サービスの内容に従って福祉用具の導入を検討するため、他サービスに追従する形で通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションの職員との連携が生じることがある。リハビリテーション専門職から要望が上がるのは介入後である場合が多く、介入開始の2～3週間後に状態や環境の変化に応じて必要な福祉用具の相談を受けることがある。リハビリテーション専門職からは比較的具体的な福祉用具の指定があることがあるが、看護師からは抽象的な依頼が多い。訪問看護との連携の多くはターミナルケアのケースであり、褥瘡対応など事前に予想できる情報はこちらから提供することが多い。 ・ <u>納品時のポイントとして、取扱説明や、利用上生じるリスクについても疾患別に丁寧な説明を心がけている。</u>電気系の福祉用具の場合は配線や利用者の動線及び、動作確認を重視している。 ・ <u>特に気を付けて説明する必要があるような症状としては認知症の方や、立ち上がる際に支持物がないような方には、ご家族へ丁寧に説明している。</u>歩行器なども動線を踏まえて普段の置き場所を説明している。
福祉用具貸与事業所 D	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメント時のチェックシートは全社共通のものではなく、各事業所や担当が独自に作成している。アセスメント時に気を付けていることは、<u>特定の福祉用具の依頼があっても、まずは利用者の生活全般について聞き取り、過去の生活習慣を知ることで、過去と現在の生活状況のギャップを把握し、適切な福祉用具の選定に繋げている。</u> ・ <u>福祉用具の複数提案は、特に特殊寝台や移動用リフト、スロープなど利用者に直接見て選択いただくことが難しい種目の場合は、高齢の利用者はどちらの商品がよいか迷ってしまう場合があるため、利用者の生活状況を踏まえて福祉用具専門相談員として優先度をつけたうえで提案するようにしている。</u> ・ 様式は、福祉用具専門相談員協会が公表している福祉用具サービス計画書(基本情報、選定提案、利用計画)を活用している。利用計画の留意事項の欄には、歩行器であればブレーキのかけ忘れや、線路の乗り越え、車いすではエレベーターでの前輪の挟まり等、家屋状況や行動範囲によって想定されるリスクを伝えるようにしている。また、突っ張り型の手すりは、設置時に天井を破損してしまう場合があるため、事前に利用者に口頭で伝えて了承を得つつ、留意

調査対象	ヒアリング結果
	<p>事項として記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>福祉用具の具体的な使用方法の説明で工夫している点として、特殊寝台であれば挟み込みに関する注意喚起が掲載されているページの紹介や、利用上のポイント等、説明書の中で必ず読んでいただきたい部分を抜粋して口頭で伝えるようにしている。</u> ・ コロナ時の落ち込みを経て、病院からの退院前カンファレンスは元通り開催されていることが多く、福祉用具専門相談員も招かれて参加することがある。一方で、介護老人保健施設からの退所前カンファレンスは開催状況を把握しておらず、福祉用具専門相談員が参加することはまれである。
福祉用具貸与事業所 E	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来は各拠点で異なるアセスメントシートを使っていたため、法人内でプロジェクトチームを組成して全社共通のアセスメントシートを作成した。初級編、中級編があり、キャリア等によってどこまで深堀ができるかを分けており、先輩社員や上長などからフィードバックをしながら実施している。 ・ <u>複数提案は、身体適合と環境適合のどちらのニーズを優先するかが重要と考えており、その2つの役割を持つ商品を提案するとより良い選定に繋がると考える。また、利用者に必要な機能やニーズに加えて、その利用者が何をしたいかを把握すると提案するものが変わってくる可能性がある。例えば単に歩行補助で転倒予防をするのか、物を運ぶ等の自分の役割を継続したいのかによっても異なる。また収納や折りたたみなどの機能も考慮して提案する必要がある。</u> ・ 利用者への説明では、話すスピードや、ご家族がいる中でご本人が本音を話しているのかなども気を付ける必要がある。また、前向きな提案は重要だが、根拠のない励ましをしないよう注意が必要と考える。 ・ 多職種連携は、個人での繋がりが重要になる。利用者のことを把握しておりサービス事業者と関係性が構築できていれば、介護支援専門員から相談を受けた時点でリハビリテーション専門職と相談する等、利用者に必要な情報を得るために自分から連携をとることができる。 ・ <u>商品説明の際に、メーカーのホームページの動画や社内で撮影した動画を活用することも多くなっている。取扱説明書も QR コードで見えていただくこともある。また、取扱説明書のページ数が多すぎるため、簡易マニュアルや利用者に合わせて貼り紙等を工夫して作成している。ご家族に合わせて説明方法が変わってきていると感じる。</u>

(3) 利用開始後(Do)

納品後、いずれの事業所でも1週間から10日後を目安に適合状況を確認していた。また、貸与した種目によっても確認の時期は異なるという意見があり、例えば、納品直後から利用する福祉用具の場合は翌日、外出時に使用する福祉用具の場合は時間を空けて確認する、更に操作が難しい福祉用具の場合には納品直後と数日後の2回に分けて確認するなど、利用者や貸与種目によって対応を変えているとの意見があった。

また、利用開始後もターミナル期の利用者等、介護支援専門員から身体状況の変化に注意してほしいとの要望を受けた場合には、電話での確認もこまめに実施しているという実態が把握できた。

図表 3-5 利用開始後での取組事例等

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始10日後に、訪問もしくは電話で適合状況の確認を行っている。訪問を基本としているが、利用者・ご家族から断られる場合もあるため、実際の割合としては訪問が6割程度である。納品前にデモ期間などがあり、利用計画作成前に適合状況まで確認できている場合には電話確認としている。 ・ デモ期間は概ね1週間程度としており、デモ期間終了後に商品が返却となることはあまりないが、比較のために2商品持っていった場合には、不要になった商品は返却される。その場合にも通常の返却時と同様に消毒のプロセスを踏む必要がある。 ・ モニタリング以外に利用者宅を訪問することは基本的にはない。<u>但し、ターミナル期の利用者の場合で、介護支援専門員から身体状況の変化に注意してほしいと声を掛けられている利用者は、電話等で確認を行っている。</u>
福祉用具貸与事業所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉用具の設置にあたっては、家屋の築年数によって配慮も必要なケースもある。よって、選定の際に家屋とのマッチングにも気を付ける必要がある。天井突っ張り型の手すりによる天井の破損や、特殊寝台設置時に床が抜けるなどがあった。 ・ 利用者への説明は、契約内容の説明も重要だが使用方法の説明が最も重要と認識している。独居の方の場合にはキーパーソンが誰かを必ず確認している。介護支援専門員からも情報共有いただけるが、ケアプラン(第1表)の総合的援助の方針の部分に緊急連絡先の記載があるため、その方をキーパーソンと認識している。
福祉用具貸与事業所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>納品後、利用状況について1週間後をめぐりに確認を実施している。実際に訪問できる場合には訪問しているが、電話で利用者やリハビリテーション専門職に利用状況を確認することもある。</u> ・ リハビリテーション専門職など多職種との連携は、確認が必要な事項があれば実施している。日々密な連携をしているわけではないが、サービス担当者会議などをきっかけに関係性を作り、コミュニケーションを図ることもある。

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 D	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>納品1週間後には、福祉用具専門相談員から、電話で利用者や介護支援専門員に適応状況を確認している。</u> ・ 他サービス事業者から直接情報共有を頂くことは少ないが、介護支援専門員からは何かトラブル等が発生した場合には随時連絡を頂き、連携を行っている。また、実際の利用者に関する情報共有は、営業時に雑談を交えて行われるケースが多い。 ・ 利用者のご家族の関係性を重視して対応するようにしている。ご家族側の精神状態や体調が不安定である場合や、利用者のご家族の関係性があまり良くない場合には、福祉用具専門相談員からの介入や多職種との連携がトラブルを回避するうえで重要になる。 ・ <u>利用者及びご家族の福祉用具への理解度によっては適合に時間がかかるケースがあるため、納品後にこまめに介入したり、それを含めて介護支援専門員への情報共有を行うようにしている。</u>
福祉用具貸与事業所 E	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>納品後の点検も実施しているが、利用者によって時期が異なる。次の日に確認が必要な人と、少し経過してからでなければわからない人がいる。例えば外出時に使用する福祉用具の場合は、すぐに使用しない可能性もある。車いすの調整は2～3日座ってみればわかる。床ずれ防止用具は早めに使い方の理解に不安がないかを確認し、その後適合状況を確認するといったように二段階に分けて確認することも必要になってくる。</u> ・ 商品に不具合があった場合の利用者からの連絡先としては、介護支援専門員と福祉用具専門相談員半々である。多方面に連絡するのが難しいと思われる利用者には、何かあったら介護支援専門員に相談するようにと伝えている。そうでない場合は、商品の不具合等は営業所、新しいものが欲しい場合には介護支援専門員に連絡してほしいと伝えている。

(4) モニタリングの実施(Check)

モニタリング訪問の時期は、いずれの福祉用具貸与事業所も6か月に1回程度を基本としていたが、ターミナル期の利用者や、パーキンソン病の利用者など、利用者の疾患や状況に合わせて訪問時期を早めるなどの対応が把握できた。

モニタリング訪問時の記録様式は、いずれの福祉用具貸与事業所でも福祉用具専門相談員協会が公表しているモニタリングシートまたはそれに準じた様式を利用しており、加えて福祉用具別のメンテナンス等に関するチェックリストを作成し、活用している福祉用具貸与事業所もあった。

また、介護支援専門員へのモニタリング結果の共有に関しては、いずれの福祉用具貸与事業所でも福祉用具専門相談員が作成したモニタリングシートを共有していたが、介護支援専門員から多職種への連携の実態は聞き取ることができなかった。しかし、多職種にも共有すべき情報については、福祉用具専門相談員が直接サービス提供事業者に連絡する、サービス提供の日時に合わせてモニタリング訪問を行うなど、福祉用具専門相談員が自ら多職種との情報共有に動いている実態が把握できた。

図表 3-6 モニタリングの実施時期・頻度、確認内容について

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 日後の点検以降は6か月に1回をモニタリング訪問時期の基本としているが、<u>ターミナル期などの場合は3か月に1回程度を基本としている。ターミナル期以外では、パーキンソン病や認知症の利用者の場合に6か月に1回よりも早めにモニタリングを実施している。</u> ・ 介護支援専門員の依頼により訪問して利用計画の変更を行う場合、モニタリング担当より先に営業担当が訪問する場合もある。その際には営業担当がモニタリングの記録を作成している。 ・ 事業所全体で毎月モニタリング対象者のリストを出力し、注意事項がある場合には営業担当とモニタリング担当が事前に情報共有を行っている。
福祉用具貸与事業所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には6か月に1回の実施としている。しかし、納品後 10 日後を目安に利用状況等の確認を実施している。電話で状況を確認した上で、問題がなければ後日訪問し、契約手続きを実施する。 ・ <u>基本的には6か月に1回だが、ターミナルの利用者の場合などはモニタリング様式への記録までは実施しないが、こまめに状況確認を行うなど、記録に残らない対応もある。</u> ・ 福祉用具貸与だけでなく福祉関連の物販(紙おむつなど)の納品がある利用者もいる。その場合にはモニタリング訪問以外にも、物販の納品のために訪問することがあるため、貸与している福祉用具についても状況を確認できる。 ・ モニタリングは電話でも訪問でもよいとされているが、当社では基本は訪問で実施することとしている。

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基本は6か月に1回の実施としているが、利用者の状態像を踏まえて変更している。例えば、手すりを設置した際に、利用者の使い方を見てモニタリング時期を予想することなどがある。平均的には2～3か月に一度は利用者に連絡し、福祉用具の活用状況や状態を確認する。</u> ・ 新人の福祉用具専門相談員にはモニタリング実施時のポイントとして、まずはADLの項目を一つ一つ丁寧に確認することの重要性を伝えている。
福祉用具貸与事業所 D	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基本は6か月に1回の実施としており、利用者の状態で頻度を変えることはない。但し、例えば訪問リハビリテーションで歩行器を使用し、3か月後に改めて評価を行う等、福祉用具の評価を行う時期が決まっている場合には、それに合わせて訪問している。ターミナルなど状態の変化が想定される場合には、柔軟にモニタリングの時期を変えるようにしているが、現場の作業負担が大きいため記録作成まで徹底できていない場合がある。</u> ・ <u>車いす等を通所介護事業所などで使用している場合は、ご家族に福祉用具の点検や使用状況、身体状況の変化を聞き取るのに加えて、通所介護職員からの聞き取りも行うようにしており、ご家族が把握していない情報を収集できる場合もある。また、訪問系サービスを利用している場合も時間をあわせて訪問することがある。</u> ・ 他のサービス事業者が訪問しているタイミングでモニタリングを行う場合には、介護支援専門員に事前に連絡を取っている。訪問看護職員等が医療的措置を行う場合、安全配慮の観点から福祉用具専門相談員が同行しないほうがよい場合もあるため、事前に確認を取るよう心がけている。
福祉用具貸与事業所 E	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>最大6か月に1回としているが、利用者によっては3か月に1回を希望される場合もある。また、定期モニタリング以外に訪問する機会があれば都度モニタリングを行っている。利用者によって頻りに訪問する場合とそうでない場合があるためモニタリング時期は異なる。</u> ・ <u>電動車いすは提携している業者から月に1回の点検を推奨しているため、その程度の頻度で運転能力の見極めや不具合等の確認が必要である。特殊寝台、移動用リフト、昇降機等の電動系の福祉用具はこまめな確認が必要と考える。また、疾病・疾患で変化が激しい方は、早めに連絡することが理想である。</u>

図表 3-7 モニタリング結果の記録、情報共有について

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング様式は全国福祉用具専門相談員協会が公表しているモニタリングシートを利用しており、介護支援専門員等への交付義務化前から記録の報告を実施している。介護支援専門員には訪問の上、直接手渡ししている。当事業所で検証した結果、月末よりも月初に訪問したほうが介護支援専門員にモニタリング記録を見ていただけるといことが分かっている(毎月1~20日)。 ・ 介護支援専門員への報告は営業担当が実施しているが、モニタリング担当も来て欲しいと言われることもある。緊急の場合は、介護支援専門員からモニタリング担当に直接連絡がいくこともある。
福祉用具貸与事業所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリングの実施にあたっては、全国福祉用具専門相談員協会が公表しているモニタリングシートを用いており、その確認項目に基づいて聞き取りを行い、記録している。 ・ モニタリングシートは介護支援専門員への報告にも活用している。介護支援専門員への交付は、居宅介護支援事業所に訪問し、様式の手交だけでなく口頭でも説明することで情報連携を行っている。 ・ <u>メンテナンスに用いる機器の点検項目もモニタリングシートとは別の様式で記録を残している。点検項目は貸与種目別にチェック項目を用意している。</u> ・ 「物を見るのがモニタリングではなく、利用者の状況を見るのがモニタリングである」と福祉用具専門相談員には伝えている。
福祉用具貸与事業所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には全国福祉用具専門相談員協会が公表しているモニタリングシートの書式に沿った様式を利用しているが、<u>福祉用具の使用頻度や劣化状態などの確認事項を追加している。</u> ・ モニタリングシートを介護支援専門員に手渡ししているが、内容は口頭で伝えることが多い。福祉用具サービス計画の見直しや、福祉用具の交換内容に焦点を当てて説明している。 ・ 介護支援専門員へのモニタリングシートの連携時期としては、主に月末前を目指している。月をまたいでしまうと介護支援専門員が忙しくなってしまうことや、月末の25日から30日頃は福祉用具の提供表の実績が介護支援専門員のもとに届いている時期でもあることが理由である。
福祉用具貸与事業所 D	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国福祉用具専門相談員協会が公表しているモニタリングシートを使用している。更に、<u>商品ごとに点検用のチェック項目を用意しており、商品ごとの点検項目と、利用者への再説明・注意喚起等に関する項目を網羅している。</u> ・ 利用者宅に訪問するごとにモニタリング結果を記録しており、介護支援専門員にはFAXや写真の送信、口頭での情報共有を行うことが多い。
福祉用具貸与事業所 E	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全国福祉用具専門相談員協会が公表しているモニタリングシートを使用している。更に、商品ごとの点検のチェックリストは社内で作成している。</u>

図表 3-8 福祉用具専門相談員によるモニタリング結果を踏まえた多職種連携について

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業所から報告したモニタリング結果を介護支援専門員が他職種に共有することはない。 ・ <u>多職種連携では、訪問介護が入っている日時にあえてモニタリングに行く、車いすなどを通所介護で使用している際には通所介護事業所に行って状況確認をすることや、通所介護の職員から話を聞くこともある。</u>他サービスの利用状況は、サービス提供票を確認し、ご家族に直接連絡をし、許可をとっている。
福祉用具貸与事業所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供事業者同士での直接の多職種連携を好まない介護支援専門員も多い。リハビリテーション病院などの専門職とは直接連携をとることもあるが、基本的には介護支援専門員を介さない連携は行わない。 ・ 多職種からも、福祉用具自体の変更が想定されるような事象があれば、福祉用具専門相談員への情報共有もあるが、それ以外はあまりない。
福祉用具貸与事業所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員以外の多職種への共有状況として、モニタリングシートの共有をすることは少ないが、電話で口頭による情報共有をすることはある。 ・ モニタリング前でも福祉用具に詳しい介護支援専門員がモニタリングをした場合に予め情報共有いただくことがある。リハビリテーション専門職などからも、福祉用具の具体的な使い方について連絡を頂くことがある。

(5) 貸与計画等の見直し・多職種連携(Action)

福祉用具貸与事業所によっては、モニタリングを専門に担当するなどの役割分担をしているケースがあるが、貸与計画等の見直しの可能性がある場合などは事業所内で情報共有し、その必要性を検討した上で介護支援専門員に報告しているという実態があった。

また、リハビリテーションに取り組んでいる利用者の場合には、リハビリテーション専門職の評価も参考に福祉用具の変更を実施している実態も把握することができた。

図表 3-9 貸与計画等の見直し・多職種連携における取組事例等

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>モニタリング記録において、「福祉用具サービス計画の見直しの必要性あり」として介護支援専門員に報告する際には、事前にモニタリング担当と営業担当ですり合わせをしたうえで報告することとしている。</u> ・ 利用計画の目標達成の状況は、明らかに福祉用具が適合していない場合やヒヤリハットがあった場合等以外には基本的には達成としている。福祉用具サービス計画を見直すとケアプランも変更になるため、見直しのハードルが高いと感じることもある。
福祉用具貸与事業所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>福祉用具の変更は、当初のリハビリテーション計画に則って、福祉用具の提供や今後の変更が想定されている。リハビリテーション専門職の評価を踏まえて、福祉用具を変更し、利用者が問題なく利用できるということが確認できれば、正式な導入(利用計画及びケアプランの変更)となる。利用者の回復や悪化の速度が速い場合には、福祉用具も頻繁に変更されていく。</u> ・ <u>ケアプラン変更の必要性がある場合は、リハビリテーション専門職から介護支援専門員に打診していただくことが多い。医療職側からの働きかけの方が、介護支援専門員の納得感が高い。または、本人やご家族からの意見として介護支援専門員に声を上げていただくことも多い。</u>
福祉用具貸与事業所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉用具の見直しが発生するとケアプランの変更が伴うため、介護支援専門員のケアプラン見直しのタイミングに合わせて、利用計画の変更を伝えるよう心がけている。 ・ 福祉用具専門相談員はサービス担当者会議において、最後に意見を求められる傾向にある。個人的には医療系の職種の意見を先に聞き取ることで、自身の把握している情報の再確認や提案内容の再検討ができるため、福祉用具専門相談員として最後に意見できることは効果的であると思っている。新人の福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議での意見がやや単調になってしまうことが多い。

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 D	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成の判断基準について、トラブルや問題が生じない限り達成と記録することが多い。長期目標は、現状と照らし合わせて検討している。また、短期目標がある程度達成できている場合は、長期目標でも達成と記録することが多い。達成と一部達成は、福祉用具専門相談員個人で判断に違いが生じる。 ・ <u>利用計画の見直し提案の工夫として、福祉用具の変更にはケアプランの変更が必要になるため、現場で先に利用者のご家族の意向を伺ったうえで介護支援専門員に相談することで、見直しのフローをスムーズに進めている。</u> ・ 福祉用具貸与計画等の見直しに役立つ情報として訪問介護員等から共有があるとよい。例えば車いす利用者の場合、車いすに座っている時間が極端に減っている場合には何か問題が発生していることが想定されるため、通所介護や訪問介護の担当者から情報がもらえるとありがたい。また、床ずれのリスクについても、位置や形状によって車いすで姿勢が崩れているのが原因か、特殊寝台で寝がえりが打てないことが原因かを判断できるため、訪問介護員等から情報共有いただくと判断の役に立つことが多い。
福祉用具貸与事業所 E	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>モニタリングシートの「福祉用具サービス計画の見直しの必要性あり」にチェックをつける場合は、利用者に提案する前に介護支援専門員に報告したほうがよい場合もあれば、利用者に提案した後に介護支援専門員に報告したほうがよい場合もあるため、進め方には配慮が必要と考える。</u> ・ <u>利用目標が抽象的なものになっている場合があり、個別性・具体性のある利用目標を立てなければ目標達成確認に意味はないのではないかとというのが課題である。長期目標やケアプランの生活全般の解決すべき課題(ニーズ)をそのまま転記するだけでなく、福祉用具専門相談員としてより具体化して目標を立てなければ、目標達成しているか否かの判断にはあまり繋がっていないのではないかと。介護支援専門員のケアプランの作り方にも様々あり、個別性・具体性のあるケアプランを作成する介護支援専門員を褒めることでお互いに動機づけし合うのが重要と思う。</u> ・ 計画の見直しには、明るみに出やすいことと、福祉用具専門相談員だけが気づけることがある。床ずれがよくなる、お風呂のまたぎが危険になった、車いすを使っていない等であれば他職種からの報告により直ちに見直せるが、重要なのは福祉用具専門相談員だけが気づけることである。例えば ADL が低下しているが 2 モーターの特殊寝台を使い続けている、車いすクッションをおまけのものを使っていて姿勢が崩れている、外で使っていた車椅子を中で使ってしまった等はあまり他職種には発見してもらえない。他職種から連携できるパターンと、福祉用具専門相談員から働きかけるパターンがある。また、スライディングシートやスライディングボード等の移乗用具や新商品等は他職種からはなかなか提案してもらえないため、福祉用具専門相談員から提案していくべきと考えている。

(6) サービス提供にあたっての課題

1) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制への対応状況

令和6年4月から施行された一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制について、サービス提供にあたっての課題や現場での対応状況についてヒアリングを行った。

制度に関する利用者への説明は、サービス担当者会議の場や介護支援専門員または福祉用具専門相談員が実施するモニタリング訪問の際に実施されており、介護支援専門員と予め対象となる利用者への対応について相談し、対応している実態があった。また、福祉用具貸与事業所として、介護支援専門員及び利用者・家族向けの貸与と購入のメリット・デメリット等を記載した説明資料を作成し、配布している事例もあった。

図表 3-10 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制への対応状況

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>貸与と購入の違い、メリットとデメリット、レンタルと購入の料金比較について、事業所としての説明資料を作成し、介護支援専門員及び利用者に提示している。利用者への説明は、介護支援専門員に事前に連絡し、モニタリングに伺う際などに福祉用具専門相談員から説明すると伝えている。</u> ・ 選択制が導入された後も購入を選択する利用者は少ない。自己負担が3割の利用者やつえのみの新規利用者の場合は、購入を選択されることもあるが、基本的にはメリット・デメリットを説明したうえで利用者が貸与を選択される場合が多い。 ・ 地域の特性として、固定用スロープの貸与がほぼなく、段差の解消は住宅改修を行うことが多い。
福祉用具貸与事業所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に説明している内容は、これまでの利用期間、今後見込まれる利用期間とその場合の費用、商品の劣化度合い(種目によって異なるため)、貸与と購入のメリットとデメリットである。貸与の方が福祉用具専門相談員によるモニタリングがあるため安心だということで、貸与を勧める介護支援専門員も多い。利用者は介護支援専門員からの勧めもあり、貸与を選択するケースが多い。 ・ 利用者への説明・提案は、事前に介護支援専門員と相談し、利用者への提案要否を含め確認している。 ・ <u>選択制については、サービス担当者会議の場で説明することが多い。介護支援専門員によっては、制度導入時に全ての利用者に対して説明し、貸与継続か購入に切り替えるか確認した。</u>

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点では、事業所全体でも月に 1 件あるかどうかである。モニタリングの際に利用者へ説明・提案し、後日正式に決定する事が多い。 ・ <u>利用者への選択制の説明は、介護支援専門員が福祉用具専門相談員と同様に説明する場合もある。</u>一方で、介護支援専門員が選択制の導入について一切把握していない場合もある。 ・ 利用者にとっては特に費用負担が重要な視点であるため、利用者のニーズから想定される利用期間を検討し、貸与と購入のどちらがよりコストを抑えられるか概算して説明する。また、利用期間の想定がしづらい容体の利用者は、本人やご家族に購入より貸与の方が合理的であることを丁寧に説明している。
福祉用具貸与事業所 D	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規利用者の場合は、介護支援専門員が説明する場合もあるが、<u>選択制対象種目を導入するとなった場合には福祉用具専門相談員からも必ず説明を行っている。</u>既存の選択制対象種目の利用者に対しては、<u>当事業所では介護支援専門員からご説明いただく場合が多かったが、モニタリングで訪問した際に福祉用具専門相談員からも補足説明を行うようにしている。</u> ・ 7 月に当事業所開所以降、貸与から購入を選択したケースは 4 件ほどである。長期の利用が想定される方がご家族・ご本人の判断により購入を選択された。 ・ <u>選択制対象種目は社内でチラシを作成し、利用者に配布するとともに説明を行っている。</u>貸与のメリットは身体状況が変化した場合に商品の変更が可能であることである。歩行補助つえの場合には長期で利用されるケースが多く想定されるが、歩行器等の場合には身体状況の変化が想定しづらい場合があり、購入後に利用者の身体状況が悪化し利用者が損をしてしまう可能性もあるため、判断が難しい。
福祉用具貸与事業所 E	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択制に関する説明の進め方のフローを記載したマニュアル等を作成し全社統一的に進めている。社内の情報共有を見ると、介護支援専門員の理解度がより必要であると感じる。本来は介護支援専門員が主導していくべきだが、現在はほぼ福祉用具貸与事業所から発信しているため、変えていく必要があると感じる。

2) サービス提供にあたっての課題

サービス提供にあたっての課題として、ケアプランの交付タイミングに関する意見や、物価高騰・人材不足に関する事項、保険者との連携における地域や担当者による判断の違いなどが挙げられた。

また、福祉用具専門相談員の課題として、地域での情報共有の必要性や福祉用具に留まらない商品知識の蓄積の必要性も挙げられた。

図表 3-11 サービス提供にあたっての課題等

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 A	<ul style="list-style-type: none"> できればケアプランを事前交付してほしい。事前交付されないため、サービス担当者会議に行ってもその場で情報を聞き取り、福祉用具貸与計画に手書きすることも多い。基本情報も介護支援専門員からもらえない場合もある。10人中2～3人ももらえる程度であり、常に声掛けをするようにはしている。
福祉用具貸与事業所 B	<ul style="list-style-type: none"> 物価高騰による商品価格の値上げ、人材不足・人材確保、書類作成負担などを課題に感じている。今後、需要と供給が反比例していくことになるため、如何にスムーズに納品できるかが課題である。地方部では退職者が出た場合の補充も困難である。
福祉用具貸与事業所 C	<ul style="list-style-type: none"> 特定福祉用具販売の申請書の記入欄について、選択制導入以前は複数個購入する想定がなかったためか、1つの申請書に1商品の記載しかできないようになっている。よって、同一商品の申請書を複数記載しなければならないこともあり、書類作成の負担が大きい。
福祉用具貸与事業所 E	<ul style="list-style-type: none"> 保険者との連携も重要である。破損した際の再購入や同一種目の2台目の購入について、担当者や地域により見解が異なる場合がある。また、保険者の担当者は異動により定期的に変更してしまうためやりづらさを感じるが、イレギュラーな対応の際などに担当者と顔の見える関係を構築できていたほうがやりやすく、利用者のためにもなる。 福祉用具専門相談員として自社商品しか知らないのは良くないため、他社と情報共有をする機会を地域の中で作るべきと感じる。また、福祉用具に限らず雑貨等まで広げて知識を蓄積していくべきと感じる。

(7) その他

その他として、福祉用具貸与事業所内での取組や疾患別の利用者への対応・工夫についての取組についての事例を収集する事ができた。詳細は以下の通り。

図表 3-12 その他

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ SPDCA サイクルについて社内研修でも丁寧に説明している。介護支援専門員からアセスメントシートを受領するところから始まり、福祉用具専門相談員の見立て、聞き取りによる身体状況、住環境の確認を行う。病歴は本人からの聞き取りでは十分に把握できないことも多いため、介護支援専門員に確認するようにしている。 ・ 更に、利用者に実際に普段の生活動線を動いてみてもらう。居間、寝室からトイレまでの環境、お風呂、玄関などである。利用者によっては、二階に上るところも一緒に確認する。本人の要望や今後の目標等を踏まえて玄関外なども確認する。本人の生活範囲を聞き取り、どこまでの範囲を確認すべきか都度判断している。
福祉用具貸与事業所 C	<p>【疾患別の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動麻痺の有無や特性で動きのパターンや特殊寝台の配置等が変わることがある。特殊寝台を置く場合は起き上がる方向を考慮する必要があり、手すりの場合は利用者の体の麻痺している側の反対にくるように工夫する必要がある。高次脳機能障害などがある場合は壁への衝突や、段差でつまずくりリスクが高まるため、配置に注意する必要がある。 ・ 大腿骨頸部骨折などは、病院で練習した昇降の手順を自宅でも反映できるような工夫が必要である。また、人工骨頭などでは禁忌を押さえておくことが重要である。入浴についても、大腿骨頸部骨折などで人工骨頭となると注意が必要になる。仮に術後間もなく、しゃがんで膝を曲げてしまうと脱臼のリスクが高まる懸念がある。 ・ 心疾患の場合、むくみへの対処としての足上げを行うことがあるが、かえって心臓に負荷をかけることになってしまうため注意する必要がある。 ・ 認知症の場合はできるだけ環境を変えずに、利用者の普段の動線に手すりを添えるのみとしている。また、操作性が複雑ではない福祉用具を優先して選定することを心がけている。 ・ パーキンソン病は日内変動にも留意する必要がある。 ・ 医療職側から疾患に対する具体的な情報が共有されることは少なく、介護支援専門員からの情報提供が不足している場合は、口頭で疾患の状態を把握するようにしている。

調査対象	ヒアリング結果
福祉用具貸与事業所 D	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以前、ある訪問介護事業所から、福祉用具専門相談員へどのような情報共有をするべきかがわからないという声があり、勉強会を開催して福祉用具に関する簡単なチェック項目を周知した結果、ヘルパーの方から情報共有の連絡を頂けるようになった事例がある。この事例を踏まえると、多職種間の情報共有のニーズは大きいと、福祉用具専門相談員と多職種が相互に必要な情報とすることが分かると、その後の多職種連携に繋がるのではないかと。 <p>【疾患別の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脳血管疾患や ALS、ギラン・バレー症候群等の車いす・特殊寝台に寝たきりの利用者は、多職種との連携の量と質が不可欠であり、介護保険サービスに限定せずに様々な事業者と連携することで、柔軟なケアの提供を目指すことが重要である。 ・ 認知症など進行性の疾患は、容体の変化やそこから生じるリスクの予測を利用者本人やご家族に事前に伝えることでトラブルを回避している。 ・ パーキンソン病は日内変動が多いため、利用者の一時的な容態のみを見て判断せず、福祉用具の準備や住宅改修では幅広いリスクを考慮して手厚く環境整備を行っている。 ・ ターミナルケアは、ご家族等に事前に必要な福祉用具や今後の対応を丁寧に説明するようにしている。
福祉用具貸与事業所 E	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居の利用者の場合、サービスがどの程度入っているか、一人の時間がどの程度あるのかを確認する必要がある。特に夜間に支援ができるのは福祉用具だけであるため、トイレまでの移動などは動線だけでなく照明の明るさも含めて確認する必要がある。 ・ 独居の方の室内は比較的物が多い場合が多い。手をつく場所など生活パターンが決まっており、全てを片付けて手すりを設置すればよいかと言われるとそうではない。その方が暮らしやすいという配置が決まっているため、既存物の応用も含めて検討することが重要である。 <p>【疾患別の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ターミナルの利用者の場合、本人がどこまで認知しているか、理解しているかがコミュニケーションをとるにあたって重要である。ご本人が認知していない場合には少し離れた場所で話したほうが良い内容もあるが、十分に理解している方ならば包み隠さず話したほうが良い場合もある。 ・ ターミナルの利用者の場合、特殊寝台周辺の商品変更が多くなるが、例えばマットレスを変更する際に移乗が負担になってしまう場合があるため、早めに見直す必要がある。ご本人が許して下さるならば最初からエアマットや3モーターの特殊寝台を導入しておくべきである。 ・ 訪問看護との連携は重要であり、サービス担当者会議で進行度合いや床ずれ

調査対象	ヒアリング結果
	<p>進行のリスク、ギャッジアップの角度、離床がどのくらいできるか等を福祉用具専門相談員から積極的に聞いておくべきである。また、サービス担当者会議の場で行われる医療的な会話を福祉用具専門相談員が理解しておく必要があるが、それが福祉用具専門相談員として不足している部分と感じる。医療専門職は利用者の予後予測は可能だが、福祉用具に結びつけることはできないため、福祉用具専門相談員から提案していく必要がある。環境整備に関わることであれば福祉用具専門相談員がリードしていくべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脳血管疾患の場合は、麻痺の度合いをまず確認している。中には歩行器を両手で操作できる方もいるため確認が必要である。健側の確認や、右麻痺の場合は失語症に配慮したコミュニケーション、左麻痺の場合は空間無視なども理解したうえで関わるべきである。また、麻痺という言葉を使わないようなコミュニケーションが重要で、福祉用具サービス計画にも記載しないようにしている。利用者に交付するものには基本的に病名を書かないほうが良い。 ・ 認知症の場合は、関係性ができるまでは家族がいる時や、介護支援専門員が訪問する時、ヘルパーがいる時に訪問し、利用者に安全な人であると認識してもらうことが必要である。訪問後に利用者に変化が起きないように配慮することが重要と考える。 ・ 心疾患の場合は、座ることが重要であるため、ギャッジアップして過ごすことになる。そのため、ギャッジアップした際に苦しい特殊寝台や、操作しづらい特殊寝台は望ましくない。寝位置や端座位の位置、移乗などがポイントになる。

(8) 個別事例に関するヒアリング結果

福祉用具貸与事業所 F にて聞き取ったヒアリング結果は以下の通り。

1) 事例の概要

ヒアリング対象の福祉用具専門相談員の概要及び、聞き取りを実施した事例概要は以下の通り。

図表 3-13 個別事例の概要

福祉用具専門相談員	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供における役割分担は事業所により異なるが、当事業所では、1人の福祉用具専門相談員が利用者と一対一で、アセスメントからモニタリングまで一貫して対応している。現在の担当利用者数は100名程度である。 福祉用具専門相談員としての経験年数は6年である。以前は訪問リハビリテーション事業所で作業療法士として勤務していた経験を持つ。
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> 関節リウマチを抱える利用者が初めて介護保険サービスを利用するタイミングから担当の福祉用具専門相談員として関与。 本人の希望を第一に介護支援専門員・理学療法士・作業療法士と環境調整を提案・実施し、その都度利用者自身が決断しながら転倒なく独居生活を1年間継続。

2) ヒアリング結果

a. 個別事例に関するヒアリング結果

本事例では、利用者の自立支援に向けて本人の希望を最優先としつつ、福祉用具専門相談員、介護支援専門員等、多職種連携を通じて安全を配慮しながら時間をかけて丁寧な提案とサービスの提供が実施されていた。詳細は以下の通り。

図表 3-14 個別事例に関するヒアリング結果

内容	ヒアリング結果
利用開始時の状況	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービス利用当初は福祉用具貸与のみであったが、その後、入院前に訪問介護(調理支援、入浴介助)が追加され、入院をきっかけに訪問リハビリテーションが追加となった。 初回の利用計画作成時は、介護支援専門員と福祉用具専門相談員が考える安全な環境と、ご本人が希望する環境に乖離があった。独居であり、関節リウマチ・心不全の既往がある利用者のため、転倒が心配であった。ご本人がまだ自分で歩ける・できるという意向が強く、本人の希望と折り合いをつけながら、まずは最低限必要な福祉用具やサービスを導入することとなった。

内容	ヒアリング結果
納品時の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台の配置位置について、本人の希望は部屋の一番奥であったが、トイレまでの距離を少しでも近くにしたいと考え、押し付けにならないように位置や置き方を提案し、3m程度トイレに近づけられた。関わり始めて間もない時期であったため、押し付けになって福祉用具の利用自体を拒否されないよう、まずはサービスを受け入れてもらえることを優先に提案を行った。 ・ 納品後、モニタリング訪問前に体調を崩し入院となった。
退院前の多職種連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院のソーシャルワーカーから声をかけてもらい、介護支援専門員も含めて退院前訪問を実施した。利用者宅に病院スタッフとご本人が戻ってきて、関係者間で今後の生活について相談した。本人が頑張りすぎでは生活が保てないことを実感され、生活ランクを落とすうえで自立度を上げるという目標設定に変更となった。本人の意識が変化したタイミングで改めて関係者で提案できたのが有効であった。福祉用具の導入、住宅改修による段差解消などを実施することでもっと長く一人暮らしをできると思うといったような前向きな提案をしたことで、お金をかけてでも自分の好きな一人暮らしを続けるために価値のあることだと感じていただけたと感じている(当初は住宅改修やシャワーチェアの購入を拒否していた)。
退院後の多職種連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月に1回、サービス担当者会議を開催しているため、その際に訪問リハビリテーションの職員と使い勝手や想定していた使い方と違う使い方をしていないか、生活範囲の変化はないか等を確認している。 ・ 上記以外にも車いすのクッションが合わなくなっているかもしれない等、介護支援専門員を通じて連絡をもらえるため、連絡があれば訪問リハビリテーションが入っている時間帯に合わせて利用者宅に訪問して一緒に確認させてもらっていた。訪問する際には介護支援専門員を通じてアポイントを取っていたが、直接相談したい内容がある場合は直接連絡を取り合っていた。 ・ 介護支援専門員には、モニタリングシートを渡す際に口頭で伝えているため、その際に介護支援専門員が把握していなかったことがあれば他職種にも伝えていただいている。

b. サービス提供におけるポイント

上記事例の対応をした福祉用具専門相談員から、サービス提供におけるポイントについてヒアリングを実施した。主なポイントとしては、1人の利用者に対し、担当の福祉用具専門相談員以外の福祉用具専門相談員と一緒に複数名で訪問することで気づきを得ること、モニタリング時には福祉用具の変更の可能性や位置の変更等の可能性を念頭に動作確認を実施することが挙げられた。

図表 3-15 サービス提供におけるポイント
ヒアリング結果

ヒアリング結果
<ul style="list-style-type: none">・ 初回訪問は介護支援専門員と営業担当のみでの訪問となる場合が多いが、納品は営業担当と他の外勤担当が2人で対応するようにしている。同行した際に必要なものに気づく場合もあるが、提案しなかった理由がある場合と単に気づいていなかった場合があるため、その場で利用者に伝えるのではなく、のちほど担当者間で相談し、次の提案に繋げている。・ 可能な場合には利用者宅への訪問の際、自分以外の福祉用具専門相談員に同行する、あるいは代わりに訪問していただいている。そうすることで、緊急時に自分が対応できない場合でも、他の福祉用具専門相談員が対応できたり、他者の目が入ることで気づきが得られる。自分一人で利用者の情報を把握しないようにしている。・ モニタリングの際に、現在使用している福祉用具がうまく使えているかを確認するのではなく、変更の可能性を念頭に置いて動作を確認し、位置を変更する必要性や追加の必要性を検討するようにしている。

3.2 介護支援専門員、医療職向けヒアリング調査

3.2.1 調査の目的

福祉用具専門相談員と連携する職種である介護支援専門員や、利用者の疾患や経過を踏まえ連携が想定される訪問看護の看護師や通所・訪問リハビリテーションの理学療法士、作業療法士を対象に、福祉用具貸与・販売における福祉用具専門相談員のPDCA各場面での情報連携や、福祉用具専門相談員に期待する役割等を把握し、手引き作成の参考とすることを目的として実施した。

3.2.2 調査対象

調査対象は文献調査の調査結果および委員推薦を踏まえて以下の通り選定した。

図表 3-16 ヒアリング調査の対象

調査対象	サービス種類	事業所の概要
サービス事業所 A	看護小規模多機能型居宅介護 訪問看護 居宅介護支援	同一法人で複数のサービスを提供。 主に連携している福祉用具貸与事業所は 3～5事業所程度。
サービス事業所 B	訪問看護	訪問看護からリハビリを提供。 主に連携している福祉用具貸与事業所は 2～3事業所程度。

3.2.3 調査時期

令和6年10月～11月

3.2.4 調査方法

訪問またはオンラインにより実施した。

3.2.5 主なヒアリング項目

主なヒアリング項目は以下の通り。

図表 3-17 ヒアリング項目

1. 基本情報
➢ 法人・事業所の概要(事業所数、サービス種類、従業員の人数・職種等)
2. 福祉用具専門相談員との連携
➢ サービス提供プロセスにおける連携(場面、内容、方法等)
➢ 日常的な連携(場面、内容、方法等)
3. 利用者・家族等の状況を踏まえた連携のポイント
➢ 疾患別(脳血管疾患、大腿骨頸部骨折、心疾患、認知症等)
➢ 利用者の状況別(退院・退所前後、ターミナルケア等)
➢ その他(介護環境、住宅の状況等)
4. 福祉用具専門相談員に期待する役割

3.2.6 ヒアリング調査結果

以下について、下線は手引きの本文やコラム作成の参考としたヒアリング結果を示す。

(1) 基本情報

ヒアリング調査対象の基本情報は以下の通り。

図表 3-18 サービス事業所・基本情報

調査対象	ヒアリング結果
サービス事業所 A	<ul style="list-style-type: none">・ 看護小規模多機能型居宅介護、訪問看護、居宅介護支援を運営している。従業員数は計 65 名程度であり、うち5名程度は事業所の兼務をしている。・ 利用者の要介護度について、看護小規模多機能型居宅介護の利用者の平均要介護度は 3.2～3.5 程度であり、訪問看護の利用者は要介護度のばらつきが大きい。
サービス事業所 B	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所の従業員数は 22 名(看護師、理学療法士、作業療法士、事務職員を含む)であり、そのうち理学療法士 10 名、作業療法士1名である。・ 利用者数は 170～180 名であり、そのうち福祉用具利用者は8～9割である。

(2) 福祉用具専門相談員との連携

1) 福祉用具サービス提供開始時

福祉用具サービス提供開始時の福祉用具専門相談員との連携として、介護支援専門員が実施したアセスメント情報の共有や福祉用具選定におけるデモの実施が挙げられ、デモを実施した上で多職種が参加するサービス担当者会議で商品を選定しているとの事例が把握できた。

また、サービス事業所としてはサービス担当者会議の場で初めて会うケースが多い一方で、福祉用具の選定にあたっては、利用者の身体状況を踏まえて必要な機能を提案し、福祉用具専門相談員が必要な機能と一致する機種を納品するという事例も聞き取ることができた。

図表 3-19 サービス提供開始時の福祉用具専門相談員との連携

調査対象	ヒアリング結果
サービス事業所 A (看護小規模多機能型居宅介護、訪問看護、居宅介護支援)	<ul style="list-style-type: none"> アセスメント時には介護支援専門員は書類と口頭で情報収集をしており、介護支援専門員から福祉用具専門相談員への情報連携についても書類で情報伝達している。 予め福祉用具のデモを実施したうえで福祉用具を選定しているため、サービス担当者会議において選定した商品が変わることはない。選定前のデモの段階に多職種で議論を行ったうえで選定を行っている。通常は介護支援専門員の知識のみで選定されることが多いが、当社内には多職種が揃っているためスムーズな連携が可能である。
サービス事業所 B (訪問看護)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具専門相談員と会うタイミングとしては、サービス提供前(ケアプラン作成時)にはサービス担当者会議、退院前カンファレンスでのやりとりが想定される。 福祉用具専門相談員と直接連携する場面は、退院後はもちろんだが、退院前も退院に向けた病院でのリハビリテーションが開始するタイミング(新規で事業所にサービス提供を依頼され、事業所として介入が開始された時)など、当事業所のサービスを利用していない方への介入の場面である。手すりの設置位置の調整や屋外での歩行器の利用に関して連携する場面が多い。 福祉用具を選定するにあたり、訪問看護側から情報提供している内容としては、身体の動き方、動線を踏まえた屋内の手すり設置位置などである。手すりの位置は数センチ単位で活用のしやすさは大きく変わるため、現場で直接やりとりを行い調整することもある。地域の特性として、当事業所の近隣は坂道が多く、屋外の環境確認も重要である。歩行器の場合、前輪が自由に動く物がよいのか、逆に固定されている方がよいのか、利用者の身体状況を踏まえて提案させていただき、福祉用具専門相談員には必要な機能と一致する機種の歩行器を持ってきてもらうことが多い。

2) 福祉用具サービス提供開始後

福祉用具サービス提供開始後には、介護支援専門員へモニタリング記録の交付や口頭での連絡による連携の事例や、サービス提供時に福祉用具専門相談員が訪問する、介護支援専門員を介さずに担当者同士が直接連携するという実態を聞き取ることができた。

また、福祉用具の操作方法を理解するのが難しい利用者の中には、サービス事業所の担当者も福祉用具専門相談員による説明の場面に同席し、日常的なサービス提供時に利用者へ注意を促すという事例も挙げられた。

図表 3-20 サービス提供開始後の福祉用具専門相談員との連携

調査対象	ヒアリング結果
サービス事業所 A (看護小規模多機能型居宅介護、訪問看護、居宅介護支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉用具専門相談員によるモニタリング記録の介護支援専門員への交付は、義務化以前から行われていた。モニタリングの結果として問題が見つかり、福祉用具の調整や変更を行った場合には、口頭での連絡をもらうことが多い。問題がない場合は書面でのみ報告がある。 ・ 福祉用具専門相談員のモニタリングの結果、福祉用具の調整や変更があれば他職種に対しても共有している。 ・ 福祉用具専門相談員と訪問リハビリテーションの専門職等、介護支援専門員を介さず担当者同士が直接連携することも多く、結果のみ介護支援専門員に共有いただいている。 ・ <u>他サービス事業者がサービスを提供している時間帯に福祉用具専門相談員がモニタリングに訪問することもよくある。</u> ・ 利用者に何か変化等があった場合には都度連携しているが、サービス提供開始後に福祉用具専門相談員と定期的に連携を行う機会はない。
サービス事業所 B (訪問看護)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>サービス提供後は、利用者に操作方法などの説明をするが、高齢者ではその場で理解することも難しいため、当事業所も操作説明時に同席し、歩行器の場合はブレーキのかけ方やいすの畳み方なども一緒に情報を共有し、日常的なサービス提供時に利用者へ注意を促すということも多い。</u> ・ 連携するタイミングとしてよくある事例は、手すりに関することが多い。利用者が退院し、自宅でのリハビリテーションが進む中で手すりの必要性を評価する際や、活動範囲の広がりにより新たな危険性が懸念された際に新たな手すりの導入や設置位置の確認・共有をすることが多い。 ・ 福祉用具相談員が作成したモニタリング記録を介護支援専門員から共有されたことはないが、<u>訪問看護としてのサービス提供時に、福祉用具専門相談員が同席することもある。</u>要介護の方の場合、6か月が短期目標の見直しの時期のため、サービス担当者会議に参加し、その際に福祉用具専門相談員がモニタリングを実施していくこともある。

(3) 利用者・家族等の状況を踏まえた連携のポイント

利用者・家族等の状況を踏まえた連携としては、介護支援専門員やサービス事業者側からの気づきを福祉用具専門相談員に連携する事例や、利用者の生活環境やニーズを踏まえた福祉用具の選定・提案を福祉用具専門相談員と一緒に実施している事例が挙げられた。

図表 3-21 利用者・家族等の状況を踏まえた連携のポイント

調査対象	ヒアリング結果
サービス事業所 A (看護小規模多機能型居宅介護、訪問看護、居宅介護支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員から福祉用具専門相談員に対して、疾患や利用者の状況によりこまめにモニタリングを実施してもらうように伝えることは多くない。困ることがある場合には、訪問介護・訪問看護等の他サービス事業者が訪問した際に確認してもらうことが多い。福祉用具専門相談員のモニタリングは概ね6か月に1度程度であるため、福祉用具専門相談員からの提案というよりは、介護支援専門員や他サービス事業者側が訪問した際に何か気づいたことがあれば福祉用具専門相談員に連絡し、計画を見直すことが多い。 ・ 退院前カンファレンスは福祉用具専門相談員に同席してもらう機会が多い。特にコロナ禍以降、加算要件などとの兼ね合いで福祉用具専門相談員に声を掛けることが多い。
サービス事業所 B (訪問看護)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老老介護の家庭も多くキーパーソンの方自身も介護保険を使っているケースも多い。利用者を中心に考える必要があるが、利用者だけを中心に考えてしまうと家族が暮らしにくくなることもある。そこも踏まえた環境設定をする必要があり、福祉用具専門相談員と一緒に考えていく。 ・ 風呂・トイレは家族との共用スペースであるため、老老介護以外のケースにおいても配慮が必要である。環境整備にあたっては福祉用具専門相談員とも相談し、考えていく必要がある。 ・ 独居の場合はその方がどこまでの生活を自分でやっているかが大きい。家族がいることで本人がそれをやらなくても良いという ADL の場合もある。玄関を自分で開けられるのか、料理を自分でするのか、洗濯物を自分で干すのかなど、利用者の生活範囲を踏まえた環境設定をしていく必要がある。洗濯、料理も自分でやるということであれば、ベランダの出入り口も含めて福祉用具の選定と一緒に考えていくことが多い。

(4) 状態・疾患別の留意事項

サービス事業所 B(訪問看護)のリハビリテーション専門職から、福祉用具を利用するにあたっての疾患別の留意事項や福祉用具専門相談員との連携についてヒアリングを行った。ヒアリング結果は以下の通り。

図表 3-22 状態・疾患別の留意事項等

状態・疾患	ヒアリング結果
脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> 本人の運動麻痺の状況にもよる。歩行を進めていく上で下肢装具を退院時にまだ作成していなかった利用者について、退院してから下肢装具を作り、自宅でのリハビリテーションを開始したケースがあった。歩行状況の進捗に合わせて福祉用具を持ってきていただき、少しずつ福祉用具を変えていったという経験がある。 脳血管疾患で上肢の運動麻痺がある方は、歩行器はコントロールが難しく使い勝手が悪いため、転倒リスクを招く恐れがある。ご家族から歩行器利用について相談されることもあるが、麻痺が軽度であり、上肢がしっかりしていれば問題ないが、リスクが高くなるため控えた方がよいと提案している。
大腿骨頸部骨折	<ul style="list-style-type: none"> 身体機能として ADL が高い方と、低い方がいる。 退院時から歩行器を使うケースが多い印象であるが、手すりの利用もある。
心疾患	<ul style="list-style-type: none"> なるべく体に負担をかけない設定が必要である。 特殊寝台に関する事例が多い。もともと使用しているベッドの高さが低い場合、当初は福祉用具貸与で手すりを配置し、頑張っただけでベッドから立ち上がっていても、その後、動作がづらくなってきた場合は、特殊寝台を導入し、立ち上がりの負担を減らしている。 予後予測として、福祉用具専門相談員には徐々に悪くなっていく経過を辿る利用者だろうという情報共有をする。心疾患の場合は呼吸が浅くなっていくなどの変化が見られると、体への負担が大きくなってきていると判断できるため、特殊寝台に切り替えるなどを家族に提案していくことが多い。
認知症	<ul style="list-style-type: none"> 新しく福祉用具を導入するということを拒否するケースもある。 注意力低下のため、手すりの設置の場合には本人が無意識の状態でも使えるような環境設定を利用者の動線を踏まえて提案していくことが多い。
ターミナルケア	<ul style="list-style-type: none"> 週次で利用者の状況が変わっていくことがあるため、以前の設定からの見直しが頻回に必要なこともあり、福祉用具専門相談員に依頼することが多いと思っている。

(5) 福祉用具専門相談員に期待する役割

福祉用具専門相談員に期待する役割として、いずれのサービス事業所からも商品知識に関する意見が挙げられた。

図表 3-23 福祉用具専門相談員に期待する役割

調査対象	ヒアリング結果
サービス事業所 A (看護小規模多機能型居宅介護、訪問看護、居宅介護支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品知識を活かした提案をスピーディに頂きたい。また、コミュニケーション能力が高い営業担当者が多い福祉用具貸与事業所において多い。特に利用者の性格や特性に応じた対応ができることを重視している。 ・ 新商品が出た際などに、福祉用具専門相談員から介護支援専門員に対して説明や提案がある場合もある。福祉用具専門相談員からの提案を踏まえて利用者により適合した商品に変更する等、よりよい支援に繋がっている。
サービス事業所 B (訪問看護)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状関わっている福祉用具専門相談員の方について課題と感ずることはない。 ・ リハビリテーション専門職の専門性は利用者の身体の評価ができることだと思っている。福祉用具専門相談員と一緒に、この福祉用具はどこに設置でき、どのような機能なのかなど、一緒に関わることで勉強になることも多い。<u>リハビリテーション専門職の専門性と福祉用具専門相談員の専門性をかけ合わせて、妥協点を一緒に見出し、利用者に提案していけたら良いと思っている。</u>

(6) その他

その他、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の対象となる福祉用具の利用者への対応や福祉用具を利用することの効果、福祉用具専門相談員との連携に関する具体的な事例等について把握した。詳細は以下の通り。

図表 3-24 その他

調査対象	ヒアリング結果
サービス事業所 A (看護小規模多機能型居宅介護、訪問看護、居宅介護支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者への選択制に関する説明は、福祉用具専門相談員から実施していただいている。選択制対象種目の利用者で実際に貸与から販売に移行した利用者はこれまでにない。 ・ 退院後に手すりを導入した利用者の事例では、福祉用具専門相談員とリハビリテーション専門職で相談の上で導入を行った。リハビリテーション専門職は必要な福祉用具を提案するに留まり、実際に導入するか否かは介護支援専門員次第である。介護支援専門員は通常、限度額を超えると福祉用具の導入をやめてしまうが、必要な福祉用具が導入されないことで転倒し、入院してしまうとかえって利用者にとって望ましくない。当社では最終的に利用者にとってどのように資するのかを踏まえ、自費負担での追加も含めて柔軟な判断を行っている。介護保険サービスの枠内で全てを提供するのではなく、あくまで利用者に資するサービスの一つとして介護保険サービスを位置づけている。
サービス事業所 B (訪問看護)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動用リフトを見たことが無いというスタッフがいたため、事業所内の研修として、懇意にしている福祉用具貸与事業所に依頼して実機を持ってきていただき、操作体験を含めて説明をお願いしたことがある。

4. モデル的試行の実施

4.1 目的と概要

本事業では文献調査、事例収集(ヒアリング)調査および検討委員会での議論を通じて、「福祉用具サービス提供における適切なPDCAの実現に向けた手引き(案)」(以下、手引き)の作成を行った。その上で、手引きの記載内容を福祉用具専門相談員および協働する他職種の業務フローや経験に即して拡充することを目的とし、モデル的試行を実施した。

具体的には、手引きを参考に過去のサービス提供事例の振り返りと、手引きの記載内容をもとにしたPDCA各場面でのサービス提供の二点を福祉用具貸与事業所に依頼し、実施結果を踏まえて手引きで重視した点や改善点等について意見を収集した。また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対しても、福祉用具専門相談員と連携する他職種の観点から手引きの記載内容や多職種連携における福祉用具専門相談員の役割や課題について意見を収集した。

4.2 対象

本モデル的試行は、福祉用具貸与事業所3か所と居宅介護支援事業所2か所を対象として実施した。各事業所と参加した職員の数については以下の通り。

なお、手引きの記載内容について幅広い層の福祉用具専門相談員からフィードバックを得ることを目的に、福祉用具貸与事業所については、経験年数3年未満と3年以上10年未満の職員および管理者の抽出を依頼した。

図表 4-1 モデル的試行参加事業所一覧

事業所	事業所所在地	法人内事業所数	試行参加人数
試行実施事業所 A (福祉用具)	鹿児島県	8 事業所	管理者1名、福祉用具専門相談員4人(うち、経験年数3年未満2人、3年以上10年未満2人)
試行実施事業所 B (福祉用具)	宮城県	7 事業所	管理者1名、福祉用具専門相談員2人(うち、経験年数3年未満1人、3年以上10年未満1人)
試行実施事業所 C (福祉用具)	沖縄県	7 事業所	管理者1名、福祉用具専門相談員2人(うち、経験年数3年未満1人、3年以上10年未満2人)
試行実施事業所 A (居宅介護支援)	大阪府	3 事業所	介護支援専門員3人
試行実施事業所 B (居宅介護支援)	千葉県	7 事業所	介護支援専門員3人

4.3 実施時期

令和7年1月～3月

4.4 福祉用具貸与事業所

本モデル的試行においては、手引きの記載内容の改善に向けた意見収集を主な目的としつつ、福祉用具専門相談員のPDCAを促進するための手引きの検証と、多職種連携における福祉用具専門相談員の役割や課題を把握する事例収集のそれぞれの観点から、福祉用具貸与事業所と居宅介護支援事業所のそれぞれにモデル的試行の実施を依頼した。

4.4.1 実施方法

(1) 実施内容

福祉用具貸与事業所におけるモデル的試行として、福祉用具専門相談員および管理者に依頼した実施内容は以下の通り。

図表 4-2 福祉用具貸与事業所での実施内容

参加職員	実施内容	実施手順
福祉用具専門相談員	(1)過去事例の振り返り	①福祉用具専門相談員1人につき、2事例を抽出 ②手引きを参照し、過去に提供したサービス内容の振り返りを実施 ③PDCAの場面ごとに「手引きの通り実施できていた内容」「参考になった内容」「追記するとよい取組・工夫など」を調査票に回答
	(2)手引きを参考とした実践	①福祉用具専門相談員1人につき、1事例を抽出 ②手引きを参照し、これから実施するサービス提供に向けての準備、当日の対応を実施 ③実施したPDCAの場面について、「手引きの通り実施できたか」「参考になった記載内容」などについて調査票に回答
管理者	(1)過去事例の振り返りおよび調査票への回答	①1～2名の福祉用具専門相談員を対象に、福祉用具専門相談員に依頼している過去事例の振り返りについて同席し、管理者の視点で手引きの記載内容について確認を行い、手引きから参考になった点などを抽出 ②上記①での実施結果を踏まえ、調査票に回答

(2) 参加した福祉用具専門相談員の概要

本モデル的試行に参加した福祉用具専門相談員の基本情報は以下の通りである。

図表 4-3 福祉用具専門相談員の基本情報

事業所	職員 ID ¹	経験年数	選定した過去事例の利用者像
試行実施事業所 A (福祉用具)	A1-ベテラン	7年	認知症、ターミナルケア
	A2-新人	2年	大腿骨頸部骨折後、その他の疾患・フレイル等
	A3-ベテラン	9年	心疾患、大腿骨頸部骨折後
	A4-新人	2年	脳血管疾患発症後、退院・退所前後
試行実施事業所 B (福祉用具)	B1-新人	2年	退院・退所前後、脳血管疾患発症後
	B2-ベテラン	9年	脳血管疾患発症後、心疾患
試行実施事業所 C (福祉用具)	C1-新人	3年	ターミナルケア、その他の疾患・フレイル等
	C2-ベテラン	7年	脳血管疾患発症後、ターミナルケア

(3) 各種調査票の概要

福祉用具貸与事業所向けに、福祉用具専門相談員および管理者に配布した調査票と調査項目の概要は以下の表の通りである。

図表 4-4 福祉用具専門相談員向け調査票の概要

大項目	中項目	小項目
1. 過去事例 の振り返り (2事例)	(1)選定した利用者像(自由記述)	
	(2)利用者の基本情報	・要介護度 ・世帯構成 ・利用開始時に選定した福祉用具
	(3)事例の振り返り	PDCAの各場面について ・手引き通り実施できた内容 ・参考になった内容 ・手引きに追記するとよい取組・工夫など
2. 手引きを 参考とした実 践	(1)利用者の基本情報	・要介護度 ・世帯構成 ・基礎疾患等 ・利用中の福祉用具
	(2)実践した取組	PDCAのうち該当する場面について

¹ 以後、経験年数が3年より長い福祉用具専門相談員のIDを「ID-ベテラン」、そうでなければ「ID-新人」と表記する。

大項目	中項目	小項目
		<ul style="list-style-type: none"> ・手引きの通り実施できたこと ・手引きの通り実施できなかったこと ・参考になった内容
3. 疾患別のポイント、利用者の状況別のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・疾患別 脳疾患、大腿骨頸部骨折後、心疾患、認知症 ・利用者の状況別 退院・退所前後、ターミナルケア 	それぞれの疾患・状況別に <ul style="list-style-type: none"> ・手引きのポイントのうち、特に重視しているポイント ・手引きに追記すると良いポイント・内容など
4. その他	自由記述	

図表 4-5 管理者向け調査票の概要

大項目	中項目	小項目
1. 手引きの活用について	(1)サービス提供後の振り返りの場面での手引きの活用について	手引きのうち、以下それぞれについて手引きの活用状況や、参考になった(ならなかった)内容や理由 <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な福祉用具サービス提供におけるポイント ・疾患別のポイント ・利用者の状況別のポイント
	(2)手引きの活用場面について	手引きの活用場面として想定されるもの
2. 手引きの改善点について	手引き各章ごとの改善点(自由記述)	
3. その他	自由記述	

4.4.2 実施結果(福祉用具専門相談員)

以下では、福祉用具専門相談員を対象としたモデル的試行の実施結果を掲載する。

(1) 過去事例の振り返りについて

1) 抽出事例の基本属性(利用者像、要介護度、世帯構成)

過去事例の振り返りにおいて収集した事例(n=16)の基本属性は以下の通りである。

a. 選定した利用者像

過去事例として選定した利用者像の分布は以下の通りである。

図表 4-6 選定した利用者像

選定した利用者像	合計
脳血管疾患発症後の利用者	4
大腿骨頸部骨折後の利用者	2
心疾患のある利用者	2
認知症のある利用者	1
退院・退所前後の利用者	2
ターミナルケアの利用者	3
その他(上記以外、フレイルによる福祉用具の利用者)	2
総計	16

b. 要介護度分布

過去事例として選定した利用者の要介護度の分布は以下の通りである。

図表 4-7 選定した利用者の要介護度

要介護度	合計
要支援 1	1
要支援 2	3
要介護 1	2
要介護 2	3
要介護 3	2
要介護 4	4
要介護 5	1
総計	16

c. 世帯構成

過去事例として選定した利用者の世帯構成の分布は以下の通りである。

図表 4-8 選定した利用者の世帯構成

世帯構成	合計
夫婦のみ世帯	7
三世帯同居	2
高齢者のみ世帯(夫婦を除く)	1
独居	2
その他	4
総計	16

d. 利用開始時に選定した福祉用具

過去事例として選定した利用者について、利用開始時に選定した福祉用具(複数選択)の一覧は以下の通りである。

図表 4-9 過去事例において利用開始時に選定した福祉用具(福祉用具貸与)

福祉用具(複数選択)	合計
車いす	8
車いす付属品	3
特殊寝台	11
特殊寝台・付属品	12
床ずれ防止用具	4
体位変換器	2
手すり	8
スロープ	1
歩行器	4
歩行補助つえ	1
認知症老人徘徊感知機器	0
移動用リフト(つり具の部分を除く)	2
自動排泄処理装置	0
総計	56

図表 4-10 過去事例において利用開始時に選定した福祉用具(特定福祉用具販売)

福祉用具(複数選択)	合計
腰掛便座	2
自動排泄処理装置の交換可能部品	0
排泄予測支援機器	0
入浴補助用具	5
簡易浴槽	0
移動用リフトのつり具部分	1
スロープ	0
歩行器	0
歩行補助つえ	0
総計	8

2) 事例の振り返り

過去事例において、手引き通り実施できていた内容、参考になった内容及び手引きに追加するとよい取組・工夫に関して回答を得た。以下では、PDCA の場面別に整理を行った。

a. Plan(アセスメントや他職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付)

Plan の場面での振り返り内容は以下の通り。

図表 4-11 過去事例における Plan での振り返り

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい取組・工夫など
事例 1	A1-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成にあたり、基本情報やサービス担当者会議等での多職種連携(特にリハビリテーション専門職)により、キーパーソンである障害(片麻痺)をお持ちの同居の弟と生活できるよう選定を行えた。 	<ul style="list-style-type: none"> アセスメント・情報収集時の記録の作成や保管については法令上定められていませんが、適切なPDCAを実践するために、確認した情報は必ず記録として残しておくこと。 	—
事例 2	A1-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> ターミナルの対応となるため、より本人の希望・そして家族の希望について、介護支援専門員を通して情報収集し、それを尊重した提案を心がけた。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具導入の際と利用者への利用計画交付の際、福祉用具に対する留意事項を2度確認すること。ターミナルのバタバタした状況ではより必要性を感じる。 	—
事例 1	A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> 身体状況や疾病、認知機能を考慮して、なぜその商品にしたのか、商品の違い(特徴)の説明。 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊寝台を選択してもらった際、動画面等を見せて具体的なイメージを持つるように説明する。 	—
事例 2	A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員から基本情報・アセスメントシートを取得し、家屋調査を行い、利用者の希望や生活の流れを検討した福祉用具の提案。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員から具体的に福祉用具の指定があった場合にも、利用者の生活全般について聞き取ることで、生活状況のギャップの解消・縮小につながる福祉用具を検討する。 	—

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい取組・工夫など
事例 1	A3-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> デモ期間を設けて、いくつかの商品を試して頂き、商品による実感を頂くこと、適合状況を確認すること。 利用者に必要な機能やニーズに加え、更に利用者が何をしたいのかを把握し、目標達成のための福祉用具の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去と現在の生活状況のギャップを把握し、ギャップの解消・縮小に繋がる福祉用具の検討。 福祉用具の選定にあたり押さえおくべき主なポイント。 	—
事例 2	A3-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に必要な機能やニーズに加え、更に利用者が何をしたいのかを把握し、目標達成のための福祉用具の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の選定にあたり押さえおくべき主なポイント。 	—
事例 1	A4-新人	<ul style="list-style-type: none"> 医療職からの情報収集や退院前カンファレンスへ参加し、身体状況・ADLを把握していたため、在宅復帰に必要な福祉用具を円滑に導入することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 国が示している福祉用具の平均的な利用月数はレンタルでかかる場合のランニングコストと購入でのコストを比較して説明が行えるため参考になった。 	—
事例 2	A4-新人	<ul style="list-style-type: none"> 退院前カンファレンスに参加し、身体状況を把握したうえで必要である福祉用具の提案及びカタログを見ながら選定することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者様の身体状況やニーズ、住環境の変化により想定と状況が異なり、新たな課題が発生することがあるため適宜モニタリングを実施すること。 	—
事例 1	B1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 主介護者の妻と、サービス提供事業者とで話し合いを重ね、住環境の見直しができた。 	<ul style="list-style-type: none"> (モデル的試行時の P12)コラム 家族から具体的な住宅改修の依頼があったが、介護支援専門員と相談して、別のご提案の必要性を説明し、納得して頂けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ご家族による在宅介護の場合、介護力に加え、介護者の意欲の程度を図る必要を感じた。
事例 2	B1-新人	<ul style="list-style-type: none"> リフトの導入の際に、メーカーの担当者の方と連携してご提案ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> (モデル的試行時の P16)多職種との連携 	—

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい取組・工夫など
事例 1	B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 利用者、家族、主治医、他サービスからの情報収集を行っている。 身体状況、住環境に応じた福祉用具の提案を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集確認項目の中には行えていない項目があるため、今後の参考にしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 脳血管疾患の方の多くに麻痺があるため、災害・地震等の発生時の対応や緊急時の場面にすることを追記すると良いと思う。
事例 2	B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 退院前カンファレンスで、医師、リハビリテーション専門職から情報収集を行う事で、退院後の環境整備ができた。 利用目標に沿ったサービス計画の作成・交付が行えた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 寝台の配置(起き上がり動作、介助者への配慮)の適切な位置を図で記載する。
事例 1	C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 退院前カンファレンスで、本人、ご家族からの情報や看護師、医師からの医療的な情報を得ることができ、適切な福祉用具を提供することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集によって確認すべき項目、情報収集の方法と実施内容・留意点はとても参考になった。 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる介護者の健康状態(主たる介護者が行えるのか or サービスが必要か。また本人は主たる介護者の介護も行うのかどうか) 住環境の情報収集、居室内の動線の支持物の有無(家具は伝い歩ぎに使用しても大丈夫か or 手すり設置が必要か)
事例 2	C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員に同行し、家屋調査を行い、本人・ご家族よりアセスメントができた。また介護支援専門員からも後日、基本情報をご提供いただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> アセスメント時に今後の生活に対する希望、目標を設定し、福祉用具で改善できる日常生活動作を明確化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集:生活していく環境が入院前と同じかどうか。

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい取組・工夫など
事例 1	C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員や病院関係者から基本情報や家屋調査時の資料を頂き、福祉用具の選定や計画書作成に反映させることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いた情報に利用者の身体状況や自宅内の間取り図が細かく記載されていたので、イメージしやすかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 手引書の記載方法をもう少し端的に、箇条書きなどにするなどの工夫。
事例 2	C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 急な依頼だったため、介護支援専門員からの電話での情報提供を受け、福祉用具の選定を行った。後日、アセスメントシートなどの書類を受け取った。 	<ul style="list-style-type: none"> 急な依頼でもしっかり身体状況や介護状況などの確認は必要だと感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> 親族の不幸など、精神的に負担が大きいことがあるため、訪問は控え、電話対応などの配慮が必要。

b. Do(福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や他職種への確認)

Do の場面での振り返り内容は以下の通り。

図表 4-12 過去事例における Do での振り返り

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい取組・工夫など
事例 1	A1-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 導入後 10 日程での本人・家族との点検は行えていないが、介護支援専門員に対しての聞き取り確認を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症により誤った使い方をしていたかの聞き取り・点検が必要だったと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の汚染はしていないか(マットやクッションの汚染等)
事例 2	A1-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> ターミナルでは普段よりより細やかに介護支援専門員を通して他職種と連携を図り、用具の見直し等、対応することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定よりも早く状態が変化してはいないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の生活が始まってからの家族の介護負担の確認。
事例 1	A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> 特殊寝台や床ずれ防止用具等の正しい方の説明を不安がないように説明、使用感を数日間空けて確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には 1 週間から 10 日後に確認をしつつ、利用者像や使用する福祉用具等に応じてタイミングを考慮する。 	—
事例 2	A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> 1 週間から 10 日の間に訪問し、適切に利用できているかの確認を取る。 	<ul style="list-style-type: none"> 初めて福祉用具を使用する利用者については、早期かつこまめに利用状況を確認する。 	—
事例 1	A3-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 納品後、平均 1 週間から 10 日後の間に利用状況の確認を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 他サービス事業所との情報共有に関するの、共有の仕方とその内容についての記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 疾病や身体状況、家族状況によって、どこに連絡をするかなどの情報の明確化が必要。

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい取組・工夫など
事例 2	A3-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 貸与した福祉用具が適合しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用にあたっての留意事項や点検のポイントなどを、他事業所と共有をしておくことが連携を行うきっかけになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 納品後、どの期間デモ利用があるのか、利用者とのやりとり
事例 1	A4-新人	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具導入後の使用状況についての確認は、こまめに利用者様、ご家族様、その他サービス事業所と確認が行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 背景疾患を意識することや脳血管疾患は継続的な治療が必要であるため発症からの経過状況や医療職との連携も欠かさず、情報収集することが必要であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具を使用する上での注意喚起方法
事例 2	A4-新人	<ul style="list-style-type: none"> 自宅内での利用者様の生活習慣、移動動線に福祉用具が適しているか訪問リハビリ、訪問看護等の専門職の方と連携、使用状況の確認を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 医師からの指導内容(日常生活での制限の有無、日常生活での留意事項、判断の目安)を在宅での生活視点で考え、提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具に関する事故発生時の事例紹介
事例 1	B1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 退院後、ADLの低下があり、住環境の見直しをして、レンタル品の追加、住宅改修、ポータブルトイレの導入を行った 	<ul style="list-style-type: none"> (モデル的試行時の P24)退院日が早まったため、妻やケアマネと一緒に用具の選定のため、こまめに連絡をとった。 	—
事例 2	B1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 主介護者の娘がリフトの操作に関して不安があったため、納品後何度か利用状況の確認を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> (モデル的試行時の P24)移動用リフトの利用状況の確認。 	—

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい取組・工夫など
事例 1	B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具利用開始から6日以内に自宅訪問し使用状況の確認が行えている。利用者、家族、他サービス、ケアマネジャーを交え福祉用具を使用するにあたっての注意点等情報共有を行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認すべきポイント・タイミング(例)を踏まえて実施する事で有効な状況確認が行えるため参考になった。 	—
事例 2	B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具ごと使用状況の確認を行い多職種への報告、確認ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> (モデル的試行時の)図表 3-11、12を参考にすることで適合状況の確認を適切なタイミングで把握することができるため参考になった。 	—
事例 1	C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 手すり、歩行補助つえ、シャワーチェアを導入後、10日以内に点検を行った。手すりがあることで、何とか敷布団からの起居、立ち座りが行えているが、電動ベッドであれば、更なる負担軽減が図られる。要介護1の認定なので、介護支援専門員とも相談し例外給付による貸与を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> 10日後点検は主に電話で行うことが多いが、状況により、直接訪問し点検を行っている。早期確認が想定される利用者像、確認タイミングの表は参考になった。 	—
事例 2	C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> お試しでご利用いただき、ご本人、ご家族、訪問看護、通所介護事業所から使用状況の確認を行った。現状の福祉用具で問題ないとのことでの利用開始となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ご本人、ご家族のみならず他のサービス事業所の方々と連携をとることで、適切な使用状況確認を行うことができた。 	—

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい 取組・工夫など
事例 1	C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 退院前に家屋調査時に立ち会った介護支援専門員・ご家族さま同席の下、納品・設置ができ、担当者会議時に本人も立ち合い福祉用具の注重点を説明した。 	<ul style="list-style-type: none"> 一連の流れが細かく記載されており、わかりやすい。 	—
事例 2	C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> ターミナルケースだったため、早期の利用状況確認を多職種からの聞き取りができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 一連の流れが細かく記載されており、わかりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ケースによっては日々状況が変わるので、手引き通りにサイクルするのは難しいと思われる。

c. Check(モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討)

Check の場面での振り返り内容は以下の通り。

図表 4-13 過去事例における Check での振り返り

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい取組・工夫など
事例 1	A1-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況の問題点→当初の想定通り福祉用具が利用されているかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 手すりや歩行器等については、利用者本人にその場で実際に使用してもらい、その状況を踏まえて福祉用具専門相談員として評価を行うことも有益。→本人の動作確認までできていないこともある。 	<ul style="list-style-type: none"> リハビリテーション会議録やリハビリテーション計画書を共有してもらう。→こちらから依頼することはなかった。
事例 2	A1-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 使い方に不透明はないか。うまく機能を使えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体機能の悪化によって、どの動作が制限されて福祉用具の再選定が必要になるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具を使用してできている動作は、「頑張ってきている」、「楽にできるようになった」かの確認。
事例 1	A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護やリハビリが介入する際に、車いすや体位変換器等の利用状況を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者がサービス提供を受けるタイミングに合わせて通所介護事業所を訪問し、実際の使用状況の確認や、サービス担当者への聞き取りを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 種目・商品ごとの点検項目やチェックリストの実例掲載があれば分かりやすいと思った。
事例 2	A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> 身体機能の変化により、福祉用具が適切に利用できているか、福祉用具に不具合が無いかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族構成や主介護者の介護力等が変化していないか。 	—
事例 1	A3-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 誤った使い方や事故・ヒヤリハット等は発生していないかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングシートとは別に、種目・商品ごとの点検項目やチェックリストを作成している事業所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 転倒など事故歴の有無やそれに伴っての福祉用具の追加などの必要性の検討について。

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい取組・工夫など
事例 2	A3-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 意欲、意向の変化で、福祉用具に関して利用者からの要望はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の生活意欲などの変化により、福祉用具が適合しなくなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 手引きを理解することで、モニタリングやメンテナンスの標準化が図れるような記載内容の例など。
事例 1	A4-新人	<ul style="list-style-type: none"> リハビリテーション会議に参加したり、計画書を共有したりなど多職種と連携しながら評価することは実施できている。また麻痺の内容程度、生活への影響等も意識してモニタリングが行えている。 	<ul style="list-style-type: none"> リハビリテーション専門職が福祉用具の評価を行う際の同行や聞き取りは行えていなかったため、多職種との同行を定期的に行うようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 床ずれ防止用具や体位変換器などの汚染の可能性がある福祉用具の交換時期。
事例 2	A4-新人	<ul style="list-style-type: none"> 目標見直しの担当者会議時にモニタリングを実施し、現段階の身体状況に福祉用具が適しているか利用者様、専門職の方に確認を行いながら定期点検を行えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者様がサービス提供を受けるタイミングに合わせて通所介護事業所を訪問し、実際の使用状況の確認やサービス提供への聞き取りを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の使用頻度に伴う交換時期の目安。
事例 1	BI-新人	<ul style="list-style-type: none"> ADL の変化に合わせて、用具の選定、設置場所の変更を行えた。 	<ul style="list-style-type: none"> (モデル的試行時の P28) 身体状況、ADL の変化 利用状況の問題点。 	—
事例 2	BI-新人	<ul style="list-style-type: none"> お客様の都合により、電話でのモニタリングを行った際に、利用状況に不安があったため、再度メーカー担当と一緒に訪問し操作確認を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> (モデル的試行時の P28) 利用状況の問題点。 	—

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい 取組・工夫など
事例 1	B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況の確認、メンテナンスを行った結果を記録、介護支援専門員へ報告を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活の様子や利用状況だけでなく、利用目標、具体的説明を確認できているケースもあるため手引きを参考にして分かりやすく説明、確認できるようにする。 	—
事例 2	B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングシートを用いて利用状況、心身の変化の状況確認が行っていた。 	—	—
事例 1	C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 更なる負担軽減や病状進行によるADL低下を考慮し、特殊寝台を例外給付。床ずれ防止用具や車いすの導入を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 図表のモニタリングにおける確認項目はとも参考になった。 	<ul style="list-style-type: none"> 種目ごとの大まかな確認項目があると良いと思う。
事例 2	C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 用具を活用した現在の目標達成度の確認と、今後必要となる機能を予測し、ご本人・ご家族に対し事前に提案を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 図表のモニタリングにおける確認項目はとも参考になった。 	—
事例 1	C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングを行い使用状況や適合状況の確認を行い、介護支援専門員へのモニタリングシートでの報告ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> DO の内容に細かく記載されていたので、モニタリングがスムーズに行えた。 	—
事例 2	C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングを実施し、目標達成の確認ができ、介護支援専門員や多職種への情報提供できた。 	<ul style="list-style-type: none"> DO の内容に細かく記載されていたので、モニタリングがスムーズに行えた。 	—

d. Action(他職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における他職種との連携)

Action の場面での振り返り内容は以下の通り。

図表 4-14 過去事例における Action での振り返り

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい取組・工夫など
事例 1	A1-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> サービスの変更の有無を踏まえた介護支援専門員への交付。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員への報告は明示されてきたが、記録の作成・交付が具体的に示された意図は、福祉用具専門相談員の役割は「福祉用具の貸与」を行うだけではなく、PDCAを意識したサービス提供を行うことで利用者の自立支援につなげる「福祉用具貸与サービス」を提供することであるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の変更を本人・家族が希望された際に、すぐに「できます」と返答せず介護支援専門員をはじめとした他職種で協議が必要である。(リハビリテーション専門職からの観点で危険がないか、単位数の問題はないか等)
事例 2	A1-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 短期間で用具の変更を行うため、モニタリング結果は電話等で報告し、次の用具の計画書を提出できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 見直した福祉用具の説明が新規導入時より、弱くなってしまいがちであるが、PDCAのPを意識することが大事だと感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング実施者が担当者ではなかった時の報告について。
事例 1	A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の変更が必要と判断した場合には、利用者のご家族の意向を伺ったうえで介護支援専門員に相談。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に提案する前に介護支援専門員に報告した方がよい場合と利用者に提案した後に介護支援専門員に報告した方がよい場合もある。 	—
事例 2	A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング結果、福祉用具サービス計画の見直し有無の判断を介護支援専門員への報告。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の今後の見直しやその理由を含めた協議をしていくこと。 	—

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい取組・工夫など
事例 1	A3-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 実施したモニタリングの結果などを取りまとめ、介護支援専門員へ報告すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への提案や介護支援専門員への報告、介護支援専門員の考え方を理解するという点。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の見直しを提案することも大事であるが、一番大事なのは、利用者様の気持ちや思いであること。
事例 2	A3-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングの結果、変更が必要と判断した場合に、利用者や家族の意向を伺った上で介護支援専門員に相談している。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療職やリハビリテーション専門員からの意見などを、介護支援専門員へ報告している。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員が作成するケアプランの見直し時期なども確認をしておく必要がある。
事例 1	A4-新人	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング結果を介護支援専門員に報告し多職種の意見も聞き取り身体状況が変化したため、福祉用具を変更することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への提案は介護支援専門員に確認してから提案することで導入が円滑に進む場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具に変更がある際に単位数の兼ね合いや制度上の問題などの変更する上での注意点。
事例 2	A4-新人	<ul style="list-style-type: none"> 多職種からの助言や利用者様からの意見を聞き取り、福祉用具の追加変更等が円滑に行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な療養の状況及び支援体制（本人を含む状況の把握体制、療養の内容支援の必要性）。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員や多職種に報告する時間帯の目安。
事例 1	B1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 初めは妻・本人と、介護支援専門員とで住環境の整備の希望が異なっていたが、他の専門職の方々からご意見いただき、提案、報告ができた。 	—	—
事例 2	B1-新人	<ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議の中でモニタリングの報告を行い、他のサービス提供者の方々と情報共有を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> (モデル的試行時の P32)モニタリングの報告と多職種との連携。 	—

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい 取組・工夫など
事例 1	B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 歩行器を利用し屋外歩行が行えるようにと目標の変更があり利用者、家族、多職種へ屋外歩行時の利用状況や注意点の共有を行い、連携を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門相談員の役割を理解し専門職として収集した情報をまとめ多職種と共有する事で、今後の見通しやより良いサービス提供へ繋がるため参考になった。 	—
事例 2	B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議にて多職種と情報共有を行い今後のサービスに対する見通しを協議し連携する事ができていた。 	—	—
事例 1	C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議や居宅、ご自宅訪問の際に、ケアマネやほかのサービス事業所、ご家族に福祉用具の適合状況やメンテナンス状況について報告した。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員への報告に留まるのではなく、多職種連携による協議をしていくことが改善プロセスのポイント。 	—
事例 2	C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング担当からの現状報告を踏まえ、介護支援専門員へ今後必要な福祉用具の変更、機能の追加などを報告、介護支援専門員からも他職種へ確認をしていただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> 他職種と連携することで、変更や追加の時期などの判断がより正確になる。 	—
事例 1	C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員や各関係機関との情報共有を行い、目標の見直しがあり、サービス担当者会議を開催し福祉用具の変更・追加を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員や多職種との連携が円滑にでき、本人に合った福祉用具の選定ができた。 	—

事例	ID	手引きの通り実施できていた内容	参考になった内容	手引きに追記するとよい取組・工夫など
事例 2	C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ ターミナルケースだったため、利用目標等の見直しをする前にご逝去された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一連の流れが細かく記載されており、わかりやすい。 	—

(2) 手引きを参考とした実践

参加した福祉用具専門相談員一人につき、担当している利用者を一人、事例として抽出したのち、実際に手引きをもとにPDCAのうち該当する場面を遂行し、その結果について以下のように整理を行った。

1) 実践事例の基本情報(要介護度、世帯構成、基礎疾患、利用開始時に選定した福祉用具)

手引きを参考とした実践において抽出された、事例の基本情報は以下の通りである。

図表 4-15 抽出された事例の基本情報

職員 ID	事例の基本情報				
	要介護度	世帯構成	基礎疾患	PDCA の場面	選定された福祉用具
A1-ベテラン	要介護 2	夫婦のみ世帯	多発性脳梗塞、心不全	Plan	特殊寝台および付属品
A2-新人	要介護 4	夫婦のみ世帯	転落、骨折による入院から退院、右上下肢軽度麻痺	Plan/Do	特殊寝台および付属品、手すり
A3-ベテラン	要介護 5	夫婦のみ世帯	両側慢性硬膜下血腫、腸ねん転、腰椎骨折、認知症	Plan	特殊寝台および付属品
A4-新人	要介護 5	その他	脳梗塞後遺症、高血圧症性脳症、両変形性膝関節症、ターミナルケア	Plan	車いす、特殊寝台および付属品、床ずれ防止用具、移動用リフト(つり具の部分を除く)
B1-新人	要介護 2	三世帯同居	心原性脳塞栓症	Plan/Do/Check/Action	特殊寝台および付属品、手すり
B2-ベテラン	要介護 2	夫婦のみ世帯	脊柱管狭窄症	Plan/Do/Check/Action	特殊寝台および付属品、体位変換器、歩行器
C1-新人	要介護 4	夫婦のみ世帯	右大腿部転子骨折・気管支喘息・高血圧	Plan/Do/Check/Action	車いす、手すり、歩行器
C2-ベテラン	要支援 2	三世帯同居	左膝人工関節周囲骨折・関節リウマチ・高血圧症	Plan/Do/Check/Action	車いす、手すり、歩行器

2) 実践した取組について

手引きを参考とした実践における PDCA の場面ごとに、手引き通りに実施できた内容、参考になった内容、手引きに追記するとよい取組・工夫等を収集した結果は以下の通りである。

a. Plan(アセスメントや他職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付)

Plan の場面での実践内容は以下の通り。

図表 4-16 実践事例における Plan での振り返り

ID	手引きの通り実施できた内容	手引きの通り実施できなかった内容	参考になった内容
A1-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 退院前家屋調査への参加により、自宅の環境調整提案をリハビリテーション専門職の意見を取り入れながら行えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 選定した福祉用具を利用する上での留意事項は本人・家族には共有しましたが、サービス担当者会議参加者全員と共有することができていなかった。 利用者が誤った使い方をしていた場合や、適合状況に変化が生じた場合等に、日常的にサービス提供を行う他職種が気づくことができ、事故やヒヤリハットの防止につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 選定した福祉用具を利用する上での留意事項を参加者全員と共有することも重要です。利用者が誤った使い方をしていた場合や、適合状況に変化が生じた場合等に、日常的にサービス提供を行う他職種が気づくことができ、事故やヒヤリハットの防止につながる。
A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員と利用者の自宅を訪問し、住環境の調査を行う。要介護者や家族の思い、希望する生活を抑え、福祉用具を選定。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員が保有するアセスメントシートの複写を受領する。 	<ul style="list-style-type: none"> 退院前カンファレンスに参加し、リハビリテーション状況を踏まえた福祉用具の選定や調整。
A3-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> アセスメント領域で、利用者の基本情報、身体状況・ADL、意欲・意向、介護環境、住環境などの情報収集を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 医師やリハビリテーション専門職からの情報収集。 	<ul style="list-style-type: none"> アセスメント、情報収集時の記録の作成や保管、確認した情報は必ず記録として残しておくこと。

ID	手引きの通り実施できた内容	手引きの通り実施できなかった内容	参考になった内容
A4-新人	<ul style="list-style-type: none"> 住環境を確認し、介護支援専門員やその他のサービスの専門職の方と連携を図りながら必要である福祉用具を選定し、導入まで円滑に行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身機能の低下や予後の見込み等は現段階では不明であるため、対策が行えていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族等が現在抱えている不安やストレスの状況を把握し、緊急時の対応を考える。
B1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 本人と家族の都合により、自宅で対面での情報収集は少なかったが、介護支援専門員と連絡を密にとり計画を立てられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前に住環境の調査ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> (モデル的試行時のP8)アセスメント、情報収集。
B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 手引きを参考にして、福祉用具の選定理由、利用目標の説明・同意をいただきサービス計画の交付が行えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 手引きを参考にすることで、根拠を明確にしつつ、わかりやすく具体的に説明等行う事ができた。 	—
C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健施設退所前に介護支援専門員同行のもと身体状況の確認。また自宅環境の確認もケアマネ同行のもと実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 他職種からの情報収集。 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅復帰前に必要な情報を得られる場所へ訪問し、それぞれに確認していく。
C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 退院前に病院のリハビリテーション専門職、本人、介護支援専門員同席のもと家屋調査を行い、その後リハビリテーション情報提供書、看護サマリー、診療情報提供書、基本情報をいただき用具の選定提案や計画書作成につなげることができた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 他職種より情報提供あり選定、提案の幅が広がった。

b. Do(福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や他職種への確認)

Do の場面での実践内容は以下の通り。

図表 4-17 実践事例における Do での振り返り

ID	手引きの通り実施できた内容	手引きの通り実施できなかった内容	参考になった内容
A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> 特殊寝台の使い方の理解に不安がないかは納品時に確認し、寝心地は1日のみではなく数日の観察期間をとるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 納品後1週間から10日後に電話や訪問での点検等はできなかつたが、担当者会議時に聞き取りでの確認は実施。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議時に使用にあたっての留意事項や点検ポイント等共有。
B1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 納品後、数日デモでご利用頂き、利用状況の確認を行えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人と家族の希望が異なっていたため、用具の確認に時間がかかった。 	<ul style="list-style-type: none"> (モデル的試行時の P24) 福祉用具の確認タイミング。
B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の利用状況を多職種とサービス担当者会議内で共有、確認する事ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議以外で多職種と情報共有が密に行えていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> コラム内の勉強会等を通じて多職種への情報共有の取組みが参考になりました。
C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 歩行器は退所前に老人保健施設にて選定、納品を行った。電話にて10日後点検を実施した。手すり貸与の必要性を確認し介護支援専門員へ報告。 	<ul style="list-style-type: none"> 他職種からの情報収集・確認。退院後、しばらくしてから通所利用が開始となったので、その際に使用状況の確認を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 他のサービス事業所への確認。
C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 電話確認による10日以内モニタリングを実施し適切にご使用されていることを確認し利用経過を見守る。サービス担当者会議時に介護支援専門員、本人、家族、通所職員同席のもと再度福祉用具の安全な使用方法、注意点の説明を行った。 	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 危険性や不慮などの確認ができ安否の周知が行えた。

c. Check(モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討)

Checkの場面での実践内容は以下の通り。

図表 4-18 実践事例におけるCheckでの振り返り

ID	手引きの通り実施できた内容	手引きの通り実施できなかった内容	参考になった内容
B1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 本人が用具の利用に消極的であったため、本人の意見を反映させながら、用具の追加導入を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 他事業所との連携はあまりとれなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> (モデル的試行時の P28)意欲・意向の変化。
B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングを行い現状のサービス内容を継続利用したいとの意向を確認する事ができ、多職種への情報提供も行った。 	—	—
C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 手すり、歩行器とも自宅へ訪問し、使用状況の確認を行った。歩行器については通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所での使用状況の確認も行った。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 今後の目標の達成や福祉用具の変更に関する見直しを検討する。
C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> ADLの確認、用具の使用状況やメンテナンス、適合状況の確認を行い、モニタリングシートを作成した上で介護支援専門員への報告が行っている。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の利用目標やサービス計画の見直しを検討できた。(歩行状態が向上され今後、車いすの使用頻度が減少すると見込みで返却するかどうかなど)

d. Action(他職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における他職種との連携)

Action の場面での実践内容は以下の通り。

図表 4-19 実践事例における Action での振り返り

ID	手引きの通り実施できた内容	手引きの通り実施できなかった内容	参考になった内容
B1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 事前の情報と身体状況が異なっていたため、家族・介護支援専門員と連絡を取りながら、再度用具の提案を行えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅の変更と重なったため、2人の介護支援専門員と連絡を取り、相談などに時間がかかってしまった。 	<ul style="list-style-type: none"> (モデル的試行時のP33)コラム
B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング結果、利用者の意向を多職種へ共有し現サービス内容を継続していけるよう連携を図る事ができている。 	—	—
C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> ご本人が通所介護事業所で別の歩行器を見て、機種変更を希望された。ご家族・通所介護事業所のリハビリテーション専門職などと連携し希望機種のフィッティングを行ったが、適合状況に問題があったため現状機種を継続貸与となった。ご本人にも納得していただいた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 要望や変化に対し、すぐに確認、報告を行うが、改めてサービス担当者会議でも再度議題として取り上げ、再確認を行う。
C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議で本人、家族、介護支援専門員や各関係機関との情報共有を行い、現段階では福祉用具の変更や利用目標の見直しなく継続利用されている。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ADLの大きな変化はなくサービス継続されている。介護支援専門員や他事業所との連携で今後の課題を個別性、具体的に目標を検討し本人に適合した用具の選定、提案が行えた。

(3) 疾患別及び利用者の状況別のポイントについて

手引きにおける疾患別のポイントや利用者の状況別の観点から、代表的な分類ごとに手引きの記載内容について意見を収集した結果について、以下のように整理を行った。

1) 脳血管疾患

脳血管疾患の利用者におけるポイントは以下の通りである。

図表 4-20 脳血管疾患におけるポイント

ID	重視する点	追記するとよい点
A1-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害については目に見えないこともあり、情報収集を強化して行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 片麻痺の場合、動線の行きと帰りで手すり位置が反対になること。
A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> 後遺症による麻痺の有無、麻痺の程度。高次脳機能障害の有無・程度。自宅内での生活動線や室内の状況。 	—
A3-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 麻痺の有無や程度、麻痺による生活への影響、高次脳機能障害の有無、程度 	<ul style="list-style-type: none"> 服用している薬の内容や副作用などによる影響の把握
A4-新人	<ul style="list-style-type: none"> 麻痺の有無、麻痺の内容と程度(麻痺によりできない動作など) 	<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害に関する理解を深めるため、詳細に関する記載があれば良いと感じた。
B1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 麻痺の有無や体の使い方を確認して、同じ用具でも設置位置に気を付ける。 	—
B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 麻痺の状況 高次脳機能障害の有無 介護環境および住環境 	<ul style="list-style-type: none"> 介護環境の確認すべき事項の中に介護者の理解・能力についても追記があると良いと思う。
C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 後遺症の状態。特に麻痺がある場合は日常生活動作の確認。危険な動作、移動手段、リハビリにより得られる回復の予測。 	—
C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 本人の麻痺の状況、高次脳機能障害の有無・程度、疾患発症後の外出の頻度・手段など、リハビリの実施状況、自宅内での本人の生活習慣。 	—

2) 大腿骨頸部骨折後

大腿骨頸部骨折後の利用者におけるポイントは以下の通りである。

図表 4-21 大腿骨頸部骨折後におけるポイント

ID	重視する点	追記するとよい点
A1-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 過去の転倒歴は場所の確認はもちろんだが、どのように転倒したかの確認も行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 人工関節術の場合、禁忌の姿勢や動作など書いてあると参考になると思う。
A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> 過去の転倒歴、骨粗しょう症の状況等を踏まえた再転倒のリスク。自宅内の動線。 	—
A3-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 本人の身体能力、日常生活に必要な動作 	<ul style="list-style-type: none"> 特に課題となる事が多い、入浴動作や浴槽を跨ぐ動作。このアセスメントは重要。
A4-新人	<ul style="list-style-type: none"> 医療的観点からの情報が参考になった。受傷からの回復期間や回復期病棟での治療期間など整理する必要を感じた。 	—
B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 転倒リスク 可動域制限の有無 受診状況 住環境 	—
C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 転倒した場所の確認と今後の対策。ご本人の意欲(日常生活・外出など)立ち座り、歩行状態の変化の予測。 	—
C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 再転倒のリスク、医師からの指示・指導の有無、活動制限の内容、過去の転倒歴、発症後の外出の頻度・手段など、自宅内での本人の習慣、自宅内の動線 	—

3) 心疾患

心疾患の利用者におけるポイントは以下の通りである。

図表 4-22 心疾患におけるポイント

ID	重視する点	追記するとよい点
A1-ベテラン	・ 医師からの運動負荷の目安と本人の現状を考慮して、日常生活が楽に行えるくらいの福祉用具の選定を行っている。	・ リハビリテーション専門職との運動負荷量設定の聞き取り。
A2-新人	・ 自宅内で負荷がかかる行動や環境の有無及び対応状況。室内の状況（生活環境の温度等）。	—
A3-ベテラン	・ 活動量や安静の必要性に関する医師からの指示・指導の有無、指導の内容など	—
A4-新人	・ 心臓単体での病状のみならず、併存疾患の有無や留意点について注視すべき点が参考となった。	—
B1-新人	・ ADLの確認と、リハビリテーション専門職や看護師などの専門職の方々と連携をとりながら、福祉用具の提案を行う。	—
B2-ベテラン	・ 併存疾患の有無、服薬の状況、活動量の制限、住環境	—
C1-新人	・ 心臓に負担がかかる行動や環境の確認。ご本人の不安な行動。	—
C2-ベテラン	・ 疾患発症前のADL等の状況、心身機能の低下の程度、改善可能性、認知機能の程度、活動量や安静の必要性に関する医師からの指示・指導の有無、疾患に対する本人・家族の理解度、日常的な活動の状況など	—

4) 認知症

認知症の利用者におけるポイントは以下の通りである。

図表 4-23 認知症におけるポイント

ID	重視する点	追記するとよい点
A1-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 本人が有する意思決定能力の状況の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具導入や模様替え等による環境変化に対しての本人の受け入れ。 周辺症状の引き金がどこにあるか。
A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションの状況。本人が有する意思決定能力の状況。キーパーソンの有無、本人との関係性。生活環境に対する好み。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の自覚が無い方への接し方、発言には少し気を使っている。
A3-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の特徴や進行、家族の理解度 	<ul style="list-style-type: none"> 原因疾患、中核・周辺症状が多岐に渡るため、代表的な原因疾患の主な中核・周辺症状の図表や事例など
A4-新人	<ul style="list-style-type: none"> 中核症状の現れ方やこれが現れるタイミングやキーとなる言動への理解に関する内容が特に参考になった。 	—
B1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 本人とキーパーソンの関係性の確認を行い、円滑にサービス提供が行える状況を考える。 	—
B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 中核症状 本人の意思決定能力 認知力 介護環境 介護者の支援 住環境 	—
C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に対するご本人・ご家族の受け止め方。キーパーソンの意向。関係する専門職の情報共有。 	—
C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 中核症状の現れ方、コミュニケーションの状況、ADLの状況、医師からの指示・指導の内容、生活に対する本人・家族の意向、認知症に関する家族の理解度など 	—

5) 退院・退所前後

退院・退所前後の利用者におけるポイントは以下の通りである。

図表 4-24 退院・退所前後におけるポイント

ID	重視する点	追記するとよい点
A1-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 本人の残存能力の確認と退院までの回復の予測。 	<ul style="list-style-type: none"> 入院前の生活状況(ADL・IADL)の確認。 退院までのリハの目標設定の相談・確認。
A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> 生活障害の原因となる疾患。自宅内での本人の生活習慣。自宅内での動線。日常生活での制限、留意事項。 	—
A3-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> ADL/IADL の状態や機能訓練の実施状況 	—
A4-新人	<ul style="list-style-type: none"> 退院前後の ADL/IADL に応じた機能訓練の実施状況 	—
B1-新人	<ul style="list-style-type: none"> なるべくカンファレンスや会議に参加し、事前情報を集め、スムーズに福祉用具の提案ができるように準備する。 	—
B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 医師やリハビリテーション専門職からの意見・指示 退院後の受診状況 関係するサービス 住環境 	—
C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 退院前のリハビリテーションや介護状況の確認。退院後予測される自宅環境整備。退院後に利用するサービス。 	—
C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> ADL 等の状態、生活障害の原因となる疾患、医師からの指示・指導の有無と内容、自宅内外での本人の生活習慣、自宅内の動線、室内の状況など 	—

6) ターミナルケア

ターミナルケアの利用者におけるポイントは以下の通りである。

図表 4-25 ターミナルケアにおけるポイント

ID	重視する点	追記するとよい点
A1-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 予後の見込みを確認しておくことで、次の段階の福祉用具の選定・提案の準備。 	<ul style="list-style-type: none"> 選定・導入した福祉用具の使用感。(寝心地・デザイン・不快感等)
A2-新人	<ul style="list-style-type: none"> 心身機能の低下や予後の見込み。今後の暮らし方に対する本人・家族の意向。 	<ul style="list-style-type: none"> 急な状態変化に対応できるように、エリアの近い社員に情報共有、スケジュールの余裕をできるだけ作るようにしています。
A3-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 今後の暮らし方に対する本人・家族の意向 	<ul style="list-style-type: none"> 計画書作成、配布において、記載内容の配慮や配布方法等の配慮が必要。
A4-新人	<ul style="list-style-type: none"> 心身機能の低下や予後の見込み 	—
B1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 急に状態が悪くなることも考えられるため、早急な対応を心掛ける。 	—
B2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 疾患の内容 心身機能の低下や予後の見込み 住環境 本人・家族の意向 関係するサービス 	—
C1-新人	<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護の連携。各サービスと変化の状況を共有し、今後必要となる用具の予測と、導入のタイミング。 	—
C2-ベテラン	<ul style="list-style-type: none"> 心身機能の低下や予後の見込み、今後の暮らし方に対する本人・家族等の意向、本人の生活習慣 	—

(4) その他

福祉用具専門相談員からのその他の意見は以下の通りである。

図表 4-26 その他の意見

ID	意見
A1-ベテラン	・ 日頃、無意識に行っていたことでも手引きに沿って意識して取組むことで、より良い提案・サービスが行えるのではないかと感じた。
C1-新人	・ 他職種との連携は常に心掛けているが、手引きのような資料をもって確認したことはなく、感覚で行っている状況だった。手引きがあることで、再確認が行えた。これから職員への研修や機会があれば他職種とも手引きを共有することで、より連携が取りやすくなると感じた。活用させていただきたい。
C2-ベテラン	・ PDCA サイクルを上手に活用することで、質の高いサービスを適宜提供することができるが、ご利用者の疾患ごとに今後の状態変化を予測してモニタリング時期を設定し、もれなく全利用者を管理していくことが難しいと感じた。現状、動きのあるご利用者であれば必要に応じて連絡を取らせていただき都度対応をしている。

4.4.3 実施結果(福祉用具貸与事業所管理者)

以下では、福祉用具貸与事業所の管理者向け調査票より収集した、本モデル的試行でのサービス提供後の振り返りに関して手引きを活用した上での意見や、手引きの改善点について整理を行った。

(1) サービス提供後の振り返りの場面での手引きの活用について

福祉用具貸与事業所の管理者より、試行を実施した福祉用具専門相談員とのサービス提供後の振り返りに関して、手引きの活用状況と参考になった内容(または、参考にしなかった理由)について回答を得た。主に手引きにおいて参考になった内容として、PDCA の場面別、疾患別のポイント、および利用者の状況別のポイントの 3 点で整理を行った。

1) PDCA について参考になった内容

a. Plan(アセスメントや他職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付)

各事業所管理者からの Plan に関する意見は以下の通りである。

図表 4-27 Plan について参考になった内容(管理者)

事業所	参考になった内容
試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> 今後の生活の見通しを予測したうえで、利用者目標の設定を検討するために、アセスメント・情報収集が重要視されること。また、過去と現在の生活状況のギャップの把握に注視する点が参考になった。
試行実施事業所 B (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> (モデル的試行時の P12)コラム内の「介護支援専門員等から…」の文面を参考にして指定商品と福祉用具専門相談員からの視点で提案を行うように意識して取組んだ。 (モデル的試行時の P10、図表 3-2)情報収集の実施内容・留意点を参考に細かなアセスメントを行う事で利用者の具体的な状況を把握し、より最適な用具の選定ができるようになった。
試行実施事業所 C (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具を初導入の際、本人の状態・介護状況を含め、他職種からの情報取得は必須であることが再確認できた。福祉用具ごとに目標設定し誰が見ても解るような計画書作成ができるようにしたい。

b. Do(福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や他職種への確認)

各事業所管理者からの Do に関する意見は以下の通りである。

図表 4-28 Do について参考になった内容(管理者)

事業所	参考になった内容
試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (モデル的試行時の)図表 3-12 で示されている「確認するタイミングを考慮したほうが良い福祉用具と、その確認タイミングについて」に関して、わかりやすく纏められているため、現場ですぐにでも活用でき参考となった。
試行実施事業所 B (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用具導入後 1 週間から 10 日でのモニタリングを実施していたが、(モデル的試行時の)図表 3-11 の利用者像よってのモニタリングの時期を参考に個別の時期を設定する事で使用方法の誤りや事故防止、より適合する商品の選定が行えた。 ・ (モデル的試行時の P24)図表 3-11、3-12 を参考に確認すべきポイント・タイミングを適切に行い福祉用具導入から 6 日以内に自宅訪問し使用状況の確認を行えた。家族・他のサービス・ケアマネジャーを交え福祉用具の使用上の注意点等の情報共有が適切に行えた。
試行実施事業所 C (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始時は一番危険が潜んでいると考える。実際の利用方法の確認・環境の確認は十分に配慮したい。不安があれば他職種との連携も図り、必要があれば早期のモニタリングを実施し確認するように心がける。

c. Check(モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討)

各事業所管理者からの Check に関する意見は以下の通りである。

図表 4-29 Check について参考になった内容(管理者)

事業所	参考になった内容
試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種目・商品ごとの点検項目やチェックリストを作成し、点検項目を統一することで、福祉用具専門相談員の経験等による視点のばらつきや抜け漏れ予防の記載があったので参考にしたい。
試行実施事業所 B (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (モデル的試行時の P28)図表 3-14 でモニタリング時に身体状況や利用状況を細かく聞き取る事で、福祉用具の適合状況を把握し、より適合する用具に変更する事でできる事が増え意欲の向上につながった。 ・ (モデル的試行時の P28)図表 3-14 のモニタリングにおける確認項目の詳細(例)を参考に聞き取りを行うことで ADL の変化や利用状況の問題点が把握でき、より最適な用具への変更を行うことができた。
試行実施事業所 C (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリングを通し福祉用具の適合状況の確認や計画目標の見直し・今後の課題等を分析し報告。介護支援専門員含め他職種と連携を図り今後の支援の継続や計画の見直しを検討したい。

d. Action(他職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における他職種との連携)

各事業所管理者からの Action に関する意見は以下の通りである。

図表 4-30 Action について参考になった内容(管理者)

事業所	参考になった内容
試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具サービス計画の見直しの提案の際の工夫について、介護支援専門員の支援方針や業務の進め方を理解し、お互いにスムーズな連携ができる関係構築の重要性についての記載が参考になった。
試行実施事業所 B (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングを行い、使用時の注意点を利用者に伝えるとともに家族や多職種へも共有する事で支援者全員から利用者へ声かけを行い事故防止につなげる事ができた。 モニタリングでの「トイレまで歩けるようになりたい」という本人の意向に沿い、利用目標の変更と用具の提案・導入、多職種との共有を行うことでチームでの支援が行えるようになった。
試行実施事業所 C (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング状況の報告や今後の課題の確認を行い、他職種からの意見を踏まえ今後の福祉用具利用や目標について検討し、関係者全てが解るように目標を明確化したい。取扱説明や適合状況の確認を行いながら周知したい。

2) 疾患別のポイントについて参考になった内容

各事業所管理者からの、疾患別のポイントに関する意見は以下の通りである。

図表 4-31 疾患別のポイントについて参考になった内容(管理者)

事業所	参考になった内容
試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> 4つの疾患に対し、それぞれ適切なPDCA 実践のためのポイントが分かりやすく纏められているため、即時現場で活用できる資料として参考になった。
試行実施事業所 B (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> 疾患別の特徴や確認すべきポイントを参考に用具の提案・導入と注意点や今後の方向性などより具体的サービス提供ができるようになった。 疾患別の概要や特徴・ポイントを活用し根拠を持った提案ができていたか、提案内容は適切だったかなど、これまでの業務の再確認が行えた。
試行実施事業所 C (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具専門相談員の弱い分野でもある疾患別のポイントなので、疾患についても理解を深めたい。疾患別の確認すべき事項はとても参考になる。

3) 利用者の状況別のポイントについて参考になった内容

各事業所管理者からの、利用者の状況別のポイントに関する意見は以下の通りである。

図表 4-32 利用者の状況別のポイントについて参考になった内容(管理者)

事業所	参考になった内容
試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	・ 病院・施設と自宅の環境は異なる部分が多いため、その違いを考慮した選定・提案が重要で、在宅移行に向けての住環境整備が参考となった。
試行実施事業所 B (福祉用具貸与)	・ 利用者の状況別ポイントを参考に多職種からの情報収集を行うことでこれまでと同じ環境や支援方針を継続でき、より自立に向けたサービス提供が行えるようになった。 ・ 手引きを参考にする事で専門職としての発言や提案を行い、多職種と連携する事で利用者別に応じたサービス提供が行えている。
試行実施事業所 C (福祉用具貸与)	・ 十人十色で同じケースは無いので、背景をしっかり把握し情報収集を行い本人及びご家族が望んでいる事に配慮しながらサポートしたい。

(2) 手引きの改善点について

各事業所管理者からの、手引きの改善点に関する意見は以下の通り。

図表 4-33 手引きの改善点

手引き・章	事業所	意見
1. はじめに	試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	・ 介護保険制度は、これまでの 25 年の間、制度改正を繰り返し様々な変遷をたどり現在に至る。その過程を示した資料があればより理解が深まるきっかけとなると感じた。
2. 福祉用具専門相談員の役割	—	—
3. 一般的な福祉用具サービス提供	試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	・ 多職種連携において医療職との連携の重要性は言うまでもないが、医療ソーシャルワーカー(MSW)や施設の介護支援専門員、介護職の方々との連携の機会も増加傾向にあると感じる。
4. 疾患別のポイント	試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	・ 特に配慮が必要と考えられる 4 つの疾患に対する PDCA 実践ポイントが纏められているが、参考資料として活用しやすい内容となっているので、多岐に渡る疾患事例をラインナップできると良い。
	試行実施事業所 B (福祉用具貸与)	・ 疾患別における福祉用具サービス計画の記入例があると良い。

手引き・章	事業所	意見
5. 利用者の状況別のポイント	試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	・ 終末期における対人援助のあり方や心構え、対応時の留意点に関し、具体的事例を通して学ぶ機会の創出が必要と思った。
	試行実施事業所 B (福祉用具貸与)	・ 状況別における福祉用具サービス計画の記入例があると良い。
6. 福祉用具貸与事業者の役割	試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	・ 必要な知識および技能の修得、維持向上に努める努力義務の観点から、取得または受講すべき研修等について具体的な例を挙げていただくとわかりやすいと思った。
7. 福祉用具サービス提供に関わる他職種の役割	試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	・ 退院・退所加算のカンファレンスの要件にある福祉用具専門相談員の参加について(令和3年度介護報酬改定)、重要で画期的なことであることについての理解をもっと深めるべきと思った。
8. チェックシート	試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	・ モニタリングは福祉用具の点検や利用状況の確認に留まらず、変化の可能性が想定される時期の予測が必要だが、この難しい判断の助けになるチェックシートとしての活用が期待できると思う。
	試行実施事業所 C (福祉用具貸与)	・ 大変良いが、次回実施時期の管理が難しく、上手に活用するまでに工夫が必要になる。モニタリングシート等と融合されると使いやすい。
9. 参考資料	試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	・ 追記を望むなら、サービス導入後の円滑な支援継続を図るために必須となる利用者・家族との安心・安全な連絡手段の取得に係る参考手法や事例の掲載があれば助けとなる事業所も多いのではないかと感じた。近年頻発する高齢者をターゲットにした事件を背景に、安心・安全な連絡手段の確立はこれから先ますます重要視しなければならないと考える。

(3) その他

各事業所管理者より得たその他の意見は以下の通りである。

図表 4-34 手引きの改善点(その他)

事業所	意見
試行実施事業所 A (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者がそれぞれの目標に向けて福祉用具を活用した生活を送れるよう、適切な福祉用具の選定・提案を専門職として支援する役割を担っている福祉用具専門相談員にとって重要なプロセスとなる PDCA サイクルについての理解・多職種との連携・具体的な疾患別対応・自己研鑽の促しに至るまで、重要な内容が纏められているため、社員の能力開発や一貫性のある業務方針に重宝できる内容と思った。
試行実施事業所 B (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉用具専門相談員として数年勤務し、業務に慣れてきた頃の社員に今回の調査を行ってもらった。福祉用具専門相談員指定講習の際にも説明は受けているが、手引きを読むことでこれまでの業務内容や福祉用具専門相談員としての職務を再確認できたようである。PDCA サイクルを理解し実践する事でより良いサービス提供につながればと思う。 ・ 福祉用具専門相談員経験年数 9 年の方に実施して頂いた。後輩を指導する立場である。自身の業務の振り返りと指導する上でのポイントを把握でき、より質の高いサービス提供につながると思っている。福祉用具専門相談員指定講習受講後も定期的に本調査のように業務の振り返りを行うことも大切であると感じた。
試行実施事業所 C (福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回参照したような手引きがあれば新人職員や不慣れな職員でもある程度の流れや手順を理解しやすく、質のばらつきがなくサービスを提供できる。また、利用者やその家族・ご利用者をサポートしている各専門職との対応(関わり)といったチームケアがしやすい。適切にPDCAを実現していけることで、サービス提供の質の向上に繋がると思われる。

4.5 居宅介護支援事業所

4.5.1 実施方法

(1) 依頼事項

本モデル的試行においては、福祉用具専門相談員による手引きを用いた試行のほかに、福祉用具専門相談員にとって主な多職種連携先となる介護支援専門員の協力を得て、手引きの内容に対して業務経験を踏まえた改善点や福祉用具専門相談員に求める役割について調査を行った。

(2) 参加職員の概要

本モデル的試行に参加した介護支援専門員の基本情報は以下の通りである。

図表 4-35 介護支援専門員の基本情報

事業所	職員 ID	経験年数	連携頻度が多い福祉用具貸与事業所数	保有資格
試行実施事業所 A (居宅介護支援)	A-CM1	12年	6 事業所	介護福祉士
	A-CM2	12 年	5 事業所	介護福祉士
	A-CM3	16 年	7 事業所	介護福祉士
試行実施事業所 B (居宅介護支援)	B-CM1	6 年	3 事業所	介護福祉士
	B-CM2	4 年	3 事業所	介護福祉士
	B-CM3	10 年	3 事業所	介護福祉士

(3) 調査票の概要

居宅介護支援事業所の介護支援専門員に配布した調査票と調査項目の概要は以下の通り。

図表 4-36 介護支援専門員向け調査票の概要

大項目	小項目
1. 基本情報	・介護支援専門員としての経験年数、保有資格 ・連携頻度が多い福祉用具貸与事業所数
2. 手引きについて	・手引きの章ごとに追記及び改善点(自由記述)
3. 福祉用具専門相談員との連携による効果	・福祉用具専門相談員との連携により効果的な支援ができた事例(自由記述)
4. 福祉用具専門相談員との連携における課題	・過去の事例を踏まえて、福祉用具専門相談員との連携において感じた課題(自由記述)
5. 福祉用具専門相談員に求める情報・期待する役割	・福祉用具専門相談員に提供を求める情報 ・福祉用具専門相談員に期待する役割

4.5.2 実施結果

以下では、介護支援専門員向け調査票より収集した、手引きの改善点や福祉用具専門相談員との連携における効果や課題、求められる役割等について整理を行った。

(1) 手引き(案)について

手引き(案)の構成及び各章の内容について、意見が得られた章を抽出し、整理した結果は以下の通りである。

1) 全体の構成

介護支援専門員より、手引き全体の構成に対して得られた意見は以下の通りである。

図表 4-37 手引き全体の構成に対する意見一覧

ID	意見
A-CM1	・ 全体的に同じ内容が繰り返されている箇所が多かったかと思う。番号のふり方が少しわかりにくいように感じた。
A-CM2	・ とても丁寧で作られている印象。それ故にページ数が多くなっており途中で内容の理解が追いつかなくなるのでは、と感じた。
A-CM3	・ 経験年数に関わらず一定水準を確保するために一連の流れの細分化されたフローチャートなど視覚化されたものがあると便利だと感じた。

2) PDCAについて

a. Planについて

介護支援専門員より、手引きの Plan の章に対して得られた意見は以下の通りである。

図表 4-38 手引きの Plan の章に対する意見一覧

ID	意見
A-CM1	・ 全くの初回の方は介護支援専門員もアセスメント不足があるので、福祉用具専門相談員という違った観点からのアセスメントも共有させてもらえたらと思う。
A-CM2	・ 3.1.2(1)の4項目目の令和6年8月に改訂された「介護保険における～判断基準」はとても有益な資料だと思うので掲載してもいいのかもしれないと思った。容量によるかと思う。
A-CM3	・ 初回アセスメントの際は介護支援専門員も情報を深掘りできていない箇所があるかと思う。介護支援専門員からの情報をもとに深めていった情報を共有してもらえると嬉しい。
B-CM1	・ 初見の時点で介護支援専門員からのアセスメントシートの受領する事は無理かと思うため、ご了承いただきたい。用具はどのサービスよりも早く利用者とコンタクトを取る事が多いかと思う。一緒に情報収集ができるとよいかと思う。
B-CM2	・ 「介護支援専門員が作成したアセスメントシートやケアプラン等を入手できると」と記載されているが、新規の場合はアセスメント作成ができていない場合も多い。状態に応じた再選定が迅速にできるように常日頃から情報収集する姿勢を持ってほしい。
B-CM3	・ P.8「利用者宅を訪問する前に介護支援専門員が作成したアセスメントシートやケアプラン等を入手できると～」とあるが、この時点ではアセスメントシート、ケアプラン原案までしか作成できていないと思う。

b. Do について

介護支援専門員より、手引きの Do の章に対して得られた意見は以下の通りである。

図表 4-39 手引きの Do の章に対する意見一覧

ID	意見
A-CM1	・ 実際に訪問介護事業所から使用方法を聞かれることがあり、複雑な機種に関しては分かりやすい説明書等を、事業所間で見られるようにしてもらえると助かる。
A-CM2	・ 図表 3-9 と 3-11 が同じような内容なので一つに纏められるとページの削減になると思う。
A-CM3	・ 操作が難しい用具や本人・家族の理解力によって安全に使用するための内容を記載して頂きわかりやすかった。最近では本人や家族もスマホを活用していることも多いためいつでも見直せるように使用動画などを QR コード等で提案してもらうのも良いかと思う。
B-CM2	・ 用具納品後、数日程度で活用状況の確認を行う。不適合であれば早急に回収し再選定を行う。
B-CM3	・ 身体拘束等に関する情報をご家族や多職種に提供して頂けると、虐待の防止や早期発見につながると思う。

c. Check について

介護支援専門員より、手引きの Check の章に対して得られた意見は以下の通りである。

図表 4-40 手引きの Check の章に対する意見一覧

ID	意見
A-CM1	・ (モデル的試行時の P27)「多職種間で情報連携できるシステム」とはグループラインやメディカルケアステーション(MCS)の事でしょうか。具体的に知りたいと思った。
A-CM2	・ 選択制対象種目の購入とレンタルのそれぞれのメリットやデメリットを福祉用具専門相談員の方から利用者に説明していただけるよう、メリットとデメリットがわかりやすいような図表があればいいのかと思った。
A-CM3	・ 慣れてくると自分の使いやすいように福祉用具を使用されている事もある。他の方の事例も含めて、事故や注意点のお話や適切に使用する事でこんなに状態が改善したというような事例などを踏まえて自分事として捉えてもらえるような説明をお願いできると嬉しい。
B-CM2	・ モニタリング内容の文言が毎回コピー&ペーストとなるなど、他利用者と同じ内容にならないよう注意する。

d. Action について

介護支援専門員より、手引きの Action の章に対して得られた意見は以下の通りである。

図表 4-41 手引きの Action の章に対する意見一覧

ID	意見
A-CM3	・ 現在利用しているものが専門職の視点として必要性があるのか、もしくは同品目でも別のものが適しているのかは適宜教えていただけると介護支援専門員としてもありがたい。
B-CM2	・ 「サービス担当者等の他職種から収集した情報をとりまとめ」と記載されているが、介護支援専門員抜きで多職種とやりとりすることはほぼないかと思われる。

3) 疾患別及び状況別の対応について

介護支援専門員より、手引きの疾患別及び状況別の対応の各節に対して得られた意見は以下の通りである。

図表 4-42 手引きの疾患別及び状況別の対応の各節に対する意見一覧

各節	ID	意見
脳血管疾患	A-CM1	・ パーキンソン病の方を担当することもあり、福祉用具の選定が難しい事例が多いので、4つの疾患に追加してもらってもよいかと思った。
	A-CM3	・ 目次4. 5. と共通して、特に確認すべき事項で、現在ご利用者様に特にどの辺りを注視するかを担当者で決めておけるとありがたい。
	B-CM3	・ 回復期では高次脳機能障害や麻痺の確認が重要だが、維持期では社会参加の視点も重要だと思う。
認知症	A-CM2	・ 提案する時に歩行器や補助つえなどの紛失時の補償などについて懸念材料となることがある。
	A-CM1	・ 認知症の方は福祉用具の利用が困難な方が多く、なるべく操作の簡易なもの等、疾患別選定のポイント等もあっても良いかと思う。
ターミナルケア	A-CM1	・ ターミナルケアでは日単位で状態が変わることもあり、利用者によるが(若いと提案しづらい)先を見越しての前もっての提案も必要。
	B-CM3	・ 癌末期は介護度が低い場合もあるため、状態に応じて利用できる用具や、必要となる用具を前もって説明しておくと思える。

4) その他

介護支援専門員より、手引きのその他の章に対して得られた意見は以下の通りである。

図表 4-43 手引きのその他の章に対する意見一覧

手引き・章	ID	意見
2. 福祉用具専門相談員の役割	A-CM2	・ プロセスは次の3でプロセスにおけるポイントを解説してくださっているので役割についての解説は図表 2-2 のみで良いのではないかと感じた。
6. 福祉用具貸与事業者の役割	A-CM3	・ 疾患の理解を深めてもらうと同時に災害時の対応方法などを考慮した研修などをしてもらえると平時でなくても安心してお願いができる。
	B-CM3	・ ICTによるアセスメントなどの情報共有は事業者にも利用者にも負担軽減となるため、積極的に取り組むべきだと思う。
7. 福祉用具サービス提供に関わる他職種の役割	B-CM3	・ オンラインでの退院前カンファレンスや家屋調査の参加も考えられるかと思った。

(2) 福祉用具専門相談員との連携による効果

介護支援専門員より、福祉用具専門相談員との連携による効果に対して得られた意見は以下の通りである。

図表 4-44 福祉用具専門相談員との連携による効果に関する意見一覧

ID	意見
A-CM1	・ 退院前カンファレンス、事前の自宅訪問に同席いただき、適切な福祉用具の選定ができた。
A-CM2	・ 退院前、病院に同行してくださったことで病院からの資料だけではわからない状態や病院と自宅の環境の違いを踏まえて適切な用品を導入できた。
A-CM3	・ ターミナル期のご利用者様の対応時にこまめなモニタリングを行って頂き必要な用具をすぐに調整できた。
B-CM1	・ 退院前カンファや家屋調査に同行いただけるとスムーズにサービス提供できる。入院中のADLと退院後の生活について問題点を同じタイミングで共有できることは心強く、大変助かった。
B-CM2	・ スピード感があり、介護支援専門員が提案しなくても用具を揃えていてくれた。
B-CM3	・ 退院前の家屋調査の際に本人、理学療法士/作業療法士、介護支援専門員、福祉用具専門相談員が同席し、実際に福祉用具を設置して動作を確認すると問題点が浮かび上がり、退院後の生活がスムーズになるケースが多い。

(3) 福祉用具専門相談員との連携における課題

介護支援専門員より、福祉用具専門相談員との連携による効果に対して得られた意見は以下の通りである。

図表 4-45 福祉用具専門相談員との連携における課題に関する意見一覧

ID	意見
A-CM1	・ 理学療法士や介護支援専門員にもっと提案や意見をしてもらってもよいかと思う。災害時(停電、電話が繋がらない場合など含む)の対応などを決めておく必要があるかと思う。
A-CM2	・ 欠かさず報告をくださる事業所も多いが、メンテナンス実施の報告や経年劣化に対する対応など報告をしていただけるとありがたい。
A-CM3	・ 担当件数を聞いていると介護支援専門員と比較にならない件数を担当されているので全件こういった関わりをもってもらえるのだろうか心配になる。
B-CM1	・ 介護支援専門員よりはるかに福祉用具の知識は福祉用具専門相談員の方があるため、福祉用具の選定をお願いした。利用者カタログを見せながら説明してくれるのは良いが、福祉用具の説明が分かりにくく私が要約し利用者に伝えた事があった。利用者は何を言われているのか全く理解しておらず、不信感を持たれてしまう。特にこのご時世、自宅に上がり込みカタログを広げ商品説明するという行為自体に警戒されてしまう。商品説明の練習やシミュレーションも必要かと思う。
B-CM2	・ 動きが遅い福祉用具専門相談員には依頼したいと思わない。話が進まないので担当している利用者が貸与している用具、単位数は最小限把握しておいてほしい。
B-CM3	・ イメージしていた福祉用具と違うものを選定されてしまうケースがある。介護支援専門員側にも福祉用具の選定、提案を行う際の簡単なチェックポイントがあると、福祉用具専門相談員の方も選定しやすいと思う。

(4) 福祉用具専門相談員に求める情報・期待する役割

介護支援専門員より、福祉用具専門相談員に求める情報・期待する役割に対して得られた意見は以下の通りである。

図表 4-46 福祉用具専門相談員に求める情報・期待する役割に関する意見一覧

区分	ID	収集した意見
提供を求 める情報	A-CM1	・ 新しい機種が出た際の紹介や提案や、利用者宅を訪問することがあればその日程を教えてもらいたい。
	A-CM2	・ メンテナンス実施記録の共有。
	A-CM3	・ 新しい用具の情報や用具の使用感の情報共有をお願いしたい。また用具を利用するにあたっての地域ごとのローカルルールを教えてください。
	B-CM1	・ 新商品の情報。お得な自費商品の情報等。
	B-CM2	・ 介護支援専門員が知らない用具もあるため、随時用具の提案などをしてほしい。
	B-CM3	・ 住環境のアセスメントについて。間取りを見て転倒しやすい場所、照明、床材の状況など。
期待する 役割	A-CM1	・ 利用者、家族に対して詳細で分かりやすい説明をしてもらいたい。急なメンテナンスや急に必要になった際に連絡が取りやすいと助かる。
	A-CM3	・ 介護支援専門員とは別の視点で見てくださった情報を共有できるチームマネジメント。
	B-CM1	・ 迅速に予定が組める。電話がつながりやすい。自宅の見取図を提供していただけると非常にありがたい。利用者からの相談に応え、必要な提案ができる。
	B-CM2	・ チャットワークの活用や QR コードでの対応など柔軟に対応してくれることを期待する。扱っている商品はどこも一緒なので人柄やスピード感がある相談員を重視する。
	B-CM3	・ ICT を利用した医療職、介護職との情報共有。軽度者への支援策。

4.6 モデル的試行実施結果のまとめ

本モデル的試行では、福祉用具貸与事業所を対象に、実際に手引き(案)を活用した試行を依頼し、現場で実際にサービス提供を実施している福祉用具専門相談員や管理者から、手引き(案)に対する使用感や改善点に関する意見を収集した。また、多職種連携が重要になることから、連携の中心である居宅介護支援事業所の介護支援専門員からも手引き(案)に対する意見を収集した。

その結果、作成中の手引き(案)に対して、以下に述べるような具体的な改善点や修正・追記事項を詳細に得ることができた。

4.6.1 福祉用具専門相談員について

福祉用具専門相談員による過去事例の振り返りでは、手引き(案)に掲載した疾患別、利用者の状況別の利用者を対象として確認、意見収集を行い、PDCAの場面別に「手引きの通り実践できていた内容」「参考になった内容」を具体的に記載いただいた。その結果、いずれの場面においても、サービス提供時に現場の福祉用具専門相談員が重視しているポイントと手引き(案)において記載したポイントが一致していることが確認でき、特に疾患や利用者の状況に応じて必要な場面での多職種連携(医療職、リハビリテーション専門職、介護支援専門員等)が行われている場合があることも確認できた。

また、現在サービス提供中(提供開始予定)の利用者を対象とした実践の中でも、手引き(案)を参考にサービス提供いただき、その取組結果を実践例として収集した。その結果、過去事例の振り返りと同様、手引き(案)で示している内容と同様に対応できたこと、できなかったことを具体的に把握することができた。「参考になった内容」では、ヒアリングで収集した事例等を基に掲載したコラムについても挙げられており、他事業所の事例を横展開すること(広く周知すること)の効果も確認できた。

また、福祉用具専門相談員として3年以上の経験のある方からは、疾患別、利用者の状態別のポイントとして、具体的な記載内容を提案いただき、手引きの見直しに資する示唆も得られた。

その他の意見として、経験年数によらず、日頃無意識に行っていたことでも手引きに沿って意識して取り組むことでより良い提案・サービスが行える、感覚で行っていたが手引きがあることで再確認が行えたといった声も得られ、手引き(案)に掲載した内容が、現場での振り返りや実践において活用できる内容となっていることが確認できた。

一方、福祉用具専門相談員が手引き通りに実施できなかったこととして、選定した福祉用具を利用する上での留意事項の他サービス担当者への共有や、医師やリハビリテーション専門職からの情報収集、利用開始後の多職種との連携などが挙げられていた。これらについては、連携の必要性を示すだけでなく、具体的な方法を例示する等、福祉用具専門相談員がより取り組みやすくなる工夫の必要性があると考えられる。

4.6.2 福祉用具貸与事業所管理者について

福祉用具貸与事業所の管理者からは、特に疾患別のポイントについて以下のような肯定的な意見が得られた。

- それぞれ適切なPDCA 実践のためのポイントが分かりやすく纏められているため、即時現場で活用できる資料として参考となった。
- 疾患別の概要や特徴・ポイントを活用し根拠を持った提案ができていたか、提案内容は適切だったかなど、これまでの業務の再確認が行えた。
- 福祉用具専門相談員の弱い分野でもある疾患別のポイントなので、疾患についても理解を深めたい。疾患別の確認すべき事項はとても参考になる。

また、上記に加え、今後に向けた手引きへの追記内容として、「多岐に渡る疾患事例をラインナップできると良い」との意見もあった。

今回の手引き(案)について、管理者の視点からは業務に慣れてきた頃の振り返りや、後輩の指導の場面での活用が想定されるという意見が得られた。今回のモデル的試行のように、業務の振り返りを行うこと自体も重要であるといった声もあった。更に、サービス提供の質の面でも、手引きがあれば新人でも手順を理解しやすく、質のばらつきなくサービスを提供できるという意見も得られた。

4.6.3 居宅介護支援事業所(介護支援専門員)について

手引き(案)については、多職種連携の重要性も念頭に作成したものであるため、その中心である介護支援専門員にも内容の確認を依頼し、介護支援専門員の視点で、連携のタイミングや方法、内容等に関する意見を得ることができた。

挙げられた意見の例として、アセスメントシートやケアプランの連携が新規の場合は難しい場合があるといった情報共有のタイミングに関する指摘や、モニタリング内容の文言が他の利用者と同じにならないようにしてほしいといったモニタリング記録への要望などがあった。

また、パーキンソン病の方への福祉用具の選定が難しい事例が多いため、手引きの中に事例として追加してはどうかという提案や、福祉用具専門相談員に対し、利用者の状況(理解度)を踏まえた説明や提案を期待する意見があった。

更に、福祉用具専門相談員に求める情報として、新しい機種が出た際の紹介や提案、介護支援専門員とは別の視点で確認した情報の共有など、福祉用具専門相談員の専門性に対する期待の声があった。

5. 福祉用具レンタル卸・販売事業者調査

5.1 調査概要

5.1.1 調査の目的

福祉用具レンタル卸・販売事業者を対象として、福祉用具貸与事業所からの業務委託依頼の実態や対応状況、福祉用具レンタル卸・販売事業者として感じている課題等について把握し、福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員による質の高い福祉用具サービス提供に繋げることを目的として実施した。

5.1.2 調査対象

全国の福祉用具レンタル卸・販売事業者のうち24社(本社の福祉用具担当者宛に依頼)
※調査対象は厚生労働省より提供を受けた。

5.1.3 調査時期

令和7年1月～2月

5.1.4 調査方法

郵送依頼、WEB 回収

5.1.5 回収状況

回収状況は以下の通り。

図表 5-1 回収状況

調査対象数	回収数(率)	
24	7	29.2%

5.1.6 主な調査項目

主な調査項目は以下の通り。

図表 5-2 主な調査項目

問	調査項目	
問1	基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業所・営業所数 ▶ フランチャイズ(FC)店舗数 ▶ サービス提供地域 ▶ 福祉用具貸与事業所への提供種目
問2	福祉用具貸与事業所への業務提供について	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉用具貸与について <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲 ・ 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況 ▶ 福祉用具貸与以外について <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応範囲 ・ 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況 ▶ その他(上記以外に福祉用具貸与事業所から相談や依頼があること、対応していること)
問3	福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲について	▶ 本来あるべきでないと認識しているが、地域や現場によっては致し方ない対応事案や見聞きしていること、悩ましく感じる点

5.2 調査結果

5.2.1 基本情報

(1) 事業所・営業所数

本調査に回答した福祉用具レンタル卸・販売事業者の事業所・営業所数は、「5事業所以下」が1件、「6事業所以上 10 事業所以下」が 3 件、「11 事業所以上」が 3 件であった。

図表 5-3 事業所・営業所数

合計	5事業所以下	6事業所以上10事業所以下	11事業所以上
7	1	3	3
100%	14%	43%	43%

(2) フランチャイズ(FC)店舗数

本調査に回答した福祉用具レンタル卸・販売事業者のフランチャイズ(FC)店舗数は、「なし」が6件、「1店舗以上」が1件であった。

図表 5-4 フランチャイズ(FC)店舗数

合計	なし	1店舗以上
7	6	1
100%	86%	14%

(3) サービス提供地域

本調査に回答した福祉用具レンタル卸・販売事業者のサービス提供地域は、図表 5-5 の通りであり、埼玉県が100%、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県が71%であった。

図表 5-5 サービス提供地域(複数回答)

	回答数	割合		回答数	割合		回答数	割合
北海道	0	0%	石川県	3	43%	岡山県	3	43%
青森県	1	14%	福井県	4	57%	広島県	3	43%
岩手県	1	14%	山梨県	2	29%	山口県	3	43%
宮城県	1	14%	長野県	3	43%	徳島県	3	43%
秋田県	1	14%	岐阜県	5	71%	香川県	3	43%
山形県	1	14%	静岡県	2	29%	愛媛県	3	43%
福島県	1	14%	愛知県	4	57%	高知県	3	43%
茨城県	2	29%	三重県	4	57%	福岡県	3	43%
栃木県	3	43%	滋賀県	3	43%	佐賀県	2	29%
群馬県	3	43%	京都府	5	71%	長崎県	3	43%
埼玉県	7	100%	大阪府	5	71%	熊本県	3	43%
千葉県	4	57%	兵庫県	5	71%	大分県	3	43%
東京都	4	57%	奈良県	3	43%	宮崎県	2	29%
神奈川県	4	57%	和歌山県	5	71%	鹿児島県	2	29%
新潟県	3	43%	鳥取県	3	43%	沖縄県	1	14%
富山県	3	43%	島根県	3	43%			

(4) 福祉用具貸与事業所への提供種目

本調査に回答した福祉用具レンタル卸・販売事業者の福祉用具貸与事業所への提供種目は、図表5-6の通りであり、「自動排泄処理装置」を除く福祉用具貸与種目、および「歩行器(選択制対象種目)」、「歩行補助つえ(選択制対象種目)」は100%であった。

図表 5-6 福祉用具貸与事業所への提供種目

①福祉用具貸与			②特定福祉用具販売		
	回答数	割合		回答数	割合
車いす	7	100%	腰掛便座	4	57%
車いす付属品	7	100%	自動排泄処理装置の交換可能部品	5	71%
特殊寝台	7	100%	排泄予測支援機器	2	29%
特殊寝台・付属品	7	100%	入浴補助用具	4	57%
床ずれ防止用具	7	100%	簡易浴槽	3	43%
体位変換機	7	100%	移動用リフトのつり具部分	5	71%
手すり	7	100%	スロープ(選択制対象種目)	6	86%
スロープ	7	100%	歩行器(選択制対象種目)	7	100%
歩行器	7	100%	歩行補助つえ(選択制対象種目)	7	100%
歩行補助つえ	7	100%			
認知症老人徘徊感知機器	7	100%			
移動用リフト(つり具の部分を除く)	7	100%			
自動排泄処理装置	6	86%			

5.2.2 福祉用具貸与事業所への業務提供について

(1) 福祉用具貸与について

1) 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲

福祉用具貸与についての福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲については、「福祉用具サービス計画の作成」、「福祉用具サービス計画の利用者への手交」、「福祉用具サービス計画のケアマネジャーへの手交」および「モニタリングの実施・記録作成」を除き、「依頼・相談がよくある」または「依頼・相談が時々ある」と回答した事業者が存在した。

図表 5-7 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲

	合計		業務委託依頼の有無							
			1.依頼・相談がよくある		2.依頼・相談が時々ある		3.依頼・相談はない		4.わからない	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
a 情報収集・アセスメント	7	100%	1	14%	2	29%	3	43%	1	14%
b 福祉用具の選定	7	100%	2	29%	2	29%	3	43%	0	0%
c 福祉用具貸与・選択制などの制度に関する利用者への説明	7	100%	0	0%	2	29%	5	71%	0	0%
d サービス担当者会議への出席	7	100%	0	0%	2	29%	5	71%	0	0%
e 利用者宅への搬入	7	100%	6	86%	1	14%	0	0%	0	0%
f 利用者宅での組み立て・設置・取付け・調整	7	100%	6	86%	1	14%	0	0%	0	0%
g 利用者への使用方法の説明・指導	7	100%	3	43%	4	57%	0	0%	0	0%
h 福祉用具サービス計画の作成	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
i サービス利用に関する利用者・家族への説明・同意	7	100%	1	14%	0	0%	6	86%	0	0%
j 福祉用具サービス計画の利用者への手交	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
k 福祉用具サービス計画のケアマネジャーへの手交	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
l レンタル契約締結の代行	7	100%	0	0%	1	14%	6	86%	0	0%
m 利用者からの連絡窓口・相談対応	7	100%	0	0%	3	43%	4	57%	0	0%
n 利用者宅での点検	7	100%	2	29%	4	57%	1	14%	0	0%
o 利用者宅での修理	7	100%	2	29%	4	57%	1	14%	0	0%
p モニタリングの実施・記録作成	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
q 利用者宅からの搬出	7	100%	6	86%	1	14%	0	0%	0	0%

※e,f,g,o,qについては、「福祉用具専門相談員による立会いと責任において委託が可能と考えられる業務」、それ以外については「福祉用具専門相談員が自ら行う必要のある業務」を指す。なお、ここでの「福祉用具専門相談員」とは、「当該利用者の居宅サービス計画に位置づく福祉用具貸与事業所に所属する福祉用具専門相談員」を指し、「レンタル卸会社に所属する福祉用具専門相談員」は含まない。

2) 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況

福祉用具貸与についての福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況については、いずれの項目も「自社のみで対応している」と回答した事業者はいなかったが、「福祉用具サービス計画の作成」、「福祉用具サービス計画の利用者への手交」、「福祉用具サービス計画のケアマネジャーへの手交」および「モニタリングの実施・記録作成」を除く全ての項目について、「卸先の福祉用具専門相談員に同行・同席している」または「個別ケースによる(1, 2いずれの場合もある)」と回答した事業者が存在した。

図表 5-8 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況

	合計		福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況									
			1.卸先の福祉用具専門相談員に同行・同席している		2.自社のみで対応している		3.個別ケースによる(1,2いずれの場合もある)		4.対応していない		5.わからない	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
a 情報収集・アセスメント	7	100%	0	0%	0	0%	3	43%	3	43%	1	14%
b 福祉用具の選定	7	100%	0	0%	0	0%	3	43%	3	43%	1	14%
c 福祉用具貸与・選択制などの制度に関する利用者への説明	7	100%	0	0%	0	0%	3	43%	4	57%	0	0%
d サービス担当者会議への出席	7	100%	1	14%	0	0%	1	14%	5	71%	0	0%
e 利用者宅への搬入	7	100%	2	29%	0	0%	5	71%	0	0%	0	0%
f 利用者宅での組み立て・設置・取付け・調整	7	100%	2	29%	0	0%	5	71%	0	0%	0	0%
g 利用者への使用方法の説明・指導	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%	0	0%
h 福祉用具サービス計画の作成	7	100%	0	0%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
i サービス利用に関する利用者・家族への説明・同意	7	100%	0	0%	0	0%	1	14%	6	86%	0	0%
j 福祉用具サービス計画の利用者への手交	7	100%	0	0%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
k 福祉用具サービス計画のケアマネジャーへの手交	7	100%	0	0%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
l レンタル契約締結の代行	7	100%	0	0%	0	0%	1	14%	6	86%	0	0%
m 利用者からの連絡窓口・相談対応	7	100%	0	0%	0	0%	2	29%	4	57%	1	14%
n 利用者宅での点検	7	100%	0	0%	0	0%	6	86%	1	14%	0	0%
o 利用者宅での修理	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%	0	0%
p モニタリングの実施・記録作成	7	100%	0	0%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
q 利用者宅からの搬出	7	100%	2	29%	0	0%	5	71%	0	0%	0	0%

※e,f,g,o,qについては、「福祉用具専門相談員による立会いと責任において委託が可能と考えられる業務」、それ以外については「福祉用具専門相談員が自ら行う必要のある業務」を指す。なお、ここでの「福祉用具専門相談員」とは、「当該利用者の居宅サービス計画に位置づく福祉用具貸与事業所に所属する福祉用具専門相談員」を指し、「レンタル卸会社に所属する福祉用具専門相談員」は含まない。

(2) 福祉用具貸与以外について

1) 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応範囲

福祉用具貸与以外についての福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応範囲については、「特定福祉用具販売の申請書類の作成・提出」を除き、「依頼・相談がよくある」または「依頼・相談が時々ある」と回答した事業者が存在した。

図表 5-9 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応範囲

	合計		業務委託依頼の有無							
			1.依頼・相談がよくある		2.依頼・相談が時々ある		3.依頼・相談はない		4.わからない	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
a 特定福祉用具販売の申請書類の作成・提出	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
b 事故発生時の緊急対応(利用者宅等への訪問)	7	100%	1	14%	3	43%	1	14%	2	29%
c 事業者内での勉強会の開催	7	100%	4	57%	2	29%	1	14%	0	0%
d 福祉用具貸与・販売以外の商品(おむつなど)の利用者宅への納品	7	100%	0	0%	2	29%	5	71%	0	0%

2) 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況

福祉用具貸与以外についての福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況については、いずれの項目も「自社のみで対応している」と回答した事業者はいなかったが、「卸先の福祉用具専門相談員に同行・同席している」または「個別ケースによる(1, 2いずれの場合もある)」と回答した事業者が存在した。

図表 5-10 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況

	合計		福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況									
			1.卸先の福祉用具専門相談員に同行・同席している		2.自社のみで対応している		3.個別ケースによる(1,2いずれの場合もある)		4.対応していない		5.わからない	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
a 特定福祉用具販売の申請書類の作成・提出	7	100%	0	0%	0	0%	1	14%	6	86%	0	0%
b 事故発生時の緊急対応(利用者宅等への訪問)	7	100%	0	0%	0	0%	3	43%	1	14%	3	43%
c 事業者内での勉強会の開催	7	100%	4	57%	0	0%	3	43%	0	0%	0	0%
d 福祉用具貸与・販売以外の商品(おむつなど)の利用者宅への納品	7	100%	0	0%	0	0%	2	29%	4	57%	1	14%

(3) 上記(1)(2)以外に福祉用具貸与事業所から相談や依頼があること、対応していること

上記(1)(2)以外に福祉用具貸与事業所から相談や依頼があること、対応していることとして、以下の回答が挙げられた。

図表 5-11 福祉用具貸与事業所から相談や依頼があること、対応していること(主な自由記述)

- ▶ 障害の物品の相談
- ▶ 電話注文

5.2.3 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲について、本来あるべきでない と認識しているが、地域や現場によっては致し方ない対応事案や見聞きしている こと、悩ましく感じる点

福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲について、本来あるべきでない
と認識しているが、地域や現場によっては致し方ない対応事案や見聞きしていること、
悩ましく感じる点として、以下の回答が挙げられた。

図表 5-12 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲について、本来あるべきでない
と認識しているが、地域や現場によっては致し方ない対応事案や見聞きしていること、
悩ましく感じる点(主な自由記述)

- ▶ 同行及び単独での搬入出サポート
- ▶ 立会無しの納入、設置、説明、選定、不具合点検、修理対応
- ▶ 福祉用具貸与事業所の立ち会いが無い状態でのご利用者宅現地納品、引取など
- ▶ 利用者情報が無いなかでの商品選定。無料の現地への搬入、搬出

5.3 調査結果のまとめ

本事業では、福祉用具レンタル卸・販売事業者を対象に介護保険による福祉用具貸与・販売の実態
について調査を実施した。全国でサービス提供を行う一部の事業者からの回答に留まるが、本来、当該
利用者の居宅サービス計画に位置づく福祉用具貸与事業所に所属する福祉用具専門相談員が自ら行
う必要のある業務範囲(利用者へのアセスメント、福祉用具の選定、モニタリングなど)に関する依頼・相
談や、福祉用具専門相談員による立会いと責任において委託が可能と考えられる業務(福祉用具の搬
入・搬出及び組み立て・設置・調整等)について、ケースによっては福祉用具レンタル卸・販売事業者単
独での対応が実施されている実態が把握できた。福祉用具貸与種目のなかでも、移動用リフトなどの大
型の機種や組み立て、設置等が複雑な種目については、特に福祉用具レンタル卸・販売事業者の協力
を得て、利用者へサービス提供することも想定されるが、自由記述のなかで「立会無しの搬入、設置」な
どの回答もあり、地域や福祉用具貸与事業所の中には、運営基準²を正しく理解せずにサービス提供を
行っている可能性が示唆された。このような実態の是正に向けて、本事業で作成した手引きの「6. 福祉
用具貸与事業者の役割」においてコラムとして掲載することを通じて、注意喚起を実施することとした。

² 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第十三条 福祉用具貸与

6. 手引きの作成

6.1 手引き作成の背景・目的

福祉用具専門相談員が適切な PDCA サイクルを実践するための参考資料として活用していただくことを目的に、福祉用具貸与・販売におけるサービス提供プロセスに基づき、各場面でのポイントや記録を作成することの意義、他職種との連携及び記録方法に関する留意点等を整理した手引きを作成した。

6.2 手引きの対象

本手引きは、福祉用具専門相談員を主な読み手として作成した。

また、福祉用具サービスにおける適切な PDCA の実践には、多職種との連携が非常に重要になることから、介護支援専門員や居宅サービス事業所（訪問・通所介護、訪問・通所リハビリテーション、訪問看護等）のサービス担当者、医師やリハビリテーション専門職等の医療職など、福祉用具専門相談員との連携が想定される他職種にも活用してもらうことを想定し、取りまとめた。

6.3 手引きの作成方法

本事業で実施した文献調査、事例収集調査を参考に手引き(案)を作成し、検討委員会での議論を踏まえ、追記・修正を行った。

また、モデル的試行の結果を踏まえ、実際の現場での活用を通じた修正点の反映や、内容の拡充を実施し、「福祉用具サービス提供における適切なPDCAの実現に向けた手引き」として取りまとめた。

6.4 手引きの構成及び概要

本事業で作成した「福祉用具サービス提供における適切なPDCAの実現に向けた手引き」の構成及び概要は以下の通り。

図表 6-1 手引きの構成及び概要

目次	概要
1. はじめに	本手引きの背景・目的及び構成・活用方法について説明している。
2. 福祉用具専門相談員の役割	福祉用具専門相談員に求められる役割の概要について説明している。
3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント	福祉用具専門相談員が福祉用具サービスを提供するうえでの基本となるポイントや留意点等を、Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)のプロセス別に説明している。
4. 疾患別のポイント	高齢者に多い代表的な疾患別に、3章で説明したポイントに加えて留意すべきポイント等について説明している。
5. 利用者の状況別のポイント	利用者の状況別に、3章で説明したポイントに加えて留意すべきポイント等について説明している。
6. 福祉用具貸与事業者の役割	福祉用具専門相談員が適切なPDCAを実施できるようにするために、福祉用具貸与事業者に求められる役割について説明している。
7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種別の役割	福祉用具専門相談員との連携において、介護支援専門員や居宅サービス事業所(訪問・通所介護、訪問・通所リハビリテーション、訪問看護等)のサービス担当者、医師やリハビリテーション専門職等の医療職などの他職種に求められる役割について説明している。
8. チェックシート	本事業において、適切なPDCAの実践のために作成したチェックシートを掲載している。
9. 参考情報	本手引きの中で紹介した適切なPDCAの実践に役立つ参考資料等を一覧で整理している。

6.5 手引きの活用方法

本手引きは、福祉用具専門相談員を主な読み手として想定し、福祉用具サービスを提供するうえでの基本となるポイントや留意点等を、PDCAのプロセス別に取りまとめている。

そのため、新人や経験年数の浅い福祉用具専門相談員の教育・指導において活用することで、新人や経験年数の浅い福祉用具専門相談員が基本的な業務の流れやポイント等を把握できるとともに、指導者側も指導すべきポイント等を把握したうえでの教育・指導が可能となるため、質のばらつきの改善や負担軽減につながることを期待できる。

また、経験年数の豊富な福祉用具専門相談員にとっても、手引きの内容と照らし合わせて自身のこれまでの業務の振り返りを行うことにより、自身の不足するポイント等を把握でき、より質の高いサービス提供に向けた自己研鑽に活用することが期待される。

福祉用具貸与は福祉用具を選定し、納品するだけではなく、適切なモニタリングや利用者の身体状況等の変化を踏まえた福祉用具の見直しが行われるサービスである。福祉用具専門相談員としてPDCAサイクルを意識したアセスメントやモニタリングを行い、ケアチームの一員として、福祉用具の専門職として情報発信、提案を実施していくことが必要である。本手引きの活用を通じ、専門職としての更なる活躍に繋げたい。

7. まとめ

7.1 本事業のまとめ

本事業は、これまでに実施されてきた各種調査研究事業等の文献検索や福祉用具貸与・販売計画の利用事例の調査・検証を行った上で、福祉用具専門相談員が活用する福祉用具サービスの適切なPDCAに向けた手引きを作成し、福祉用具サービスの質の向上に繋げていくことを目的として実施した。

まず、文献調査によって福祉用具サービス提供におけるPDCAの各場面での福祉用具専門相談員の役割や利用者の状態像を踏まえた福祉用具の選定、安全利用に向けた留意点等に関する参考事例を抽出・整理することができた。一方、福祉用具専門相談員が実施するサービス提供のPDCAの一連の取組や、そのなかで必要とされる多職種連携のポイントなどがまとめられたものは抽出できなかった。

上記の結果を踏まえ、全体構成や内容の検討を行い、これまでの研究成果や取組事例、及び直近の制度改正等の内容、本事業の中で収集できた最新の取組事例等を統合し、PDCAの各場面における福祉用具相談員の役割や利用者の状態像を踏まえた工夫、多職種連携のポイント等をまとめた「福祉用具サービス提供における適切なPDCAの実現に向けた手引き」(以降、「手引き」という。)を初版として取りまとめた。

更に、手引きの作成にあたっては、事務局での取りまとめや検討委員会での議論だけでなく、現場にとってより活用しやすい手引きとすることを目的として、モデル的試行を実施し、実際にサービス提供を実施している福祉用具専門相談員、福祉用具貸与事業所の管理者を対象に、手引き(案)をもとにサービス提供事例の振り返りや実践を行っていただくとともに、多職種連携の中心的職種である介護支援専門員にも手引き(案)の記載内容を確認していただいた。このモデル的試行を通じて、読み手にとってわかりやすい内容になっているか、手引きとして不足している情報はないか等の観点から現場の声を収集した結果、福祉用具専門相談員としての経験年数によらず、「日頃、無意識に行えていたことでも手引きに沿って意識して取組むことで、より良い提案・サービスが行えるのではないか」、「他職種との連携は常に心掛けているが、手引きのような資料を確認したことはなく、感覚で行っている状況だったため再確認が行えた」といった肯定的な意見が得られた。また、福祉用具貸与事業所の管理者からも、経験を積んだ福祉用具専門相談員の振り返りや、新人への指導場面での活用できるなどの声があった。

一方で、福祉用具専門相談員が手引き通りに実施できなかったこととして、「医師やリハビリテーション専門職からの情報収集」、「事前の住環境の調査」、「サービス担当者会議以外の場での多職種との情報共有」、「他職種からの情報収集・連携」などが挙げられた。

上記のことから、本事業で作成した手引きについては、経験年数によらず、指導場面や、自身の業務の振り返りなど、幅広く活用できるものにまとめることができた。まずは、本手引きを広く周知することにより、福祉用具サービスの質のばらつきの是正、質の向上に繋がることが期待される。

7.2 今後に向けて

7.2.1 手引きの周知・活用の促進

本事業で作成した手引きは、福祉用具専門相談員としてサービス提供を実施する上での基本的な取組と、福祉用具貸与事業所へのヒアリング調査等で把握した実践事例を含めたものである。更に、モデル的試行を通じ、現場の福祉用具専門相談員、福祉用具貸与事業所の管理者及び、介護支援専門員にも内容を確認いただき、より実践の場で活用できる内容として整理できたと考えている。

よって、今後は本事業の成果として当社のホームページで公表するとともに、業界団体等を通じた情報発信や、本事業にご協力いただいた福祉用具貸与事業所等を通じた近隣地域への普及等を通じて幅広く周知していきたい。なお、本手引きについては、研修会等の教材・配布資料として使用いただくことも想定しており、積極的な活用を促していきたい。

また、利用者へのサービス提供にあたっては多職種連携が重要であり、福祉用具専門相談員もその一員である。多職種連携の推進にあたっては、まず、互いの職種の専門性や役割を知ることが必要である。そのため、本手引きを多職種の方にも一読いただき、福祉用具専門相談員の専門性や役割への理解を促進することにより、利用者にとって必要なケアや福祉用具を利用する目的を共有したうえで、互いの専門性を活かした継続的な情報共有等の実施につながることを期待する。

7.2.2 適切な PDCA の実践の推進

令和7年4月以降、福祉用具専門相談員指定講習(以降、「指定講習」という。)のカリキュラムにおいても、PDCAサイクルを意識したサービス提供に向けた指導が実施される。指定講習は限られた時間の中での指導・学習となることから、実際のサービス提供の現場では、管理者等からの指導を受けながらの実践になることが想定される。本手引きは、新人の福祉用具専門相談員にとってのガイドラインや、福祉用具貸与事業所の管理者等にとっての指導者としての指導教材として活用いただくことも有益と考えられる。

指定講習で学んだ内容を継続的に現場での指導に繋げることで、福祉用具サービスの適切なPDCAが実践できる福祉用具専門相談員を育てていくことができる。これまでPDCAを意識していなかった福祉用具専門相談員も含め、多くの福祉用具専門相談員が適切にPDCAの実践ができるようになれば、福祉用具サービスの質の底上げ・向上にも寄与する。よって、今後、多くの福祉用具貸与事業所での活用を促し、福祉用具サービスの適切なPDCAの実践の推進に繋げていきたい。

7.2.3 保険者による手引き活用の促進

福祉用具サービスにおける適切なPDCAの実践は、保険者にとっても重要な視点である。保険者として、利用者への給付管理だけでなく、福祉用具専門相談員の専門性や福祉用具サービスにおけるPDCAを理解することが、利用者にとっての適切な給付に繋がる。現場での運営指導や研修の実施など、保険者においても、本手引きとともに、令和5年度に作成した「介護給付費適正化における住宅改

修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組推進に向けた手引き」³を参照・活用いただき、福祉用具サービスへの理解を深めていただきたい。福祉用具サービスの質の向上に繋げ、住み慣れた地域での利用者の自立支援や、利用者にとってのケアの質の向上に繋がることを期待する。

7.2.4 手引きの定期的な見直しの実施

本事業で作成した手引きでは、福祉用具サービスにおけるPDCAの各場面での取組内容や、重要なポイントに加え、利用者の疾患別、状況別の留意点等も記載している。本事業では介護支援専門員の適切なケアマネジメント手法を参考に、福祉用具サービスの提供においても配慮が必要と考えられるいくつかの疾患を抽出し、その要点を整理したところだが、モデル的試行の中で、パーキンソン病の利用者への対応の追加等、記載していない疾患別、状態別の具体事例の掲載等を希望する声があった。また、本事業の委員からも、例えば、現場において対応が困難とされる筋萎縮性側索硬化症(ALS)やパーキンソン病への対応や、人工関節の利用者への禁忌の動作や付随する入浴動作のアセスメント、肺炎等についても追記が必要であるとの意見があり、疾患別・状況別の対応について様々なニーズがあることが示唆された。

今回の手引きでは福祉用具サービスにおける基本的なPDCAのフローを整理しているが、実際の現場においてはPDCAの各場面で、基本的なフローとは異なる柔軟な対応が必要になる場面もある。例えば、Planの段階においては、利用者の担当となる介護支援専門員が確定する前から準備が必要となる場合や、利用者の急な退院時など突発的に準備に入る場合など、福祉用具専門相談員と介護支援専門員の柔軟な連携が求められる応用的なケースについても、より現場での実務に活用できるよう、今後内容を拡充することが必要である。

そのほか、本事業の委員から、今後の手引きの改訂に向けて、災害時の利用者への対応や、利用者の個別性に配慮した記載のほか、単体の福祉用具のモニタリングに留まらず、複数の福祉用具の組合せを考慮したモニタリングの必要性を指摘する意見も得られた。

今後も介護保険制度の見直し等が発生することも想定され、その際には、最新の制度に基づいた手引きへの加筆・修正が必要になる。そのため、本事業で作成した手引きを初版とし、定期的に記載内容見直すとともに、疾患別、状態別の具体事例の追加を行う等、引き続き現場ニーズに沿った対応が必要である。

³ 「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組推進に向けた手引き」令和5年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)(エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株))
https://www.mri-ra.co.jp/upload/r6_tekiseika_tebiki.pdf

8. 参考資料

8.1 モデル的試行調査票(福祉用具専門相談員)

福祉用具貸与事業所（福祉用具専門相談員向け）調査票

「福祉用具サービス提供における適切なPDCAの実現に向けた手引き（案）」（以下、「手引き」という。）を参考に、過去事例の振り返り及び、現在担当している利用者へのサービス提供を実施いただいた結果を踏まえてご回答をお願いいたします。

福祉用具専門相談員としての経験年数 年

1. 過去事例の振り返り

ご自身がこれまでに担当した利用者のうち、PDCAの一連のサービス提供が完了している事例について、手引きを参照しながら各設問に回答してください。

ご回答いただきたい事例については、以下に記載している【選定いただきたい利用者像】の中から2事例を選定してください。

【選定いただきたい利用者像】 ※複数該当する場合は、主なもの1つを選択してください。

- 脳血管疾患発症後のある利用者
- 大腿骨頸部骨折後の利用者
- 心疾患のある利用者
- 認知症のある利用者
- 退院・退所前後の利用者
- ターミナルケアの利用者
- その他（上記以外、フレイルによる福祉用具の利用者）

事例 1

(1) 選定した利用者像		
(2) 利用者の基本情報		
① 要介護度		
② 世帯構成		
③ 利用開始時に選定した福祉用具（あてはまるもの全てに○）		
	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
	<input type="checkbox"/> 1 車いす	<input type="checkbox"/> 1 腰掛便座
	<input type="checkbox"/> 2 車いす付属品	<input type="checkbox"/> 2 自動排泄処理装置の交換可能部品
	<input type="checkbox"/> 3 特殊寝台	<input type="checkbox"/> 3 排泄予測支援機器
	<input type="checkbox"/> 4 特殊寝台・付属品	<input type="checkbox"/> 4 入浴補助用具
	<input type="checkbox"/> 5 床ずれ防止用具	<input type="checkbox"/> 5 簡易浴槽
	<input type="checkbox"/> 6 体位変換器	<input type="checkbox"/> 6 移動用リフトのつり具部分
	<input type="checkbox"/> 7 手すり	<input type="checkbox"/> 7 スロープ
	<input type="checkbox"/> 8 スロープ	<input type="checkbox"/> 8 歩行器
	<input type="checkbox"/> 9 歩行器	<input type="checkbox"/> 9 歩行補助つえ
	<input type="checkbox"/> 10 歩行補助つえ	
	<input type="checkbox"/> 11 認知症老人徘徊感知機器	
	<input type="checkbox"/> 12 移動用リフト（つり具の部分を除く）	
	<input type="checkbox"/> 13 自動排泄処理装置	

(3) 事例の振り返り

手引きを参照しながら、サービス提供のPDCAの各場面を振り返り、その内容について回答してください。

Plan（アセスメントや他職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付）	
手引きの通り実施できていた内容	
参考になった内容	
手引きに追記するとよい取組・工夫など	
Do（福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や他職種との確認）	
手引きの通り実施できていた内容	
参考になった内容	
手引きに追記するとよい取組・工夫など	
Check（モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討）	
手引きの通り実施できていた内容	
参考になった内容	
手引きに追記するとよい取組・工夫など	
Action（他職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における他職種との連携）	
手引きの通り実施できていた内容	
参考になった内容	
手引きに追記するとよい取組・工夫など	

事例 2

(1) 選定した利用者像		
(2) 利用者の基本情報		
① 要介護度		
② 世帯構成		
③ 利用開始時に選定した福祉用具 (あてはまるもの全てに○)		
	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
	1 車いす	1 腰掛便座
	2 車いす付属品	2 自動排泄処理装置の交換可能部品
	3 特殊寝台	3 排泄予測支援機器
	4 特殊寝台・付属品	4 入浴補助用具
	5 床ずれ防止用具	5 簡易浴槽
	6 体位変換器	6 移動用リフトのつり具部分
	7 手すり	7 スロープ
	8 スロープ	8 歩行器
	9 歩行器	9 歩行補助つえ
	10 歩行補助つえ	
	11 認知症老人徘徊感知機器	
	12 移動用リフト (つり具の部分を除く)	
	13 自動排泄処理装置	

(3) 事例の振り返り

手引きを参照しながら、サービス提供のPDCAの各場面を振り返り、その内容について回答してください。

Plan（アセスメントや他職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付）	
手引きの通り実施できていた内容	
参考になった内容	
手引きに追記するとよい取組・工夫など	
Do（福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や他職種との確認）	
手引きの通り実施できていた内容	
参考になった内容	
手引きに追記するとよい取組・工夫など	
Check（モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討）	
手引きの通り実施できていた内容	
参考になった内容	
手引きに追記するとよい取組・工夫など	
Action（他職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における他職種との連携）	
手引きの通り実施できていた内容	
参考になった内容	
手引きに追記するとよい取組・工夫など	

2. 手引きを参考とした実践

ご自身が現時点で担当している利用者1名を抽出し、手引きを参考にサービス提供してみた結果について回答してください。

(1) 利用者の基本情報		
① 要介護度		
② 世帯構成		
③ 基礎疾患等 (自由記述)		
④ 利用中の福祉用具	(あてはまるもの全てに○)	
	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
<input checked="" type="checkbox"/>	1 車いす	<input checked="" type="checkbox"/> 1 腰掛便座
<input checked="" type="checkbox"/>	2 車いす付属品	<input checked="" type="checkbox"/> 2 自動排泄処理装置の交換可能部品
<input checked="" type="checkbox"/>	3 特殊寝台	<input checked="" type="checkbox"/> 3 排泄予測支援機器
<input checked="" type="checkbox"/>	4 特殊寝台・付属品	<input checked="" type="checkbox"/> 4 入浴補助用具
<input checked="" type="checkbox"/>	5 床ずれ防止用具	<input checked="" type="checkbox"/> 5 簡易浴槽
<input checked="" type="checkbox"/>	6 体位変換器	<input checked="" type="checkbox"/> 6 移動用リフトのつり具部分
<input checked="" type="checkbox"/>	7 手すり	<input checked="" type="checkbox"/> 7 スロープ
<input checked="" type="checkbox"/>	8 スロープ	<input checked="" type="checkbox"/> 8 歩行器
<input checked="" type="checkbox"/>	9 歩行器	<input checked="" type="checkbox"/> 9 歩行補助つえ
<input checked="" type="checkbox"/>	10 歩行補助つえ	
<input checked="" type="checkbox"/>	11 認知症老人徘徊感知機器	
<input checked="" type="checkbox"/>	12 移動用リフト (つり具の部分を除く)	
<input checked="" type="checkbox"/>	13 自動排泄処理装置	

(2) 実践した取組について

手引きを参照しながら、サービス提供のPDCAの各場面を振り返り、その内容について回答してください。

PDCAの該当する場面のみ回答してください（対象外については未記入でかまいません）

Plan（アセスメントや他職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付）	
手引きの通り実施 できたこと	
手引きの通り実施 できなかったこと	
参考になった内容	
Do（福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や他職種との確認）	
手引きの通り実施 できたこと	
手引きの通り実施 できなかったこと	
参考になった内容	
Check（モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討）	
手引きの通り実施 できたこと	
手引きの通り実施 できなかったこと	
参考になった内容	
Action（他職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における他職種との連携）	
手引きの通り実施 できたこと	
手引きの通り実施 できなかったこと	
参考になった内容	

3. 疾患別のポイント、利用者の状況別のポイント

手引きの4章、5章を参照しながら、該当する疾患・状況の利用者について、変化の可能性の予測や実際の変化の状況を把握するために、アセスメント・情報収集時、モニタリング時に確認しているポイント等について教えてください。（回答可能な疾患等のみで構いません）

脳血管疾患	手引きのポイントのうち、特に重視しているポイント	
	手引きに追記すると良いポイント・内容など	
大腿骨頸部骨折後	手引きのポイントのうち、特に重視しているポイント	
	手引きに追記すると良いポイント・内容など	
心疾患	手引きのポイントのうち、特に重視しているポイント	
	手引きに追記すると良いポイント・内容など	
認知症	手引きのポイントのうち、特に重視しているポイント	
	手引きに追記すると良いポイント・内容など	
退院・退所前後	手引きのポイントのうち、特に重視しているポイント	
	手引きに追記すると良いポイント・内容など	
ターミナルケア	手引きのポイントのうち、特に重視しているポイント	
	手引きに追記すると良いポイント・内容など	

4. その他

今回参照いただいた手引きや、現場でのサービス提供において福祉用具専門相談員としての気づきや課題に感じている点など、何かありましたら回答してください。（自由記述）

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

8.2 モデル的試行調査票(管理者)

福祉用具貸与事業所（管理者向け）調査票

「福祉用具サービス提供における適切なP D C Aの実現に向けた手引き（案）」（以下、「手引き」という。）を参考に管理者・指導者の視点から、取組の振り返りを実施いただいた結果を踏まえてご回答をお願いいたします。

1. 手引きの活用について

（1） サービス提供後の振り返りの場面での手引きの活用について

試行を実施した福祉用具専門相談員とのサービス提供後の振り返りにおいて、手引きの活用状況と参考になった内容（または、参考にしなかった理由）について教えてください。

目次	手引きの活用状況	参考になった内容 (または参考にらなかった理由) (自由記述)
3. 一般的な福祉用具サービス提供におけるポイント		
3.1 Plan (アセスメントや他職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付)		
3.2 Do (福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や他職種との確認)		
3.3 Check (モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討)		
3.4 Action (他職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における他職種との連携)		
4. 疾患別のポイント		
5. 利用者の状況別のポイント		

(2) 手引きの活用場面について

手引きの活用場面として、どのような時に活用できると思われるか、該当するもの全てに○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	1 採用時の教育場面
<input type="checkbox"/>	2 福祉用具専門相談員としての自己研鑽
<input type="checkbox"/>	3 各福祉用具専門相談員によるサービス提供プロセスの確認
<input type="checkbox"/>	4 管理者としてのサービス提供プロセスの確認
<input type="checkbox"/>	5 法人・事業所内での研修会・勉強会
<input type="checkbox"/>	6 多職種との研修会・勉強会
<input type="checkbox"/>	7 その他

2. 手引きの改善点について

今回、参考にしていただいた手引きを広く活用いただくに向けて、改善すべき点等について教えてください。

目次	改善すべき点（自由記述）
1. はじめに	
2. 福祉用具専門相談の役割	
3. 一般的な福祉用具サービス提供におけるポイント	
4. 疾患別のポイント	
5. 利用者の状況別のポイント	
6. 福祉用具貸与事業者の役割	
7. 福祉用具サービス提供に関わる他職種の役割	
8. チェックシート	
9. 参考情報 ※掲載しておくとうい情報がありましたらおしえてください。	

3. その他

今回参照いただいた手引きや、現場でのサービス提供において事業所の管理者としての気づきや課題に感じている点など、何かありましたら回答してください。（自由記述）

アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

8.3 モデル的試行調査票(居宅介護支援事業所)

居宅介護支援事業所（介護支援専門員向け）調査票

「福祉用具サービス提供における適切なP D C Aの実現に向けた手引き（案）」を参照いただき、以下についてお気づきの点等、ご回答をお願いいたします。

1. 基本情報

介護支援専門員としての経験年数	約	年	保有資格※
連携頻度が多い福祉用具貸与事業所数	約	事業所	※保有資格は介護支援専門員の受験資格として記載したものを回答してください。

2. 手引き（案）について

介護支援専門員の視点で、福祉用具専門相談員に期待する役割や取組を踏まえ、追記・修正するとよいと思われることがありましたら、ご意見をお聞かせください。

（特にない場合には未記入で構いません）

目次	ご意見（自由記述）
全体の構成について	
1. はじめに	
2. 福祉用具専門相談の役割	
3. 一般的な福祉用具サービス提供におけるポイント	
3.1 Plan（アセスメントや他職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付）	
3.2 Do（福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や他職種との確認）	
3.3 Check（モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討）	
3.4 Action（他職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における他職種との連携）	

目次	ご意見（自由記述）
4. 疾患別のポイント	
4.1 脳血管疾患	
4.2 大腿骨頸部骨折後	
4.3 心疾患	
4.4 認知症	
5. 利用者の状況別のポイント	
5.1 退院・退所前後	
5.2 ターミナルケア	
6. 福祉用具貸与事業者の役割	
7. 福祉用具サービス提供に関わる他職種の役割	
8. チェックシート	

3. 福祉用具専門相談員との連携による効果

これまでケアマネジメントを実施する中で、福祉用具専門相談員との連携により効果的な支援ができた事例等がありましたら教えてください。（特にない場合には未記入で構いません）

--

4. 福祉用具専門相談員との連携における課題

これまでケアマネジメントを実施する中で、福祉用具専門相談員との連携において課題に感じていることがありましたら教えてください。（特にない場合には未記入で構いません）

--

5. 福祉用具専門相談員に求める情報・期待する役割

今後、福祉用具専門相談員に求めたい情報や期待する役割について、何かありましたら教えてください。（特にない場合には未記入で構いません）

提供を求める情報	
期待する役割	

アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

8.4 福祉用具レンタル卸・販売事業者調査 調査票

福祉用具サービス提供に関するアンケート調査

回答者の情報 ※必須

企業名	
-----	--

1 基本情報

(1) 事業所・営業所数 事業所・営業所 ※必須

(2) フランチャイズ (FC) 店舗数 店舗 ※必須 (「ない」場合は「0 (ゼロ)」と入力)

(3) サービス提供地域 (該当する都道府県すべてに✓をいれてください)

1 北海道	11 埼玉県	21 岐阜県	31 鳥取県	41 佐賀県
2 青森県	12 千葉県	22 静岡県	32 島根県	42 長崎県
3 岩手県	13 東京都	23 愛知県	33 岡山県	43 熊本県
4 宮城県	14 神奈川県	24 三重県	34 広島県	44 大分県
5 秋田県	15 新潟県	25 滋賀県	35 山口県	45 宮崎県
6 山形県	16 富山県	26 京都府	36 徳島県	46 鹿児島県
7 福島県	17 石川県	27 大阪府	37 香川県	47 沖縄県
8 茨城県	18 福井県	28 兵庫県	38 愛媛県	
9 栃木県	19 山梨県	29 奈良県	39 高知県	
10 群馬県	20 長野県	30 和歌山県	40 福岡県	

(4) 福祉用具貸与事業所への提供種目 (該当する種目すべてに✓をいれてください)

① 福祉用具貸与 ※必須

② 特定福祉用具販売 ※必須

1 車いす	1 腰掛便座
2 車いす付属品	2 自動排泄処理装置の交換可能部品
3 特殊寝台	3 排泄予測支援機器
4 特殊寝台・付属品	4 入浴補助用具
5 床ずれ防止用具	5 簡易浴槽
6 体位変換機	6 移動用リフトのつり具部分
7 手すり	7 スロープ (選択制対象種目)
8 スロープ	8 歩行器 (選択制対象種目)
9 歩行器	9 歩行補助つえ (選択制対象種目)
10 歩行補助つえ	
11 認知症老人徘徊感知機器	
12 移動用リフト (つり具の部分を除く)	
13 自動排泄処理装置	

2 福祉用具貸与事業所への業務提供について

(1) 福祉用具貸与について

① 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲 ※必須

福祉用具貸与事業所からの業務委託依頼の有無について教えてください。

福祉用具貸与のサービス内容	業務委託依頼の有無			
	依頼・相談 がよくある	依頼・相談 が時々ある	依頼・相談 はない	わからない
a 情報収集・アセスメント	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
b 福祉用具の選定	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
c 福祉用具貸与・選択制などの制度に関する利用者への説明	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
d サービス担当者会議への出席	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
e 利用者宅への搬入	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
f 利用者宅での組み立て・設置・取付け・調整	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
g 利用者への使用方法の説明・指導	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
h 福祉用具サービス計画の作成	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
i サービス利用に関する利用者・家族への説明・同意	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
j 福祉用具サービス計画の利用者への手交	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
k 福祉用具サービス計画のケアマネジャーへの手交	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
l レンタル契約締結の代行	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
m 利用者からの連絡窓口・相談対応	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
n 利用者宅での点検	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
o 利用者宅での修理	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
p モニタリングの実施・記録作成	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
q 利用者宅からの搬出	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4

② 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況 ※必須

福祉用具貸与での福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況について教えてください。

福祉用具貸与のサービス内容	福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況				
	卸先の福祉用具専門相談員に同行・同席している	自社のみで対応している	個別ケースによる(1,2,いずれの場合もある)	対応していない	わからない
a 情報収集・アセスメント	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
b 福祉用具の選定	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
c 福祉用具貸与・選択制などの制度に関する利用者への説明	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
d サービス担当者会議への出席	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
e 利用者宅への搬入	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
f 利用者宅での組み立て・設置・取付け・調整	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
g 利用者への使用方法の説明・指導	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
h 福祉用具サービス計画の作成	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
i サービス利用に関する利用者・家族への説明・同意	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
j 福祉用具サービス計画の利用者への手交	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
k 福祉用具サービス計画のケアマネジャーへの手交	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
l レンタル契約締結の代行	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
m 利用者からの連絡窓口・相談対応	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
n 利用者宅での点検	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
o 利用者宅での修理	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
p モニタリングの実施・記録作成	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
q 利用者宅からの搬出	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5

(2) 福祉用具貸与以外について

① 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応範囲 ※必須

福祉用具貸与以外について福祉用具貸与事業所からの務委託依頼の有無について教えてください。

福祉用具貸与以外	業務委託依頼の有無			
	依頼・相談がよくある	依頼・相談が時々ある	依頼・相談はない	わからない
a 特定福祉用具販売の申請書類の作成・提出	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
b 事故発生時の緊急対応（利用者宅等への訪問）	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
c 事業者内での勉強会の開催	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4
d 福祉用具貸与・販売以外の商品（おむつなど）の利用者宅への納品	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4

② 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況 ※必須

福祉用具貸与での福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況について教えてください。

福祉用具貸与以外	福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況				
	卸先の福祉用具専門相談員に同行・同席している	自社のみで対応している	個別ケースによる(1,2,いずれの場合もある)	対応していない	わからない
a 特定福祉用具販売の申請書類の作成・提出	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
b 事故発生時の緊急対応（利用者宅等への訪問）	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
c 事業者内での勉強会の開催	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
d 福祉用具貸与・販売以外の商品（おむつなど）の利用者宅への納品	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5

(3) その他

上記(1)(2)以外に福祉用具貸与事業所から相談や依頼があること、対応していることがありましたら教えてください。（自由記述）

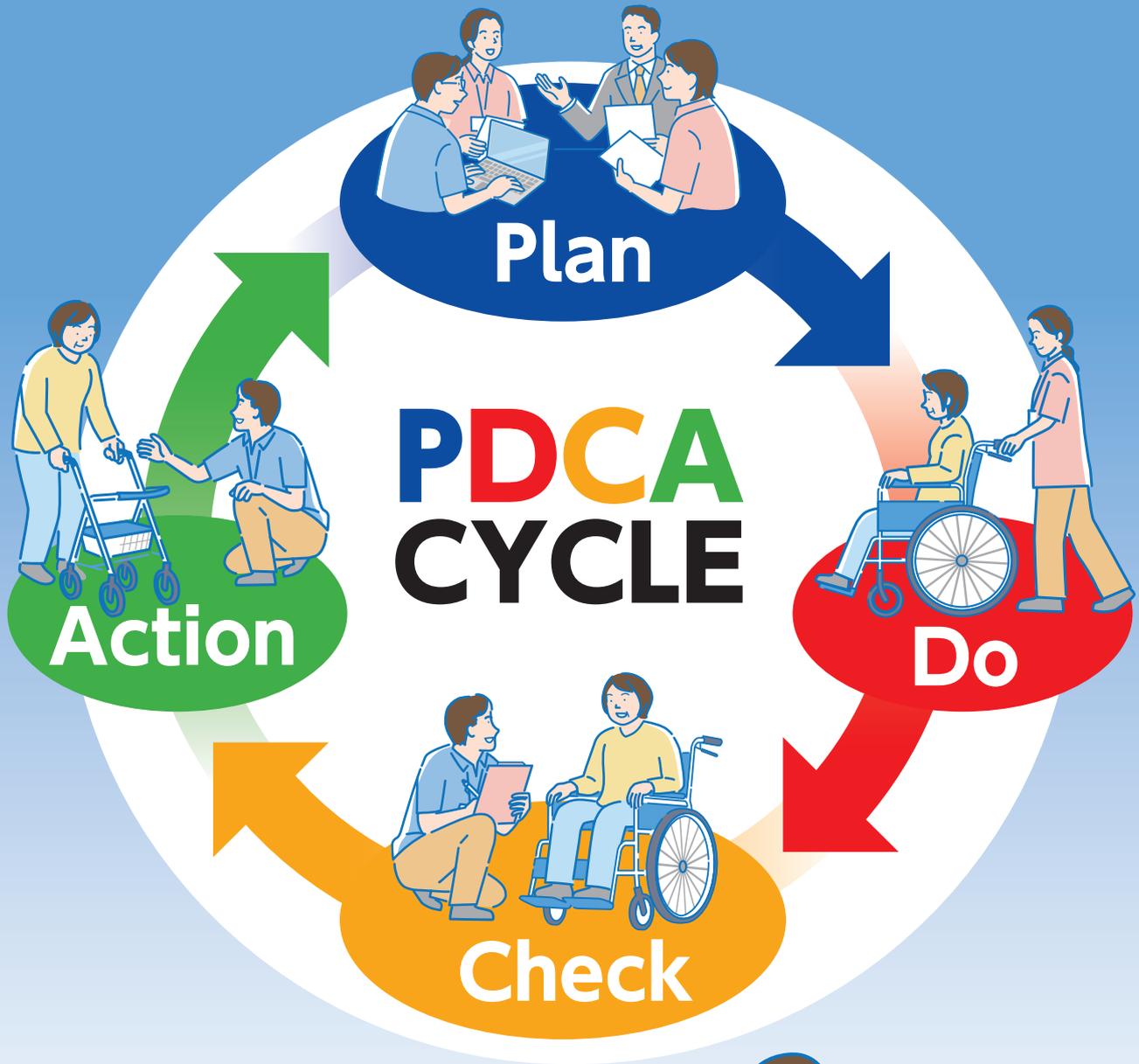
3 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲について

本来あるべきでないと認識しているが、地域や現場によっては致し方ない対応事案や見聞きしていること、悩ましく感じる点など教えてください。（自由記述）

調査項目は以上です。最後に「送信」をクリックして回答終了です。
ご協力誠にありがとうございます。

8.5 福祉用具サービス提供における適切なPDCAの実現に向けた手引き

福祉用具サービス提供における
適切なPDCAの実現に
向けた手引き



令和7年3月

目次

1. はじめに	1
1.1 背景・目的	1
1.2 本手引きの構成・活用方法	2
2. 福祉用具専門相談員の役割	3
3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント	5
3.1 福祉用具貸与・特定福祉用具販売のプロセス	5
3.2 Plan (アセスメントや他職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付)	6
3.2.1 アセスメント・情報収集	7
3.2.2 福祉用具の選定	10
3.2.3 福祉用具サービス計画の作成	17
3.2.4 利用者・家族への説明・同意、利用者・介護支援専門員への福祉用具サービス計画の交付	19
3.2.5 退院・退所時カンファレンス、サービス担当者会議等	21
3.3 Do (福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や他職種への確認)	22
3.4 Check (モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討)	25
3.4.1 福祉用具貸与の場合	25
3.4.2 選択制対象種目で販売を選択した場合	29
3.4.3 選択制対象種目以外の特定福祉用具販売の場合	29
3.5 Action (他職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における他職種との連携)	30
4. 疾患別のポイント	32
4.1 脳血管疾患	33
4.1.1 脳血管疾患の概要・特徴	33
4.1.2 脳血管疾患のある利用者に対する適切なPDCAの実践のためのポイント	34
4.2 大腿骨頸部骨折後	35
4.2.1 大腿骨頸部骨折の概要・特徴	35
4.2.2 大腿骨頸部骨折後の利用者に対する適切なPDCAの実践のためのポイント	36
4.3 心疾患	37
4.3.1 心疾患の概要・特徴	37
4.3.2 心疾患のある利用者に対する適切なPDCAの実践のためのポイント	38
4.4 認知症	39
4.4.1 認知症の概要・特徴	39
4.4.2 認知症のある利用者に対する適切なPDCAの実践のためのポイント	40
5. 利用者の状況別のポイント	41
5.1 退院・退所前後	41
5.1.1 退院・退所前後の概要	41
5.1.2 退院・退所前後の利用者に対する適切なPDCAの実践のためのポイント	42
5.2 ターミナルケア	43
5.2.1 ターミナルケアの概要	43
5.2.2 ターミナルケアの利用者に対する適切なPDCAの実践のためのポイント	44
6. 福祉用具貸与事業者の役割	45
6.1 研修機会の提供、自己研鑽の促進	45
6.2 情報収集・共有の実施	46
6.3 各種記録様式の整備、負担軽減に資するツール・システム等の導入	47
7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割	49
7.1 情報共有	49
7.2 退院・退所時カンファレンス等への同席	50
7.3 専門職としての相互理解	50
8. チェックシート	51
9. 参考情報	55

1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割

3. 一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント

6. 福祉用具貸与
事業者の役割

7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

1. はじめに

1. はじめに

1.1 背景・目的

介護保険制度における福祉用具貸与・販売が開始されて以降、福祉用具サービスの質の向上を目的に、サービス提供の場面や福祉用具専門相談員の役割等に着眼し、これまで多数の事例集、手引き、ガイドライン等が示されてきました。現場の福祉用具貸与事業所及び福祉用具専門相談員の皆様におかれましては、各種資料等を参考に適切なPDCAの実現に向けて取り組まれていることと存じます。

一方、「福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ」(令和5年11月8日)においては、「サービス提供における各種様式の活用・記録等を通じたサービスの質の向上(PDCA)を適切に実践していくため必要となる「福祉用具貸与・販売計画の作成」や「モニタリング」等の福祉用具専門相談員の役割について、関係規定等に基づき内容をまとめるとともに、その内容や福祉用具貸与・販売計画等の各種様式の活用の目的・方法、記録を行うことの意義のほか、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた他職種との連携の必要性についても、福祉用具貸与事業所に周知を図る。」とされたところです。

さらに、令和6年度介護報酬改定では、福祉用具貸与の運営基準が改正され、福祉用具貸与計画の記載事項としてモニタリングの実施時期が追加されるとともに、福祉用具専門相談員が実施したモニタリング結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することが義務付けられました。これにより、**今後は福祉用具専門相談員として、利用者ごとに今後の見通しを予測し、予測に基づいて適時適切なタイミングでモニタリングを実施しながら、その結果を踏まえて福祉用具サービス計画の継続・見直しの検討を行うといった、PDCAサイクルを実践していくことがより強く求められています。**

本手引きは、福祉用具専門相談員が上記のような適切なPDCAサイクルを実践するための参考資料としていただくことを目的に、福祉用具貸与・販売におけるサービス提供プロセスに基づき、各場面でのポイントや記録を作成することの意義、他職種との連携及び記録方法に関する留意点等を整理しています。

※本手引きでは以下の通り用語を使い分けています。

図表 1-1 本手引きにおける用語の定義

用語	意味
福祉用具サービス計画	指定基準 ¹ 上の「福祉用具貸与計画」、「特定福祉用具販売計画」、「介護予防福祉用具貸与計画」、「特定介護予防福祉用具販売計画」の総称。
他職種	介護支援専門員や居宅サービス事業所のサービス担当者、医師やリハビリテーション専門職等の医療職等、福祉用具サービスの提供において連携が想定される、福祉用具専門相談員以外の職種のことを指す。
多職種	上記の他職種に福祉用具専門相談員(事業所内の他の福祉用具専門相談員も含む)も含めた、福祉用具サービスの提供に関与する職種のことを指す。

¹「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)(以降、「指定基準」とする。)

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

1.2 本手引きの構成・活用方法

本手引きは、福祉用具専門相談員を主な読み手として想定しつつ、介護支援専門員や居宅サービス事業所（訪問・通所介護、訪問・通所リハビリテーション、訪問看護等）のサービス担当者、医師やリハビリテーション専門職等の医療職など、福祉用具専門相談員との連携が想定される他職種の皆様にもご活用いただくことを想定して作成しています。

福祉用具サービスにおける適切なPDCAの実践には、多職種との連携が非常に重要になりますので広くご活用いただけますと幸いです。

図表 1-2 本手引きの構成及び概要

目次	概要
1. はじめに	本手引きの背景・目的及び構成・活用方法について説明しています。
2. 福祉用具専門相談員の役割	福祉用具専門相談員に求められる役割の概要について説明しています。
3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント	福祉用具専門相談員が福祉用具サービスを提供するうえでの基本となるポイントや留意点等を、Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）のプロセス別に説明しています。
4. 疾患別のポイント	高齢者に多い代表的な疾患別に、3章で説明したポイントに加えて留意すべきポイント等について説明しています。
5. 利用者の状況別のポイント	利用者の状況別に、3章で説明したポイントに加えて留意すべきポイント等について説明しています。
6. 福祉用具貸与事業者の役割	福祉用具専門相談員が適切な PDCAを実施できるようにするために、福祉用具貸与事業者に求められる役割について説明しています。
7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割	福祉用具専門相談員との連携において、介護支援専門員や居宅サービス事業所（訪問・通所介護、訪問・通所リハビリテーション、訪問看護等）のサービス担当者、医師やリハビリテーション専門職等の医療職などの他職種に求められる役割について説明しています。
8. チェックシート	本事業において、適切な PDCAの実践のために作成したチェックシートです。必要に応じてご活用ください。
9. 参考情報	本手引きの中で紹介した適切な PDCAの実践に役立つ参考資料等を一覧で整理しています。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

2. 福祉用具専門相談員の役割

1. はじめに

福祉用具専門相談員は、ケアプラン²に基づき、利用者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて利用目標を定めるとともに、利用者がその目標に向けて福祉用具を活用した生活を送れるよう、適切な福祉用具の選定・提案等を専門職として支援する役割を担っています。

「福祉用具のサービス提供におけるPDCAの適切な実践等について」(令和6年3月21日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)において、PDCAの段階別にみた福祉用具専門相談員に求められる役割が図表 2-1 (P.4) のように示されています。

本手引きにおいては、図表 2-1 で示された役割を前提として、ポイントや留意点等を整理しています。

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報



² 本手引きにおいては、主に居宅サービス計画書(1)・(2)を指す。

図表2-1 サービス提供におけるPDCAの段階別にみた福祉用具専門相談員に求められる役割

P (Plan)	<p>【アセスメントや他職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付】</p> <p>利用者の身体状況等のアセスメントや他職種からの情報収集等を通じ、利用目標の設定及び改善が期待できる日常生活動作(ADL)を明確化し、それを踏まえた福祉用具サービス計画を作成し、利用者等に説明、同意を得たものを利用者とし、介護支援専門員へ交付する。</p> <p>具体的な例</p> <ul style="list-style-type: none"> 退院・退所時カンファレンスやサービス担当者会議を活用し、医師やリハビリテーション専門職、介護支援専門員やサービス担当者等から収集した情報等を踏まえ、福祉用具サービス計画を作成する。 利用目標を設定し、モニタリング時期等を記載した福祉用具サービス計画を利用者及び介護支援専門員に交付する。
D (Do)	<p>【福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や他職種への確認】</p> <p>利用者等が福祉用具の使用方法を適切に理解しているか、使用を安全に続けられているかなどの福祉用具の適応状況に関して、利用者等やサービス担当者等の他職種へ確認を行う。</p> <p>具体的な例</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者及び家族等へ電話等にて使用状況を確認する。 訪問介護等の他サービス担当者へ使用状況の確認と機器の状況を確認する。 福祉用具の使用時に危険性がある、福祉用具が不適応であるなどの情報がある場合は、早期にCheckからActionへ移行する。
C (Check)	<p>【モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討】</p> <p>訪問にて、福祉用具の使用時の安全性や適応状況を確認し、福祉用具のメンテナンスを行う。また、現在までの利用目標の達成状況から、今後の目標の達成や福祉用具の変更に関する見通しを立て、福祉用具サービス計画の継続・見直しを検討する。</p> <p>具体的な例</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の使用場面を実際に観察し、その手順や安全性を確認する。 福祉用具の設置状況や機器の動き、操作性等のメンテナンスを行う。 モニタリングを通じて利用目標の達成状況等を確認するとともに、その結果の記録を介護支援専門員に報告し、福祉用具サービス計画の継続・見直しを検討する。
A (Action)	<p>【他職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における他職種との連携】</p> <p>確認した福祉用具の適応状況やメンテナンスの状況について、家族やサービス担当者へ報告する。利用目標の変更が見込まれる場合は、福祉用具や福祉用具サービス計画の変更について、他職種へ情報提供・協議を行う。</p> <p>具体的な例</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議等で家族やサービス担当者に情報を共有する。 医師やリハビリテーション専門職等から収集した情報や、介護支援専門員やサービス担当者との協議の結果等を踏まえ、福祉用具の継続利用や利用目標について再検討する。 再検討した福祉用具の継続利用や利用目標に関して、他職種との協議や状況報告を行う。

1. はじめに
2. 福祉用具専門相談員の役割
3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント
4. 疾患別のポイント
5. 利用者の状況別のポイント
6. 福祉用具貸与事業者の役割
7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割
8. チェックシート
9. 参考情報

出典)厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡(令和6年3月21日)「福祉用具のサービス提供におけるPDCAの適切な実践等について」
 ※本手引きにおいては、「他職種」及び「多職種」の表記のみ、図表 1-1 (P.1)に合わせて修正している。

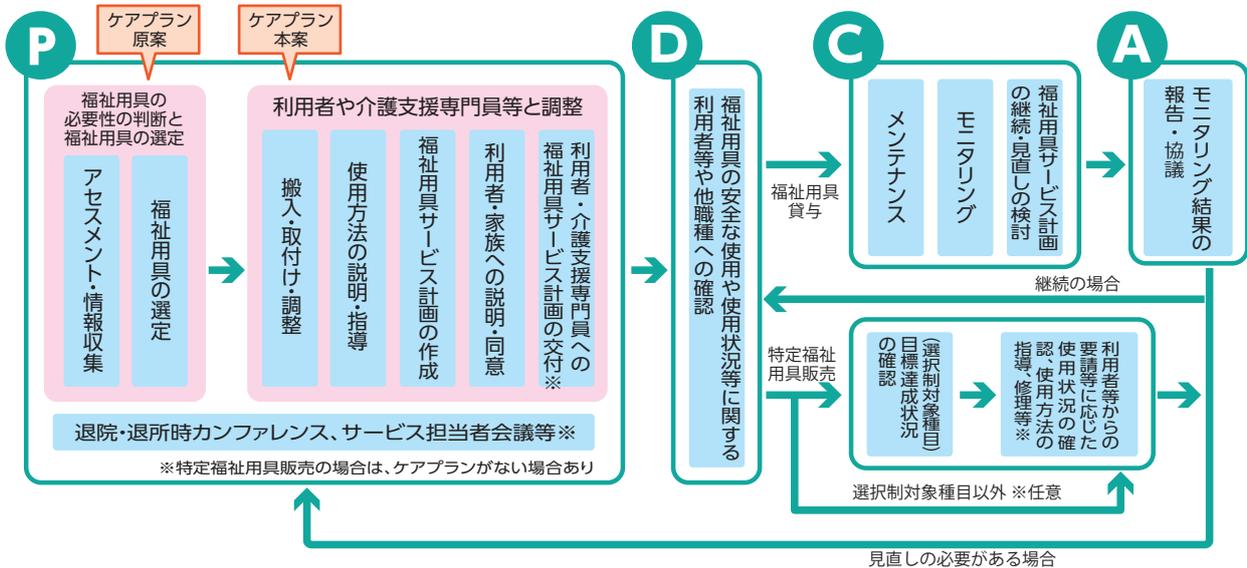
3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

3.1 福祉用具貸与・特定福祉用具販売のプロセス

福祉用具に係るサービスは、以下図表 3-1に示すPlan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)からなる一連のプロセスによって提供する必要があります。これらのプロセスは、一度実施して終わりではなく、適時適切なタイミングでモニタリングによる評価を行い、その結果を踏まえて福祉用具サービス計画の継続・見直しを行うことでこれらのプロセスを繰り返す、PDCAサイクルを実践することによって、サービスの継続的な改善、質の向上につなげることが重要です。

3章では、図表 3-1に示すPDCAのプロセス別にポイントや留意点を整理しています。福祉用具専門相談員の皆様には、福祉用具サービス提供の実務におけるPDCAサイクルの適切な実践に向けて、ぜひご活用いただけますと幸いです。

図表3-1 福祉用具貸与・特定福祉用具販売のプロセス



出典)厚生労働省「介護保険制度における福祉用具貸与・販売の概要」P.3をもとに、令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具サービスの適切なPDCAの実現に向けた調査研究事業」における検討委員会での議論を踏まえ作成

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

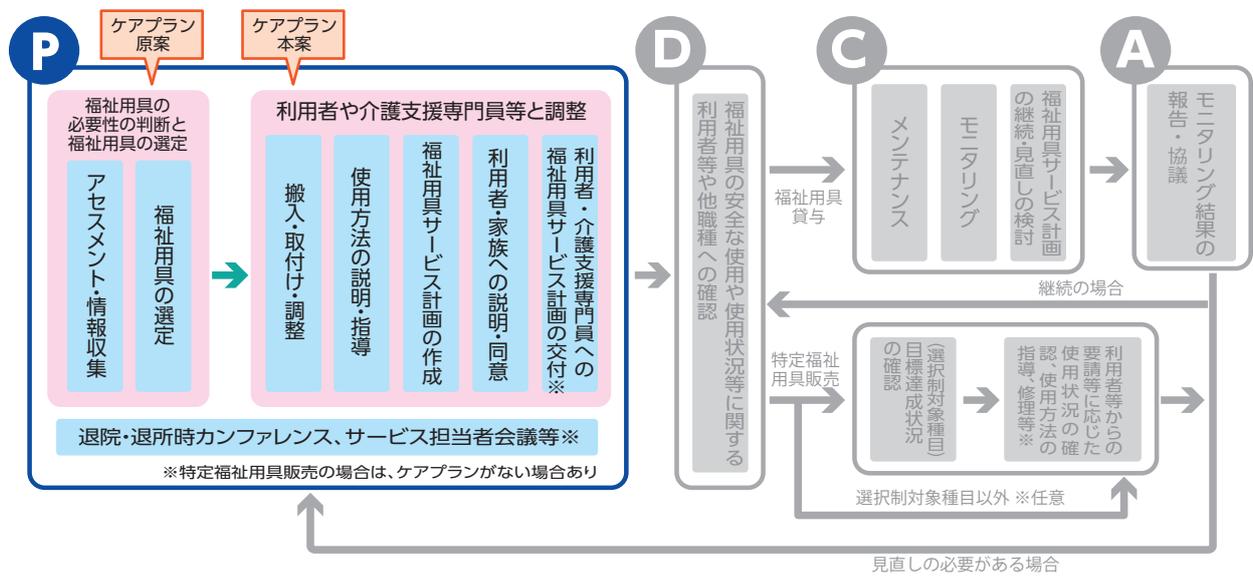
7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報

3.2 Plan(アセスメントや他職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付)

3.2では、PDCAサイクルのうちPlan(計画)の段階の各プロセス、具体的には「アセスメント・情報収集」から「利用者・介護支援専門員への福祉用具サービス計画の交付」までにおけるポイントについて説明します。

適切なPDCAサイクルの実践のためには、Plan(計画)の段階において、利用者の身体状況等のアセスメントや他職種からの情報収集等を通じ、今後の見通しを予測したうえで、利用目標の設定や福祉用具サービス計画の作成を行うことが重要です。



1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

..... 3.2 Plan

3.2.1 アセスメント・情報収集

- ・ 利用者の状態像に適した利用目標の設定や福祉用具の選定を行うためには、まず利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境等をアセスメントや他職種からの情報収集によって把握する必要があります。
- ・ アセスメントや他職種からの情報収集によって確認すべき基本的な項目としては、利用者の基本情報、身体状況・ADL、意欲・意向、介護環境、住環境が挙げられます。
- ・ アセスメント・情報収集の方法としては、福祉用具専門相談員が利用者宅を訪問し、利用者・家族からの聞き取りや住環境の調査を行うことが基本となりますが、関係する他職種から情報収集を行うことも重要です。
- ・ 特に、福祉用具サービス計画の「福祉用具が必要な理由」は、ケアプランの「生活全般の解決すべき課題・ニーズ」と連動することから、介護支援専門員との連携は不可欠です。利用者宅を訪問する前に介護支援専門員が作成したフェイスシート(利用者の基本情報等)やケアプラン原案等を入手できると、利用者の心身の状況等を予め詳細に把握でき、訪問時に必要性が想定される福祉用具を持参し、利用者・家族に試用してもらおう等、より効果的なアセスメントにつなげることができます。また、福祉用具専門相談員の視点から実施したアセスメント結果を介護支援専門員に共有することも、利用者に効果的なサービス提供を行うために有益です。
- ・ また、医師やリハビリテーション専門職等の医療職からの情報収集も重要です。退院・退所時カンファレンスやリハビリテーション会議等に積極的に参加し、現在の身体状況・ADLや必要性が想定される福祉用具等だけでなく、その福祉用具の使用期間等も含めた今後の生活の見通しやその理由等についても情報収集を行うことが有益です。
- ・ アセスメントや他職種からの情報収集によって確認すべき項目の詳細や、それぞれの主な方法については図表 3-2(P.8)を、主な方法別の実施内容・留意点については図表 3-3(P.9)を参考にしてください。
- ・ アセスメント・情報収集時に把握した利用者の身体状況等は、利用目標の設定や福祉用具の選定の際に使用するだけでなく、サービス提供開始後、モニタリングによる利用目標の達成状況の評価や今後の見通しの検討の際、利用開始時からの変化を把握するために必要な情報です。アセスメント・情報収集時の記録の作成や保管については法令上定められていませんが、適切なPDCAを実践するために、確認した情報は必ず記録として残しておくようにしましょう。

1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割

3. 一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント

6. 福祉用具貸与
事業者の役割

7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

3.2 Plan

図表 3-2 アセスメント・情報収集時に確認すべき基本的な項目及び主な方法の例

分類	情報項目	アセスメント・情報収集の方法				
		利用者や家族からの聞き取り	介護支援専門員からの情報収集	住環境の訪問調査	多職種連携による情報収集	
					サービス担当者会議	退院・退所時カンファレンス等
利用者の基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、性別、年齢 要介護度 認定日、認定期間 住所、電話番号 居宅介護支援事業所名、担当介護支援専門員名 等 		○			
身体状況・ADL	<ul style="list-style-type: none"> 身長、体重 現病歴及び既往歴、合併症 障害の状況 障害高齢者日常生活自立度 認知症の程度(認知症高齢者日常生活自立度) 日常生活動作の状況(できること・できそうなこと・介助が必要なこと等) パーセルインデックス、FIM(機能的自立度評価法)の評価 等 	○	○		○	○
意欲・意向	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の気持ち、望む生活について 現在困っていること 過去の生活状況(生き立ち、仕事、趣味等) 等 	○	○		○	○
介護環境	<ul style="list-style-type: none"> 他のサービスの利用状況(介護保険サービス、保険外サービス) 家族構成、主たる介護者(氏名、年齢、性別、利用者との関係、健康状態、介護力、介護に対する意欲、日中の介護状況等) 利用している福祉用具(既に導入済みのもの) 経済状況 等 	○	○		○	○
住環境	<ul style="list-style-type: none"> 持ち家または借家(住宅改修等が可能か、入院・入所前からの変化はないか等) エレベーターの有無(集合住宅の場合) 屋内の段差の有無 居室内での動線(支持物の有無等) トイレの状況(広さ、和式・洋式) 浴室の状況(脱衣所の広さ、浴室の広さ、浴槽のまたぎ高さ等) 通路及び各部屋出入り口の有効幅、家具等の設置状況 等 	○	○	○		

出典) 福祉用具サービス計画作成ガイドライン(平成26年3月:一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会)を参考に作成

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

8. チェックシート

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

3.2 Plan

図表 3-3 主な情報収集の方法と実施内容・留意点

情報収集の方法	実施内容・留意点
利用者・家族からの聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> 利用者・家族と面談を行い、利用目標の設定や福祉用具の選定に必要な情報収集を行う。面談の場所は本人の自宅を基本とするが、入院中等の場合は医療機関等で行う。 介護支援専門員と同行して行うことが望ましい。 既に想定される福祉用具の候補が絞り込めている場合には、候補となる福祉用具を持参し、利用者・家族に試用してもらおう等、福祉用具を用いた生活行為のイメージを持ってもらえるようにする。 認知症等によって、意思が明確に表明できない利用者であっても、家族への聞き取り等、できる限りの情報収集を行うことが望ましい。
介護支援専門員との連携による情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の基本情報(氏名、住所、電話番号、要介護度、相談の概要等)について電話等で聞き取りを行う。 ケアプランを受領する。 介護支援専門員が保有するアセスメントシート等には利用者の心身の状況等についての情報が記載されており、その複写を受領することは有用である。
住環境の調査	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の自宅を訪問し、住環境の調査を行う。 利用者が自宅にいる場合には、利用者・家族との面談と同時に実施することが望ましい。 住宅改修が必要な場合には、住宅改修の担当者への同席依頼を検討する。
サービス担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議に出席し、利用者の希望や心身の状況等の情報について、同じ利用者を支援する他職種から情報収集を行う。
多職種連携による情報収集 退院・退所時カンファレンス等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が入院・入所中であり、退院・退所後に福祉用具の利用が見込まれている場合は、必要に応じて退院・退所時カンファレンスに参加し、リハビリテーション状況を踏まえた福祉用具の選定や調整、福祉用具の使用期間等も含めた今後の生活の見通しやその理由等について、担当の作業療法士や理学療法士等から情報収集を行う。
多職種連携による情報収集 その他	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の周りには、介護支援専門員以外にも多数の専門職が関わっていることが多く、その専門職から情報を得ることは、福祉用具による支援を考えると有用であるため、上記のサービス担当者会議や退院・退所時カンファレンスのほか、リハビリテーション会議や介護支援専門員を通じて他職種から随時、情報収集を行うことが望ましい。 また地域包括支援センター(又は市町村)が開催する地域ケア会議においてサービス内容等に関する助言を得ることが望ましい場合もある。

出典) 福祉用具サービス計画作成ガイドライン(平成26年3月:一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会)を参考に作成

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

3.2.2 福祉用具の選定

(1) 福祉用具の選定

- ・ 「3.2.1アセスメント・情報収集」で収集した情報を踏まえ、福祉用具の利用目標を設定し、その目標達成に有効な種目や具体的な商品を選定します。
- ・ 平成30年度の介護保険制度改正において、「福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示すること」が義務付けられました³。このため、福祉用具専門相談員は、機能や価格帯の異なる複数の商品を選定し、利用者に提案しなければなりません。
- ・ 福祉用具の選定にあたっては、以下の図表 3-4に示す①～⑤の視点を踏まえることが重要です。必要な水準を超えた機能を備えた福祉用具が提供されること等により、本人の自立支援を阻害することも想定されます。そのため、アセスメント・情報収集により選定した福祉用具を①～⑤のそれぞれの視点から適合しているか確認し、利用者の生活全般を捉えた適切な選定を行う必要があります。この際、福祉用具貸与だけでなく、特定福祉用具販売や住宅改修も含め、住環境の整備にあたって適切な方法を検討することが重要です。
- ・ また、令和6年8月に改訂された「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」では、種目別の選定の判断基準として、利用者の状態から判断して、明らかに「使用が想定しにくい状態像」及び「使用が想定しにくい要介護度」、「留意点」等が示されていますので、具体的な種目や商品の選定の際に参考にしてください。
- ・ なお、要支援・要介護1の利用者（軽度者）の場合には、介護保険給付は原則対象外の種目（例外給付）もあるため、サービス担当者会議等でその必要性の判断と手続きについて確認してください。

図表 3-4 福祉用具の選定にあたり押さえておくべき主なポイント

視点	具体的視点の例
① 利用目的	要介護者等や家族の思い、希望する生活 等
② 利用者	要介護者等の希望、心身の状況・変化 等
③ 介護者	介護力、介護技術 等
④ 住環境	住宅の構造、生活動線 等
⑤ 他の福祉用具	複数の用具を使用する場合の動作や生活の流れ 等

出典) 厚生労働省老健局高齢者支援課「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」(令和6年7月)Ⅲ 種目全般に係る留意点 福祉用具の選定について

³ 指定基準 第百九十九条 第九号

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具におけるサービス提供プロセス

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

3.2 Plan

図表 3-5 軽度者に対する福祉用具貸与

<p>軽度者が原則給付対象外となる福祉用具</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす(付属品含む)・特殊寝台(付属品含む)・床ずれ防止用具 ・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く)・自動排泄処理装置 <p>(※)自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものは除く)については、要介護2及び要介護3の者も、原則給付の対象外。</p>
<p>要介護認定における基本調査結果に基づく判断</p>	<p>○ 要介護認定における基本調査結果に基づき、別表のとおり要否を判断する。ただし別表の、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」 ・2(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」 <p>については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断する。(※)</p> <p>(※)判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行う。</p>
<p>市町村による判断</p>	<p>○ 次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、これらを市町村が書面等で確認し、その要否を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、別表の対象者に該当 (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象) ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の対象者に該当することが確実に見込まれる (例 がん末期の急速な状態悪化) iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表の対象者に該当すると判断できる (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

出典)厚生労働省「要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について」(P.1)

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報

3.2 Plan

図表 3-6 (別表)軽度者に対する福祉用具貸与の判断

対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
車いす及び 車いす付属 品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7[3. できない] (該当する基本調査結果なし)
特殊寝台及 び特殊寝台 付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	1-4[3. できない] 1-3[3. できない]
床ずれ防止 用具及び体 位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3[3. できない]
認知症老人 徘徊感知機 器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶 又は理解に支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 3-2~3-7のいずれか[2. できない] 又は 3-8~4-15のいずれか[1. ない]以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状 がある旨が記載されている場合も含む 2-2[4. 全介助]以外
移動用リフト (つり具の 部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がり困難な者 (二)移乗において一部介助又は全介助を必要 とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認 められる者	1-8[3. できない] 2-1[3. 一部介助]又は[4. 全介助] (該当する基本調査結果なし)
自動排泄処 理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便において全介助を必要とする者 (二)移乗において全介助を必要とする者	2-6[4. 全介助] 2-1[4. 全介助]

出典)厚生労働省 「要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について」別表:要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与の判断(P.2)

1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割

3. 一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント

6. 福祉用具貸与
事業者の役割

7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

3.2 Plan

1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割

3. 一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント

6. 福祉用具貸与
事業者の役割

7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8. チェックシート
9. 参考情報



～コラム～

福祉用具の選定にあたって心がけるべきポイント

利用者にとって適切な福祉用具を選定するためには、幅広い視点から利用者の生活全般を把握したうえで、今後の生活の見通しも踏まえて選定を行うことが重要です。選定にあたって心がけるべきポイントとして、現場経験豊富な福祉用具専門相談員からは以下のような点が挙げられました。

- ・ 介護支援専門員等からの依頼時に具体的に福祉用具の指定があった場合にも、まずは過去の生活状況を含めた利用者の生活全般について聞き取ることで、過去と現在の生活状況のギャップを把握し、ギャップの解消・縮小につながる福祉用具を福祉用具専門相談員の視点から検討する。
- ・ 利用者に必要な機能やニーズに加え、さらに利用者が何をしたいのか(目標)を把握し、目標達成のために必要な福祉用具を検討する。
例) 歩行器の場合、単に歩行補助による転倒予防を目的とするか、物を運ぶなどの自分の役割を継続することを目標とするかによって、必要な機能や提案する商品が異なる 等
- ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を選定する際には、身体適合を重視しつつ、図表3-4(P.10)で示した視点をもとに、異なる役割を持つ商品を選定する。

(2)利用者・家族への提案

- ・ (1)で具体的な種目・商品を選定した後、最終的には利用者・家族に使用する商品を選択いただく必要があるため、利用者・家族への提案を行います。利用者・家族の適切な選択を支援するためには、主に図表3-7に示す内容をわかりやすく平易な言葉で説明することが重要です。
- ・ 利用者の疾病や身体機能、認知機能及び住環境等によって、福祉用具を利用する際に注意が必要な場合もあるかと思えます。福祉用具を安全に利用していただくことも福祉用具専門相談員としての重要な役割ですので、使用にあたっての注意事項や想定されるリスク等も含めて丁寧に説明し、利用者にとって有効な福祉用具の選定を支援してください。

図表3-7 利用者への提案において説明すべき内容の例

- ・ なぜその種目・商品を選定したのか
- ・ 商品による違い(特徴)は何か
- ・ どのように利用することで福祉用具の利用目標を達成できるのか
- ・ 使用にあたっての注意事項や想定されるリスク



～コラム～

利用者の適切な選択を支援するための提案の工夫

利用者への提案にあたっては、口頭での説明に加えて、以下のような取組を行うことも有効です。

- ・ 試用期間を設け、実際に候補となる商品を試用していただくことで、商品による違い等を実感いただくとともに、適合状況を確認する。
- ・ 特殊寝台や移動用リフト等、利用者に実物を見て選択いただくことが難しい種目の場合は、タブレット端末で動画等を見せ、利用者が具体的な利用場面をイメージできるよう説明する。

★一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について★

令和6年度介護報酬改定において、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制が導入され、「選択制の対象福祉用具の提供にあたっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め充分説明を行うこととともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする」⁴とされました。これにより、選択制の対象福祉用具である固定用スロープ、歩行器(車輪・キャスターなし)、単点杖及び多点杖の利用が想定される利用者に対しては、今後の見直しを含め、医師や専門職の意見も踏まえて貸与と販売を選択できることの説明や、利用者の選択にあたって必要な情報を提供する必要があります。利用者の選択にあたって必要な情報の例は図表3-8のとおりです。

図表3-8 利用者の選択にあたって必要な情報の例

- ・ 利用者の身体状況の変化の見直しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・ サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見直し
- ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数(※)

※選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数

(出典:介護保険総合データベース)

- ・ 固定用スロープ:13.2ヶ月
- ・ 歩行器 :11.0ヶ月
- ・ 単点杖 :14.6ヶ月
- ・ 多点杖 :14.3ヶ月

出典)厚生労働省老健局老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課事務連絡(令和6年3月15日)「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)」問101

⁴ 第239回社会保障審議会介護給付費分科会[[参考資料1]令和6年度介護報酬改定における改定事項について]1.(8)①一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入(P.59)

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

3.2 Plan

1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割

3. 一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント

6. 福祉用具貸与
事業者の役割

7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8. チェックシート
9. 参考情報



～コラム～

選択制対象種目の利用者への対応のポイント

選択制対象種目の提供にあたっては、医師や専門職との協議のうえ、利用者の選択に必要な情報提供を行うことが重要です。その際には、制度の内容や貸与と販売それぞれのメリット・デメリットを簡潔に整理したチラシ等を作成し、利用者に配布する等の取組も有効です。

また、利用者等への説明は福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が行うこととされているため、どちらが説明するのか、事前に役割分担を明確にしておくことも重要です。実際の現場においては、以下のような例が挙げられました。

- サービス担当者会議の場で介護支援専門員と福祉用具専門相談員と一緒に説明する。
- 福祉用具専門相談員がモニタリングの際に説明する。
- 介護支援専門員が利用者宅訪問時に説明する。

(3) 他職種との連携

- 福祉用具の選定・提案にあっても、他職種との連携を行うことが有益です。サービス担当者会議以外の連携の機会としては、図表 3-9 のような例が挙げられます。
- また、(1) でご紹介した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」は、福祉用具専門相談員だけでなく、介護支援専門員をはじめとした他職種と認識を共有するためにもご活用いただけます。サービス担当者会議等の各職種との協議の際などにご活用ください。

図表3-9 福祉用具の選定・提案にあたっての他職種との連携の例

- 退院・退所前の家屋調査に同行し、リハビリテーション専門職と協働して福祉用具の選定や設置位置の調整等を行う。
- 退院・退所前に実際に選定した商品を持参し、試用していただくことで、多職種で適合状況を確認するとともに、在宅への円滑な移行を支援する。

(4) 選定提案の記録

- ・ 福祉用具の選定・提案時に検討した内容の記録や保管については法令上定められていませんが、適切なPDCAの実践にあたっては重要な取組です。図表3-10のような内容を記録として残しておくことにより、モニタリングの際、当初の想定通りの結果に繋がっているか、利用者の意向に沿った活用ができていないか等を確認できます。
- ・ また、福祉用具貸与事業所によっては、福祉用具の選定時の福祉用具専門相談員とモニタリング実施時の福祉用具専門相談員が異なる場合があるほか、人事異動等により担当する福祉用具専門相談員が交替することも考えられます。そういった際にも選定時の記録があることで、過去の情報も適切に共有でき、利用者へのサービス提供において PDCAを途切れさせることなく実践することができます。
- ・ 福祉用具の選定時に使用する記録様式については、全国福祉用具専門相談員協会のホームページにふくせん版「福祉用具サービス計画書(選定提案)」が公表されていますので、必要に応じて参考にしてください。

図表3-10 選定・提案時の記録として残しておくべき事項の例

- ・ 選定・提案時の利用者・家族の福祉用具に対する意向や受け入れの状況
- ・ 選定した福祉用具及びその理由
- ・ 利用者が選択した福祉用具及びその理由（選択制対象種目の場合は貸与・販売のいずれを選択したか及びその理由も含む）
- ・ 福祉用具に関する今後の見通し
 - ▶ 福祉用具を利用することにより改善が期待できる日常生活動作（ADL）
 - ▶ 想定される使用期間、福祉用具の変更が予想されるタイミング 等

～3.2.2 福祉用具の選定に関する参考資料～

- **介護保険における福祉用具の選定の判断基準**
 (厚生労働省HP ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>福祉用具・住宅改修)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285654.pdf>
- **ふくせん版「福祉用具サービス計画書(選定提案)」**
 (一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会HP トップページ>介護保険対応 ふくせん版「介護保険サービス計画書」[モニタリングシート])
https://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/
- **「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」作成ガイドライン**
 (一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会HP トップページ>調査研究事業>福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業 報告書)
https://zfssk.rgr.jp/h30reportpdf/h30report_08.pdf

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

3.2 Plan

3.2.3 福祉用具サービス計画の作成

(1) 福祉用具サービス計画に記載すべき事項及び記載方法

- 福祉用具専門相談員は、貸与又は販売する福祉用具の決定後、福祉用具サービス計画を作成します。
- 福祉用具サービス計画に記載すべき事項として、図表3-11に示す4つが介護保険制度において定められています。

図表3-11 福祉用具サービス計画に記載すべき事項

- | |
|-----------------------------------|
| ① 利用目標 |
| ② 福祉用具の機種、当該機種を選定した理由 |
| ③ その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等） |
| ④ モニタリング実施時期 |

- 福祉用具サービス計画の様式は法令等で定められておりませんが、全国福祉用具専門相談員協会のホームページに「福祉用具サービス計画書(利用計画)」が公表されており、その具体的な記載方法についても「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」として整理されていますので、参考にしてください。

(2) モニタリング実施時期の検討

- 図表3-11の「④モニタリング実施時期」は、令和6年度介護報酬改定で新たに追加された項目です。適切なPDCAを実践するためには、福祉用具サービス計画作成時に、今後の見通しを予測したうえで、その予測に基づいて適時適切なタイミングでモニタリングを行うことが重要です。これまで「6か月に1回」など福祉用具貸与事業所として一定のルールを設けてモニタリングを実施していた事業所も多くあるかと思いますが、利用者個々の状況を踏まえ、適切な実施時期を検討してください。
- モニタリング実施時期を設定する際には、「3.2.1アセスメント・情報収集」において収集した情報をもとに、身体状況・ADL、意欲・意向、介護環境、住環境、及び選定した福祉用具それぞれについて、変化の可能性及び変化が想定される時期を予測し、その中で最も早い時期をモニタリング時期として設定することが有効と考えられます。変化が想定される時期を予想するためには、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた他職種からの情報収集が非常に重要です。3.2.1を参考に、必要な情報の収集や今後の見通しに関する協議を行ってください。
- 本手引きの8章に、モニタリング実施時期の検討に活用できるチェックシートを掲載しておりますので、ご活用ください。
- また、図表3-12(P.18)では、モニタリング実施時期の検討にあたって注意が必要と思われる利用者像の例をお示ししていますので、あわせて参考にしてください。

1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割

3. 一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント

6. 福祉用具貸与
事業者の役割

7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

図表3-12 モニタリング実施時期の検討にあたって注意が必要な利用者像の例

利用者像	検討のポイント
<ul style="list-style-type: none"> 初めて福祉用具を使用する利用者 使用方法の理解に不安のある利用者・家族(認知症など) 独居の利用者 	<p>当初の想定通りの利用ができているか、説明時の留意事項を守っているか、貸与開始後、早めに状況を確認することが、利用者の自立支援や悪化の防止及び、事故防止の観点からも有用です。</p> <p>また、モニタリング実施前に電話等で簡易に状況を伺うことも有益です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 退院・退所後の利用者 	<p>リハビリテーションの効果により想定よりも早く利用目標を達成している可能性があります。また、退院・退所前に病院・施設等で試用していた際には気づかなかった課題や新たなリスクが生じていることも考えられます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 疾病等による急激な状態変化が予想される利用者(ターミナル期など) 	<p>介護支援専門員、訪問看護、訪問介護のサービス担当者等とも連携し、利用者の状態変化を共有し、適切な時期でのモニタリング、福祉用具サービス計画の見直しが必要です。ターミナル期でも利用者によって状態変化の速度が異なるため、他職種との情報共有が重要なポイントになります。</p>

～3.2.3 福祉用具サービス計画の作成に関する参考資料～

○ **ふくせん版「福祉用具サービス計画書(利用計画)」**

(一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会HP トップページ>介護保険対応 ふくせん版「介護保険サービス計画書」[モニタリングシート])
https://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/

○ **福祉用具サービス計画作成ガイドライン**

(一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会HP トップページ>調査研究事業>ふくせんが取り組む公費助成のモデル事業>福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業)
https://zfssk.rgr.jp/h26_pdf/report_04.pdf

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

3.2 Plan

3.2.4 利用者・家族への説明・同意、利用者・介護支援専門員への福祉用具サービス計画の交付

- ・ 作成した福祉用具サービス計画は、利用者又は家族に対して内容を説明し同意を得るとともに、利用者及び介護支援専門員に対して交付しなければなりません。
- ・ 利用者や家族が福祉用具サービス計画に記載された利用目標や留意事項等を十分に理解し、福祉用具を適切に利用することは、利用者の日常生活における活動範囲を広げ、その有する能力の維持向上が図られることとなり、利用目標の達成につながります。
- ・ 利用者や家族に対して説明する際の主なポイントは、図表3-13に示すとおりです。

図表3-13 利用者や家族に対して説明する際の主なポイント

- ・ 利用者や家族が福祉用具を活用した生活をイメージできるように、「利用目標」を具体的に説明する。
(福祉用具の利用によって、どのような自立した生活が行えるようになるかを、分かりやすい言葉で説明する。)
- ・ 利用者本人の希望や心身の状況、自宅等の利用環境等を踏まえて、適切な福祉用具を選んだことを理解できるよう、選定理由を具体的に分かりやすく説明する。
- ・ 誤った利用方法による事故等を防ぐため、利用にあたって特に留意してほしい点について具体的に分かりやすく説明する。
- ・ 計画に記載している福祉用具については、サービス提供後も適宜適切な時期に利用状況の確認を行い、状態像等の変化に合わせて見直し(利用終了、変更、追加等)を行うことで、より質の高い生活を送れるように支援していくことを説明する。
- ・ 福祉用具の利用開始後、気になること(福祉用具の不具合、身体状況や生活環境の変化等)が生じた場合は、すぐに連絡してほしい旨を説明する。
 - ▶ その際、疾病や身体状況、家族等の状況を踏まえ、適切な連絡先を伝える。
(例:認知症をもつ利用者の場合、連絡先が複数に分かれていると混乱する可能性があるため、介護支援専門員に集約する、等)

出典)福祉用具サービス計画作成ガイドライン(平成26年3月:一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会)を参考に作成

- ・ また、介護支援専門員以外の他職種に対する福祉用具サービス計画の交付は義務付けられていませんが、適切なPDCAを実践するためには、他職種に対しても福祉用具サービス計画の内容を共有し、福祉用具の利用目標や、今後変化が想定される時期及び変化が生じた際に必要な対応等を予め相談しておくことが有益です。
- ・ 特に、訪問介護等の他サービス担当者が福祉用具を操作することが想定される場合には、事故、ヒヤリ・ハット等を防ぐため、使用にあたっての留意事項や点検のポイント等を共有しておくようにしましょう。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報



～コラム～

利用者・家族への説明にあたっての工夫

認知症をもつ利用者・家族の場合や、操作方法が複雑な福祉用具（特殊寝台、体位変換器、移動用リフト等）を使用する場合等、対象者によっては、一度口頭で説明しただけでは、十分に理解することが難しい場合もあります。

また、メーカーが配布している取扱説明書は、組立方法等の利用者には不要な内容も含まれているためボリュームが多く、利用者・家族に読んでいただく資料としては適さない場合もあると思います。

上記のような課題に対する工夫として、以下のような取組が有効です。

- ・ 取扱説明書の中で必ず読んでいただきたい箇所や留意事項等を抜粋した、利用者向けの簡易マニュアルや貼り紙等を作成・配布する。
- ・ メーカーのホームページに公開されている動画や社内で撮影した動画を活用しながら説明する。
- ・ スマートフォン等を使用可能な利用者・家族の場合は、動画等をQRコードで共有し、いつでも見返すことができるようにする。
- ・ 福祉用具専門相談員よりも頻繁に利用者へ接する他サービス担当者にも操作説明時に同席してもらい、日常的なサービス提供時に利用者に注意喚起を行ってもらう。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具におけるサービス提供プロセス

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

3.2 Plan

3.2.5 退院・退所時カンファレンス、サービス担当者会議等

特定福祉用具販売のみでケアプランがない場合を除き、福祉用具サービスの提供開始前にサービス担当者会議が開催されます。また、入院・入所中の利用者の中には、退院・退所時カンファレンスに同席する場合もあるかと思えます。これらは医療機関や介護支援専門員の主導により開催時期が決まるため、開催時期によって柔軟な対応が必要となりますが、利用開始前に他職種からの情報収集を行う重要な機会です。

(1) 退院・退所時カンファレンス

利用者が入院・入所中であり、退院・退所後に福祉用具の利用が見込まれている場合は、退院・退所時カンファレンスに参加し、リハビリテーション状況を踏まえた福祉用具の選定や調整等について、担当の理学療法士や作業療法士等から情報収集を行います。医療機関の理学療法士や作業療法士等による身体状況・ADL等の評価は、福祉用具の選定や今後の生活の見通しにつながるものであり、積極的に情報収集に努める必要があります。

また、医療情報だけでなく、医療ソーシャルワーカーや施設の介護支援専門員等から、退院・退所前の状況や、本人・ご家族の意欲・意向等の情報を収集することも、福祉用具の選定には有効です。

退院・退所時カンファレンスにおいて収集すべき情報については、3.2.1の図表3-2(P.8)を参考にしてください。

(2) サービス担当者会議

- 福祉用具専門相談員は、利用者や家族、介護支援専門員やサービス担当者等の他職種が集まるサービス担当者会議に参加し、利用者の状況について共有を行うとともに、各職種が専門的な見地から意見を出し合い、利用者にとってより良い支援の方向性やサービス提供方法について検討します。
- 福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議において福祉用具サービス計画の内容について説明を行い、利用目標や選定した福祉用具の妥当性、今後の生活の見通し等について他職種と協議を行う必要があります。
- また、選定した福祉用具を利用する上での留意事項を参加者全員と共有することも重要です。利用者が誤った使い方をしていた場合や、適合状況に変化が生じた場合等に、日常的にサービス提供を行う他職種が気づくことができず、事故やヒヤリ・ハットの防止につながります。
- サービス担当者会議は、初回の福祉用具サービス計画作成時だけでなく、モニタリングの結果、福祉用具サービス計画の見直しが必要と判断した場合に、福祉用具サービス計画の見直しの要否や見直し案の検討を行う多職種協議の場としても重要です。実施したモニタリングの結果や各職種から収集した情報をとりまとめ、福祉用具サービス計画の見直しが必要と判断した理由を明確に説明し、今後の見通しを含めた協議を行いましょう。

1. はじめに

2.

福祉用具専門
相談員の役割

3.

一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4.

疾患別のポイント

5.

利用者の状況別
のポイント

6.

福祉用具貸与
事業者の役割

7.

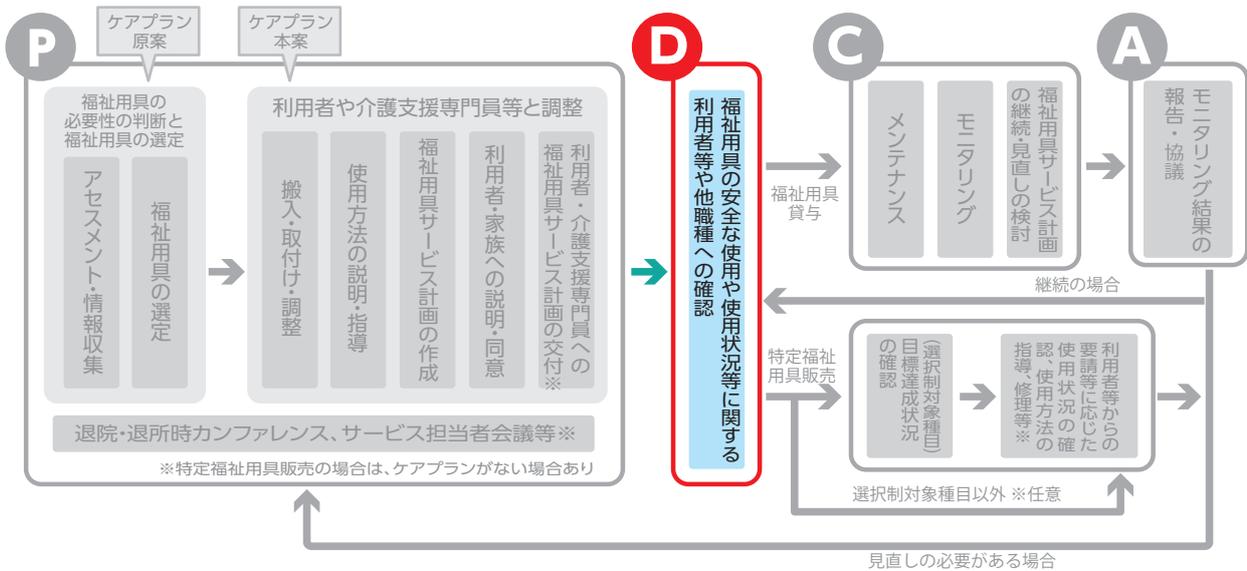
福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8.

チェックシート
参考情報

3.3 Do (福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や他職種への確認)

3.3では、PDCAサイクルのうちDo(実行)の段階における福祉用具専門相談員の役割である、「福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や他職種への確認」におけるポイントについて説明します。



- 適切なPDCAを実践するためには、福祉用具サービスの提供開始後、Plan(計画)の段階で予測した見通しのとおりになっているか、継続的に福祉用具の安全性や適合状況等を確認し、想定とは異なる変化があった場合には、福祉用具サービス計画作成時に設定したモニタリング実施時期よりも早期にモニタリングを実施する必要があります。
- 過去の調査研究や本事業におけるヒアリング調査結果から、納品後平均1週間から10日後に、電話又は訪問等により納品後の点検を実施し、福祉用具の適合状況や、使用方法に問題がないか確認を行っている事業所が多いことが分かっています⁵。しかし、「3.2.3(2)モニタリング実施時期の検討」の際と同様に、利用者個々の状況によって、確認すべきタイミングやポイントが異なることが想定されるため、基本的には1週間から10日後の間に確認をしつつ、利用者像や使用する福祉用具等に応じてタイミングを考慮することで、より有効な状況確認につながります。
- 図表 3-14(P.23)では通常よりも早期かつ頻りに確認を行う必要性が想定される利用者像の例、図表 3-15(P.23)では確認するタイミングを考慮したほうが良い福祉用具とその確認タイミングの例をお示しますので参考にしてください。

⁵ 一般社団法人日本福祉用具供給協会「在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業 報告書」(https://www.fukushiyogu.or.jp/guide/detail_2024_houkokusyo.html)

1. はじめに
2. 福祉用具専門相談員の役割
3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント
4. 疾患別のポイント
5. 利用者の状況別のポイント
6. 福祉用具貸与事業者の役割
7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割
8. チェックシート
9. 参考情報

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

3.3 Do

図表3-14 通常よりも早期かつ頻繁に確認を行う必要性が想定される利用者像(例)

想定される利用者像	確認すべきポイント
<ul style="list-style-type: none"> 初めて福祉用具を使用する利用者 	<ul style="list-style-type: none"> 貸与した福祉用具が適合しているか 誤った使い方をしていないか (介護者がいる場合)介護者の負担に変化はないか
<ul style="list-style-type: none"> 使用方法の理解に不安のある利用者・家族(認知症など) 独居の利用者 	<ul style="list-style-type: none"> 誤った使い方をしていないか
<ul style="list-style-type: none"> 退院・退所後の利用者 	<ul style="list-style-type: none"> 想定よりも早く状態が変化していないか 退院・退所時に気付かなかった課題・リスクや新たなニーズが発生していないか(介護者の負担も含む)
<ul style="list-style-type: none"> 疾病等による急激な状態変化が予想される利用者(ターミナル期など) 	<ul style="list-style-type: none"> 想定よりも早く状態が変化していないか

図表3-15 確認するタイミングを考慮したほうが良い福祉用具とその確認タイミング(例)

使用している福祉用具	確認すべきタイミング
外出時に使用する福祉用具	<ul style="list-style-type: none"> 納品後すぐに使用しない場合もあるため、使用頻度を考慮して確認を行う。
スロープ	<ul style="list-style-type: none"> 使い方の理解に不安がないかは早期に確認する。 納品後すぐに使用しない場合もあるため、その際は使用頻度を考慮して確認を行う。
車いす	<ul style="list-style-type: none"> 常に使用する場合には2~3日程度でも座り心地や操作面の確認が可能。
特殊寝台 特殊寝台付属品	<ul style="list-style-type: none"> 使い方の理解に不安がないかは早期に確認し、寝心地は1日のみではなく数日の観察期間をとるようにする。
床ずれ防止用具 体位変換器	<ul style="list-style-type: none"> 使い方の理解に不安がないかは早期に確認し、適合状況は少し期間を空けて確認する等、二段階に分けて確認することが必要。
移動用リフト	<ul style="list-style-type: none"> 使い方の理解に不安がないかは早期に確認し、適合状況は少し期間を空けて確認する等、二段階に分けて確認することが必要。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報



～コラム～

サービス提供開始後の他職種との連携

福祉用具の安全性や適合状況等の確認にあたっては、利用者・家族への電話や訪問等による確認だけでなく、介護支援専門員や訪問介護・訪問看護等の利用者と日常的に接している他職種との連携も非常に重要です。

以下では、他事業所との勉強会を通じて福祉用具専門相談員が必要とする情報を他職種に対して周知することで、情報共有を受けることができるようになった事例をご紹介します。

勉強会の開催が難しい場合にも、サービス担当者会議や福祉用具サービス計画の共有等を通じて、福祉用具の利用目標や、今後変化が想定される時期及び変化が生じた際に必要な対応等を予め相談しておくとともに、使用にあたっての留意事項や点検のポイント等を共有しておくことが、安全性や適合状況等に問題があった場合に連携を行うきっかけにつながります。

例)

訪問介護事業所から、福祉用具専門相談員へどのような情報を共有するべきかわからないという声があった。勉強会を開催して福祉用具に関する簡単なチェック項目（突っ張り型手すりが緩んでいる場合には赤いマークが出てくる、杖のゴム先がすり減っている場合は滑りやすくなる等）を共有し、該当する場合には福祉用具専門相談員に連絡してほしい旨を周知した。

その結果、ヘルパーの方がサービス提供の際にチェック項目に沿って確認し、福祉用具の不具合等があった場合には、速やかに連絡を頂けるようになった。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具におけるサービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

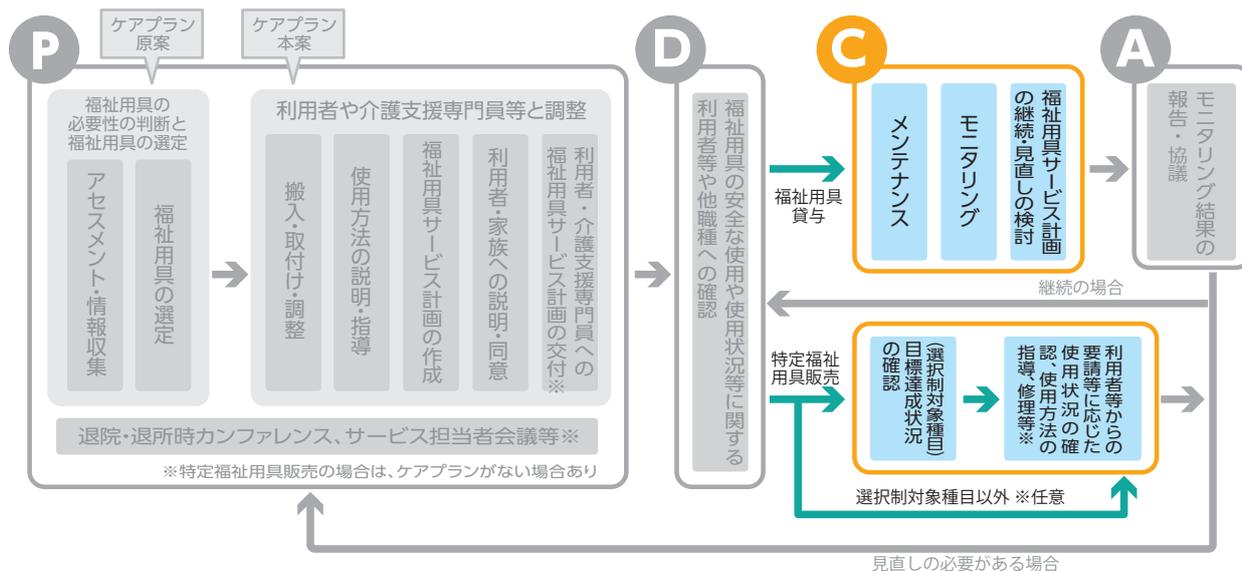
3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

3.4 Check

3.4 Check (モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討)

3.4では、PDCAサイクルのうちCheck(評価)の段階におけるポイントについて説明します。

ここでは、提供している福祉用具サービスの状況により必要な対応が異なるため、3.4.1福祉用具貸与の場合、3.4.2選択制対象種目で販売を選択した場合、3.4.3選択制対象種目以外の特定福祉用具販売の場合に分けてご説明します。



3.4.1 福祉用具貸与の場合

(1) モニタリング・メンテナンス

- Plan(計画)の段階で、福祉用具サービス計画作成時に設定したモニタリング実施時期、あるいは、Do(実行)の段階で安全性や適合状況等に何か問題を発見した場合には、利用者宅への訪問によるモニタリングや福祉用具のメンテナンスを行います。
- 福祉用具の点検や利用状況の確認を行うだけでなく、現在までの利用目標の達成状況等を確認し、今後の目標の達成や福祉用具の変更等に関する見通しを立てることも、モニタリングを実施する重要な目的の一つです。
- モニタリングにおける利用者の利用目標の達成状況等の確認方法は、主に利用者・家族等への聞き取りによって行います。手すりや歩行器等については、利用者本人にその場で実際に使用してもらい、その状況を踏まえて福祉用具専門相談員として評価を行うことも有益です。
- また、福祉用具専門相談員は日々の利用状況を実際に確認することが困難であるため、福祉用具貸与以外の介護保険サービスを併用している利用者の中には、サービス担当者等の他職種から情報収集を行うことも有益です。モニタリングにおける他職種からの情報収集の方法としては、図表3-16(P.26)などの方法が挙げられます。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

3.4 Check

- ・ モニタリングにおいて主に確認すべき項目は、図表3-17(P.27)に示すとおりです。Plan(計画)の段階で記録した利用者の基本情報や福祉用具サービス計画、ケアプランなどをもとに、前回からの変化の状況を確認し、モニタリング時期を検討した際予測した通りであったか否か、及び予測通りでなかった場合にはその理由の振り返りを行うことが重要です。
- ・ 本手引きの8章では、モニタリング実施時の振り返りに活用できるチェックシートを掲載しておりますので、ご活用ください。
- ・ また、令和6年4月より、モニタリング結果の記録を介護支援専門員に交付することが義務となりました。そのため、評価結果が記録できるモニタリングシートなどの記録様式を予め用意しておくことで、確認漏れを防ぎ、必要な事項を丁寧に評価していくことができます。
- ・ モニタリング時に使用する記録様式については、全国福祉用具専門相談員協会のホームページにふくせん版「モニタリングシート」が公表されていますので、必要に応じて参考にしてください。

図表 3-16 モニタリングにおける他職種からの情報収集の方法(例)

想定されるケース	情報収集の方法
訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションを利用している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリテーション会議録やリハビリテーション計画書等を共有してもらう。 ・ リハビリテーション専門職が福祉用具の評価を行う際に同行し、モニタリングを行う。
通所介護を利用しており、通所介護事業所で福祉用具を利用している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者がサービス提供を受けるタイミングに合わせて通所介護事業所を訪問し、実際の使用状況の確認や、サービス担当者への聞き取りを行う。
訪問介護を利用している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者がサービス提供を受けるタイミングに合わせて自宅を訪問し、訪問介護員への聞き取りを行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多職種間で情報連携を実施できるシステムやチャットツール等を通じて、ケア記録等を共有してもらう。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具におけるサービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

3.4 Check

図表3-17 モニタリングにおける確認項目(例)

項目	詳細(例)
身体状況・ADLの変化	<ul style="list-style-type: none"> 身体機能の改善によって、福祉用具を利用せずに動作ができるようになっていないか。 身体機能の悪化によって、当該福祉用具では動作ができなくなっていないか(別の福祉用具が必要ではないか)。
意欲・意向の変化	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の生活意欲等の変化によって、福祉用具が適しなくなっていないか。 福祉用具に関して利用者からの要望はないか。 貸与として提供した選択制対象用具の利用について、購入への切り替えの要望はないか。
介護環境の変化	家族構成、主介護者の変化 <ul style="list-style-type: none"> 家族構成や主介護者の介護力等が変化していないか。 福祉用具に関して、家族からの要望はないか。
	サービス利用等の変化 <ul style="list-style-type: none"> サービス利用等の状況(外出機会、入浴回数等)によって、福祉用具が適しなくなっていないか。
住環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具を利用する居室等の住環境が変化し、事故のリスクが生じていないか。
利用している福祉用具に関する変化	利用状況の問題点 <ul style="list-style-type: none"> 当初の想定通りの頻度で福祉用具が利用されているか(その時に応じて、一定の時刻・一定の時期に、常時等)。 使い方に不明点等はないか。 誤った使い方や、事故、ヒヤリ・ハット等は発生しなかったか。
	福祉用具のメンテナンス状況 <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具は、正常に動作しているか。 修理等が必要な箇所はないか。

出典) 福祉用具サービス計画作成ガイドライン(平成26年3月:一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会)を参考に作成



～コラム～ 種目ごとの確認項目

本事業においてヒアリングを行った福祉用具貸与事業所においては、モニタリングシートとは別に、種目・商品ごとの点検項目やチェックリストを作成している事業所もありました。点検項目を統一することで、福祉用具専門相談員の経験等による視点のばらつきや抜け漏れを防ぐことができ、モニタリング・メンテナンスの質の標準化につながります。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報

(2) 福祉用具サービス計画の継続・見直しの検討

- ・ 図表3-17(P.27)で示した項目に沿って、モニタリングで利用者・家族やサービス担当者等の他職種から確認した結果を踏まえ、まずは福祉用具専門相談員として、現在までの利用目標の達成状況から、今後の目標の達成や福祉用具の変更等に関する見通しを立て、現在貸与している福祉用具の継続、変更、追加又は中止の判断を行い、福祉用具サービス計画の見直しの継続・必要性を検討します。
- ・ 福祉用具の選定時とモニタリング実施時の福祉用具専門相談員が異なる福祉用具貸与事業所においては、担当者同士で協議を行うことが重要です。また、必要に応じて、上長やリハビリテーション専門職等の資格を有する職員等、事業所内の他の福祉用具専門相談員に助言を求めることも有益と考えられます。

★一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について★

- ・ 令和6年度介護報酬改定において、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制が導入され、「選択制の対象福祉用具の提供にあたっては、福祉用具専門相談員が利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする」⁶とされました。
- ・ そのため、選択制の対象福祉用具である固定用スロープ、歩行器(車輪・キャスターなし)、単点杖及び多点杖については、モニタリング結果を踏まえて、貸与継続の必要性を判断し、同一商品の長期利用が想定される場合には、医師や専門職の意見も踏まえ、利用開始時だけでなく、改めて貸与と販売を選択できることの説明や、利用者の選択にあたって必要な情報提供を行う必要があります。さらに、リハビリテーション会議やサービス担当者会議など、多職種で協議できる場の設定を介護支援専門員へ提案し、利用者の選択を支援することも有益です。
- ・ 貸与と販売のいずれかの判断は利用者の自己選択です。利用者の選択に応じて貸与継続、貸与から販売への移行など、介護支援専門員と一緒に対応してください。なお、固定用スロープについては長期利用が想定される場合、住宅改修で対応することも一案であるため、併せて提案していくことも重要です。

～3.4.1 福祉用具貸与の場合に関する参考資料～

○ **ふくせん版「福祉用具サービス計画書(モニタリングシート)」**

(一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会HP トップページ>介護保険対応 ふくせん版「介護保険サービス計画書」[モニタリングシート])

https://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/

○ **福祉用具サービス計画作成ガイドライン**

(一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会HP トップページ>調査研究事業>ふくせんが取り組む公費助成のモデル事業>福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業)

https://zfssk.rgr.jp/h26_pdf/report_04.pdf

⁶ 第239回社会保障審議会介護給付費分科会 厚生労働省老健局【参考資料1】令和6年度の介護報酬改定における改定事項について1.(8)①一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入(P.59)

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

3.4 Check



～コラム～

利用目標の達成状況の判断における課題

ふくせん版「福祉用具サービス計画書(モニタリングシート)」においては、福祉用具利用目標の達成度を「達成」「一部達成」「未達成」の三段階で判断することとなっていますが、福祉用具サービス計画作成当初の利用目標が抽象的な場合は、福祉用具専門相談員によって達成度の判断にばらつきが生じてしまいます。

そのため、長期目標やケアプランの生活全般の解決すべき課題(ニーズ)をそのまま転記するだけでなく、それらの情報をもとに福祉用具専門相談員としてより個別性・具体性のある利用目標(選定した福祉用具を活用することで、利用者のどの課題解決に繋がるのか)を検討し、関係者で共有することが重要です。

3.4.2 選択制対象種目で販売を選択した場合

- ・ 特定福祉用具販売にはモニタリングは位置づけられていないものの、選択制対象福祉用具を販売した際は、「特定福祉用具販売計画の作成後、少なくとも1回、当該計画における目標達成状況を確認すること」⁷が義務づけられています。
- ・ 目標達成状況の確認方法は、福祉用具貸与の場合のモニタリングとは異なり、訪問に限らず、利用者や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとされています⁸。
- ・ また、選択制対象福祉用具の販売にあたっては、利用者の要請等に応じて提供した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めることが義務づけられています⁹。そのため、福祉用具サービス計画に留意事項として不具合発生時の対応や連絡先を記載する等の対応を行うことが必要です。

3.4.3 選択制対象種目以外の特定福祉用具販売の場合

- ・ 選択制の対象種目以外の場合は、販売後の目標達成状況の確認は法令上定められてはいません。
- ・ ただし、選択制対象種目で販売を選択した場合と同様に、利用者と事業所の個別契約に基づき、利用者等からの要請等に応じて使用状況を確認し、必要な場合には、使用方法の指導、修理等を行うよう努めてください。

⁷ 指定基準 第二百四十四条の二 第5項

⁸ 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以降、「解釈通知」とする。) 第三 介護サービス 十二 特定福祉用具販売 3 運営に関する基準 (4)⑥二

⁹ 指定基準 第二百四十四条 第五号

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

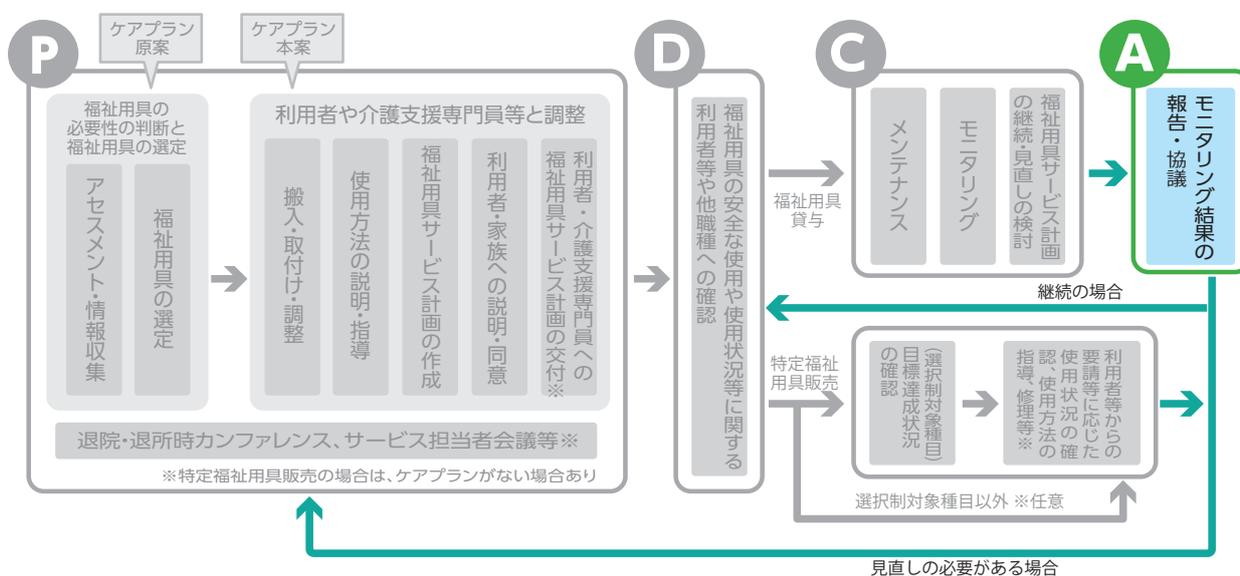
6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報

3.5 Action (他職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における他職種との連携)

3.5では、PDCAサイクルのうちAction(改善)の段階における福祉用具専門相談員の役割である、「モニタリング結果の報告、協議」におけるポイントについて説明します。



- 令和6年4月より、福祉用具専門相談員が実施したモニタリング結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することが義務付けられました。これまで介護支援専門員への報告は明示されていましたが、記録の作成・交付が具体的に示された意図は、福祉用具専門相談員の役割は「福祉用具の貸与」を行うだけでなく、PDCAを意識したサービス提供を行うことで利用者の自立支援につなげる「福祉用具貸与サービス」を提供することであるためです。
- 福祉用具専門相談員は、自身が実施したモニタリングの結果やサービス担当者等の他職種から収集した情報をとりまとめ、福祉用具サービス計画の見直し有無の判断とともに介護支援専門員へ報告します。
- 福祉用具サービス計画の見直しが必要と判断した場合には、介護支援専門員や看護師やリハビリテーション専門職等の他職種との協議を行い、福祉用具サービス計画の見直しの要否及び見直し案の検討を行います。その際には、福祉用具の変更にあって単位数の制限や要介護度による種目の制限等の制度上の問題はないか、変更・追加を検討する福祉用具はリハビリテーション専門職の視点から危険性はないか等も含めて検討する必要があります。
- なお、特定福祉用具販売の場合についても、利用者等からの要請等に応じて使用状況を確認した場合は、その結果を踏まえて必要に応じて見直しを行う必要があります。
- 介護支援専門員への報告に留まるのではなく、福祉用具サービス計画の見直しの要否に関わらず、利用者の今後の見通しやその理由を含めた協議をしていくことが、福祉用具専門相談員のAction(改善)プロセスのポイントです。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

3.5 Action



～コラム～

福祉用具サービス計画の見直しの提案の際の工夫

福祉用具サービス計画の見直しの際にはケアプランの変更も必要になるため、介護支援専門員への相談、提案が必要になります。いくつか事例をご紹介しますので、利用者・家族や介護支援専門員によって適切な方法をご検討いただければ幸いです。

- ・ モニタリングの結果、福祉用具の変更が必要と判断した場合には、利用者のご家族の意向を伺ったうえで介護支援専門員に相談している。
- ・ 医療職・リハビリテーション専門職からの意見や、利用者・ご家族からの意見とともに、介護支援専門員に提案している。
- ・ 利用者に提案する前に介護支援専門員に報告したほうがよい場合もあれば、利用者に提案した後に介護支援専門員に報告したほうがよい場合もある。介護支援専門員の考え方を理解し、互いにスムーズな連携ができる関係構築が重要である。

1. はじめに

2.

福祉用具専門
相談員の役割

3.

一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4.

疾患別のポイント

5.

利用者の状況別
のポイント

6.

福祉用具貸与
事業者の役割

7.

福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8.

チェックシート
参考情報

4. 疾患別のポイント

令和6年度介護報酬改定において、福祉用具貸与計画にモニタリング実施時期を明記することが義務付けられたことにより、福祉用具専門相談員として、利用者ごとに適時適切なタイミングでモニタリングを実施し、PDCAサイクルを実践していくことがより強く求められています。

適時適切なタイミングでモニタリングを行うためには、Plan(計画)の段階で必要な情報を収集し、他職種との協議により今後の見通しを予測すること、そして、サービス提供開始後、Do(実行)の段階において、その予測に基づいて継続的に利用者や他職種等から福祉用具の安全な使用や使用状況等の確認を行うことが重要です。

また、モニタリングによるCheck(評価)時に、変化の状況を確認し、Plan(計画)で予測した今後の見通しやモニタリング時期が正しかったか否か、及び予測通りでなかった場合にはその理由の振り返りを行うことで、Action(改善)につなげることができます。

3章においては、一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおいて上記を実施するにあたってのポイントや留意点等を説明してきましたが、本章では、「適切なケアマネジメント手法」の疾患別ケアにおいて取り上げられている疾患のうち、福祉用具サービスの提供においても特に配慮が必要と考えられる4つの疾患(脳血管疾患、大腿骨頸部骨折後、心疾患、認知症)を取り上げ、その疾患を有する利用者に対して適時適切なタイミングでモニタリングを実施するために、アセスメント・情報収集時およびモニタリング時に確認すべき点について整理しています。各疾患における確認すべき事項として掲載しているポイントは、「適切なケアマネジメント手法」の疾患別ケアにおいて主なアセスメント項目および主なモニタリング項目として掲載されている項目を参考に、福祉用具専門相談員としても確認すべき項目を整理したものですので、必要に応じて、「適切なケアマネジメント手法」の項目一覧及び本編冊子もご参照ください。

3章でご紹介した図表3-2(P.8)および図表3-17(P.27)の内容を基本としつつ、より疾患の特徴を捉えたサービス提供を行うための参考としていただければ幸いです。



1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割

3. 一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント

6. 福祉用具貸与
事業者の役割

7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

4. 疾患別のポイント

1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割

3. 一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント

6. 福祉用具貸与
事業者の役割

7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

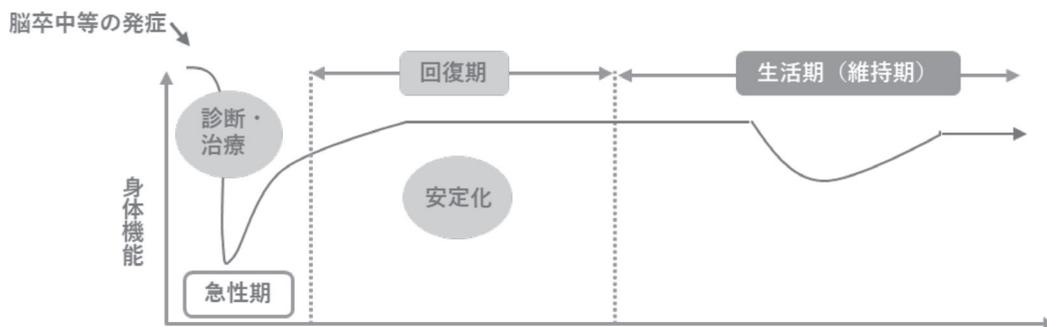
8. チェックシート
9. 参考情報

4.1 脳血管疾患

4.1.1 脳血管疾患の概要・特徴

- ・ 脳血管疾患とは、脳の動脈の異常を原因とする病気の総称で、そのうち最もよく知られているのが脳血管障害です。脳血管障害は、脳の血管が詰まって生じる虚血性脳血管障害(脳梗塞、一過性脳虚血発作)と、脳の血管が破れて出血することで生じる出血性脳血管障害(くも膜下出血、脳出血)の二つに分類されます。
- ・ 脳血管障害を発症すると、運動麻痺や感覚麻痺、摂食・嚥下障害、言語障害(失語症・構音障害)、高次脳機能障害、血管性認知症等の後遺症を伴う場合も多いため、介護が必要となる原因の第2位となっています。
- ・ また、脳血管障害は再発するリスクが高く、再発率は発症後1年以内で5%、10年以内で約50%とされています。再発すると運動麻痺等の後遺症が悪化し、より多くの介助が必要となる可能性が高いため、再発を予防することが重要です。
- ・ 背景疾患としては、高血圧症、糖尿病、動脈硬化症、高脂血症などが挙げられ、これらは再発の危険因子でもあるため、継続的な治療が必要です。発症からの経過、今後の医療の関わりについて主治医や介護支援専門員から情報を得ることが大切です。
- ・ 脳血管障害発症後は、図表4-1のように、急性期、回復期、生活期(維持期)¹⁰と徐々に心身機能や生活機能が向上・維持されていきます。急性期に医療機関での治療を行った後、在宅に移行する場合には、発症後2週間程度は進行、急変の可能性があるため留意が必要です。
- ・ 在宅においては、脳血管障害による麻痺の機能回復や機能維持・拘縮予防のためのリハビリテーションが行われる場合が多いため、福祉用具専門相談員として、住環境整備や福祉用具等の導入の検討が必要です。

図表4-1 脳血管疾患の経過



出典)日本リハビリテーション病院・施設協会「高齢者リハビリテーション医療のグランドデザイン」(青海社)より厚生労働省老人保健課において作成されたものを参考に作成

¹⁰ 明確な定義はないが、急性期は発症から2週間程度、回復期は発症2週後から6か月まで、生活期(維持期)はそれ以降を指す場合が多い。
(介護支援専門員実務研修テキスト作成委員会「八訂 介護支援専門員実務研修テキスト 下巻」P.149、2024、一般社団法人長寿社会開発センター)

4.1.2 脳血管疾患のある利用者に対する適切なPDCAの実践のためのポイント

【4つの疾患に共通のポイント】

視点	確認すべき事項 ※モニタリング時には福祉用具サービス計画作成時からの“変化”を把握すること
身体状況・ADL	<ul style="list-style-type: none"> ADL/IADLの状態(している動作、していない動作、できる動作、できない動作、できると思われる動作、それらの維持・改善の見込みなど) 医師からの指示・指導の有無、指導の内容(日常生活での制限の有無、日常生活での留意事項、判断の目安に関する説明など)
意欲・意向	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な活動や活動の状況、運動・活動を妨げる要因
介護環境	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等への受診の状況(受診先の名称・場所、頻度、回数、通院方法、受診を妨げる要因の有無、受診の際の同行者の有無、必要性など) 関係する専門職・サービス事業者間での情報共有の方法、情報共有が求められる内容、情報共有のタイミング 日常的な療養の状況及び支援の体制(本人を含む状況の把握体制、療養の内容、支援の必要性、支援者は誰かなど) リハビリテーションの実施状況(機能訓練だけでなく生活行為を高める取り組みを含む)
住環境	<ul style="list-style-type: none"> 自宅内外での本人の生活習慣(よくいる場所、動線、日課など) 自宅の間取り(部屋の配置、階段・段差の有無、外構の状況など) 自宅内の動線(日常的に過ごす場所、寝室と居室の移動、居室とトイレ・洗面所の移動など)

【脳血管疾患の場合に特徴的なポイント】

視点	確認すべき事項 ※モニタリング時には福祉用具サービス計画作成時からの“変化”を把握すること
身体状況・ADL	<ul style="list-style-type: none"> <u>本人の麻痺の状況(麻痺の有無、麻痺の内容と程度(麻痺によりできない動作など)、麻痺による生活への影響の有無など)</u> <u>高次脳機能障害の有無・程度</u> 服薬の状況や副作用による影響の有無等 本人の残存能力とリハビリテーションによる心身機能の向上の予測
意欲・意向	<ul style="list-style-type: none"> 転倒に対する本人・家族等の理解度 リハビリテーションの必要性に対する本人・家族等の理解度 リハビリテーションに対する本人・家族等の意欲 <u>疾患発症前の日常生活における家庭内、地域・社会(家庭外)での本人の役割と現在の実行状況</u> <u>疾患発症後(現在)の日常生活における家庭内、地域・社会(家庭外)での本人の役割</u> <u>疾患発症前の日常生活における外出の頻度・手段、目的、交流相手など</u> <u>疾患発症後(現在)の日常生活における外出の頻度・手段、目的、交流相手など</u>
介護環境	<ul style="list-style-type: none"> ADL/IADLに応じた機能訓練の実施状況 日常的なリハビリテーションにおける家族等の支援の有無とその状況
住環境	<ul style="list-style-type: none"> 室内の状況(温湿度環境、家具や物の配置、照度など) ※寝室、居室、トイレ、洗面所など各々 季節の変化に伴う居室空間の状況の変化 ※モニタリング時

※下線・太字は脳血管疾患の場合に特に重視して確認すべき事項

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報

4. 疾患別のポイント

4.2 大腿骨頸部骨折後

4.2.1 大腿骨頸部骨折の概要・特徴

- ・ 大腿骨頸部骨折は、高齢者が転倒した際に発生しやすい代表的な骨折であり、寝たきりの主な原因となっています。
- ・ 多くの場合で手術療法が行われ、骨折の転位が少なく癒合しやすい場合は骨折癒合術、転位が大きく骨折が癒合しない危険性が高い場合には人工骨頭置換術等が選択されます。
- ・ 大腿骨頸部骨折の既往のある人は、骨粗しょう症のリスクがあり、転倒しやすいため、再骨折の予防が重要となります。
- ・ 転倒の危険因子としては、高齢化、認知機能の低下、視力障害、平衡感覚の低下、運動機能の低下、多剤服用などがあるとされています。
- ・ 大腿骨頸部骨折後、身体機能の回復には概ね6か月かかると言われています。多くの場合は、急性期病院を退院した後、回復期リハビリテーション病棟で最大90日間集中的なリハビリテーションを実施した後に退院し、自宅あるいは施設での生活期リハビリテーションに移行しますが、認知症等によって集中的なリハビリテーションの実施が困難な場合には、回復期リハビリテーション病棟を経由せず急性期病院から直接退院する場合があります。
- ・ 福祉用具専門相談員は、利用者の在宅での再骨折を予防するため、骨折の治療の経過、転倒リスク、生活上の配慮点などを主治医やリハビリテーション専門職等の医療職から情報収集することが大切です。



1. はじめに

2.

福祉用具専門
相談員の役割

3.

一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4.

疾患別のポイント

5.

利用者の状況別
のポイント

6.

福祉用具貸与
事業者の役割

7.

福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8.

チェックシート
参考情報

4.2.2 大腿骨頸部骨折後の利用者に対する適切な PDCA の実践のためのポイント

【4つの疾患に共通のポイント】

視点	確認すべき事項 ※モニタリング時には福祉用具サービス計画作成時からの“変化”を把握すること
身体状況・ADL	<ul style="list-style-type: none"> ADL/IADLの状態(している動作、していない動作、できる動作、できない動作、できると思われる動作、それらの維持・改善の見込みなど) 医師からの指示・指導の有無、指導の内容(日常生活での制限の有無、日常生活での留意事項、判断の目安に関する説明など)
意欲・意向	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な活動や活動の状況、運動・活動を妨げる要因
介護環境	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等への受診の状況(受診先の名称・場所、頻度、回数、通院方法、受診を妨げる要因の有無、受診の際の同行者の有無、必要性など) 関係する専門職・サービス事業者間での情報共有の方法、情報共有が求められる内容、情報共有のタイミング 日常的な療養の状況及び支援の体制(本人を含む状況の把握体制、療養の内容、支援の必要性、支援者は誰かなど) リハビリテーションの実施状況(機能訓練だけでなく生活行為を高める取り組みを含む)
住環境	<ul style="list-style-type: none"> 自宅内外での本人の生活習慣(よくいる場所、動線、日課など) 自宅の間取り(部屋の配置、階段・段差の有無、外構の状況など) 自宅内の動線(日常的に過ごす場所、寝室と居室の移動、居室とトイレ・洗面所の移動など)

【大腿骨頸部骨折後の場合に特徴的なポイント】

視点	確認すべき事項 ※モニタリング時には福祉用具サービス計画作成時からの“変化”を把握すること
身体状況・ADL	<ul style="list-style-type: none"> <u>過去の転倒歴(転倒が起きた状況など)</u> ※アセスメント時 <u>術式や病院での経過、骨粗しょう症の状況等を踏まえた再転倒のリスク</u> ※アセスメント時 <u>活動制限に関する医師からの指示・指導の有無、活動制限の内容・程度(脱臼部位や禁忌部位等の体の動かし方や体への負荷の制限など)</u> 本人の身体能力、日常生活に必要な動作(例えば、人工股関節全置換術の場合には、入浴動作に留意する) 本人の残存能力とリハビリテーションによる回復の予測
意欲・意向	<ul style="list-style-type: none"> <u>疾患、転倒に対する本人・家族等の理解度と本人・家族等が感じている不安(再転倒、再骨折の不安や歩き方が変わったことによる違和感)</u> リハビリテーションに対する本人・家族等の意向 疾患発症後(現在)の日常生活における家庭内、地域・社会(家庭外)での本人の役割 疾患発症後(現在)の日常生活における外出の頻度・手段、目的、交流相手など ※モニタリング時
介護環境	<ul style="list-style-type: none"> 身体機能を維持、向上させる取り組みの有無 ※アセスメント時 ADL/IADLに応じた機能訓練の実施状況 日常的なリハビリテーションにおける家族等の支援の有無とその状況
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <u>自宅内の転倒リスクの評価及び対応状況(住宅改修、福祉用具の利用、片付けなど)</u>

※下線・太字は大腿骨頸部骨折後の場合に特に重視して確認すべき事項

1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割

3. 一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント

6. 福祉用具貸与
事業者の役割

7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

4. 疾患別のポイント

1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割

3. 一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント

6. 福祉用具貸与
事業者の役割

7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

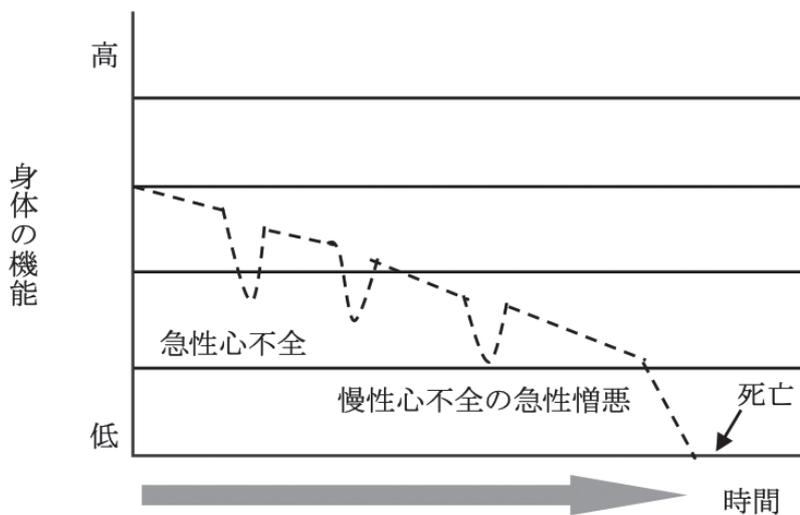
8. チェックシート
9. 参考情報

4.3 心疾患

4.3.1 心疾患の概要・特徴

- ・ 心疾患とは、心臓の機能が障害される病気の総称であり、代表的なものとして、虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞)、心臓弁膜症、不整脈、心不全が挙げられます。
- ・ 心疾患は、高齢者の多くに発症する可能性があり、罹患者数は今後も増加していくものと予想されています。
- ・ 心疾患は、根治が望めない進行性かつ致死性の高い悪性疾患であり、罹患者の大半が感染症や脳血管障害、認知症、腎機能障害、運動機能障害等の心疾患以外の併存症を有しています。
- ・ 心疾患は再発すると急に状態が悪化し、再入院に至ります。治療により心機能や日常生活自立度が改善しているようにみえても、いずれまた状態が急に悪化するというように、急激な状態の悪化と改善を繰り返しながら、徐々に疾患の状況が進行していきます。そのため、急激な状態の悪化による再入院の予防が重要です。
- ・ 上記を踏まえ、モニタリング時には状態悪化の徴候がないかを確認することが重要になります。

図表 4-2 心疾患の経過



出典) あおぞら診療所編著「症例別・伝えるタイミングがわかる介護職のための医療とのつきあいかた」
メディカ出版、P.10、2017年を一部改変

4.3.2 心疾患のある利用者に対する適切な PDCA の実践のためのポイント

【4つの疾患に共通のポイント】

視点	確認すべき事項 ※モニタリング時には福祉用具サービス計画作成時からの“変化”を把握すること
身体状況・ADL	<ul style="list-style-type: none"> ADL/IADLの状態(している動作、していない動作、できる動作、できない動作、できると思われる動作、それらの維持・改善の見込みなど) 医師からの指示・指導の有無、指導の内容(日常生活での制限の有無、日常生活での留意事項、判断の目安に関する説明など)
意欲・意向	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な活動や活動の状況、運動・活動を妨げる要因
介護環境	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等への受診の状況(受診先の名称・場所、頻度、回数、通院方法、受診を妨げる要因の有無、受診の際の同行者の有無、必要性など) 関係する専門職・サービス事業者間での情報共有の方法、情報共有が求められる内容、情報共有のタイミング 日常的な療養の状況及び支援の体制(本人を含む状況の把握体制、療養の内容、支援の必要性、支援者は誰かなど) リハビリテーションの実施状況(機能訓練だけでなく生活行為を高める取り組みを含む)
住環境	<ul style="list-style-type: none"> 自宅内外での本人の生活習慣(よくいる場所、動線、日課など) 自宅の間取り(部屋の配置、階段・段差の有無、外構の状況など) 自宅内の動線(日常的に過ごす場所、寝室と居室の移動、居室とトイレ・洗面所の移動など)

【心疾患の場合に特徴的なポイント】

視点	確認すべき事項 ※モニタリング時には福祉用具サービス計画作成時からの“変化”を把握すること
身体状況・ADL	<ul style="list-style-type: none"> 疾患発症前のADL/IADLの状態 ※アセスメント時 術式や病院での経過、現在の症状(浮腫、呼吸状態、血色等) ※アセスメント時 腎疾患や糖尿病(糖尿病性腎症)などの併存疾患の有無、程度、治療の内容、通院・服薬の状況 心疾患の起因となっている生活習慣病の有無、心疾患への影響の程度、治療の内容、服薬の状況 全般的な心身機能の低下の程度、改善可能性 活動量や安静の必要性に関する医師からの指示・指導の有無、指導の内容(活動制限、安静の指示、判断の目安など) リハビリテーションに関する医師からの指示・指導の有無、指導の内容(必要性、指示・指導の内容、留意事項など)
意欲・意向	<ul style="list-style-type: none"> 疾患に対して本人・家族等が感じている不安(不安の内容、程度など) ※アセスメント時 今後の治療に関する本人・家族等の意向 ※アセスメント時 疾患発症前の社会的活動の内容、程度 疾患発症後(現在)の日常生活における外出の頻度・手段、目的、交流相手など 疾患発症後(現在)の日常生活における地域・社会(家庭外)に対する本人の認識(疾患発症前と比較して縮小した事項の有無、あきらめ・がまんの状態など) ※アセスメント時 リハビリテーションの必要性に対する本人・家族等の理解度 リハビリテーションに対する本人・家族等の意向
介護環境	<ul style="list-style-type: none"> (他の職種やサービス事業者からの報告に基づく)サービス利用中の本人の状況 日常的なリハビリテーションにおける家族等の支援の有無とその状況
住環境	<ul style="list-style-type: none"> 室内の状況(温湿度環境、家具や物の配置、照度など) ※寝室、居室、トイレ、洗面所など各々 自宅内で負荷がかかる行動や環境の有無及び対応状況(段差・階段、洗濯行為におけるうつむいたり持ち上げたりする動作など) 自宅における入浴の状況(浴室の環境、入浴の方法(半身浴・シャワー浴など)、頻度、タイミング、時間、入浴時の際の支援の必要性、支援者の有無、支援者がいる場合それは誰か)

※下線・太字は特に心疾患の場合に重視して確認すべき事項

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報

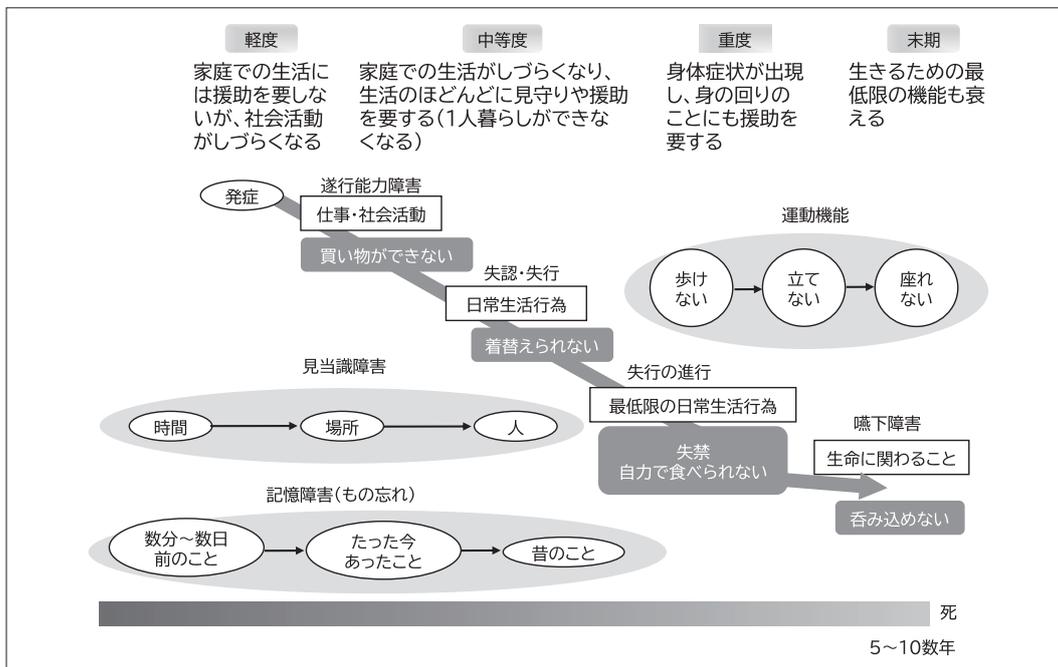
4. 疾患別のポイント

4.4 認知症

4.4.1 認知症の概要・特徴

- ・ 認知症とは、脳の病変により、記憶や理解力、判断力などの複数の認知機能が低下し、社会生活に支障をきたしている状態のことを指します。認知症の原因疾患は70種類以上ありますが、代表的なものとしては、原因疾患の約6～7割を占めるアルツハイマー型認知症のほか、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがあります。複数の種類の認知症が合併することもあります。
- ・ 認知症の主な症状は、脳の病変によって引き起こされる認知症状と、性格や身体状況、生活環境、薬剤、家族・介護者の状況等の影響を受けて引き起こされる認知症の行動・心理症状 (BPSD) に分類されます (図表 4-4)。
- ・ 認知症は進行性の原因疾患が多いため、徐々に心身機能が低下していき、アルツハイマー型認知症の場合、合併症がない場合には発症から10～15年で死に至ると言われています。
- ・ 福祉用具専門相談員としては、認知症の種類 (タイプ) と生活機能の予後について主治医、医療スタッフから情報を得ることが重要です。

図表 4-3 アルツハイマー型認知症の自然経過



出典) あおぞら診療所編著「症状別・伝えるタイミングがわかる介護職のための医療とのつきあいかた」メディカ出版、P.30、2017年

図表 4-4 認知症の主な症状

認知症状	認知症の行動・心理症状 (BPSD)	
	主な行動症状	主な心理症状
記憶障害、見当識障害、理解・判断力の障害、実行 (遂行) 機能障害、失語、失認、失行	徘徊、繰り返し質問、焦燥・攻撃性、介護に対する抵抗、不適切な性的行動、叫声など	妄想、誤認、幻覚、うつ、アパシー (無気力)、不眠、不安など

出典) 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会「福祉用具サービスハンドブック 令和5年度版 認知症編」P.6-7を参考に作成

1. はじめに
2. 福祉用具専門相談員の役割
3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント
4. 疾患別のポイント
5. 利用者の状況別のポイント
6. 福祉用具貸与事業者の役割
7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種
8. チェックシート
9. 参考情報

4.4.2 認知症のある利用者に対する適切な PDCA の実践のためのポイント

【4つの疾患に共通のポイント】

視点	確認すべき事項 ※モニタリング時には福祉用具サービス計画作成時からの“変化”を把握すること
身体状況・ADL	<ul style="list-style-type: none"> ADL/IADLの状態(している動作、していない動作、できる動作、できない動作、できると思われる動作、それらの維持・改善の見込みなど) 医師からの指示・指導の有無、指導の内容(日常生活での制限の有無、日常生活での留意事項、判断の目安に関する説明など)
意欲・意向	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な活動や活動の状況、運動・活動を妨げる要因
介護環境	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等への受診の状況(受診先の名称・場所、頻度、回数、通院方法、受診を妨げる要因の有無、受診の際の同行者の有無、必要性など) 関係する専門職・サービス事業者間での情報共有の方法、情報共有が求められる内容、情報共有のタイミング 日常的な療養の状況及び支援の体制(本人を含む状況の把握体制、療養の内容、支援の必要性、支援者は誰かなど) リハビリテーションの実施状況(機能訓練だけでなく生活行為を高める取り組みを含む)
住環境	<ul style="list-style-type: none"> 自宅内外での本人の生活習慣(よくいる場所、動線、日課など) 自宅の間取り(部屋の配置、階段・段差の有無、外構の状況など) 自宅内の動線(日常的に過ごす場所、寝室と居室の移動、居室とトイレ・洗面所の移動など)

【認知症の場合に特徴的なポイント】

視点	確認すべき事項 ※モニタリング時には福祉用具サービス計画作成時からの“変化”を把握すること
身体状況・ADL	<ul style="list-style-type: none"> 中核症状の現れ方 行動・心理症状の状況(起きるタイミングと現れ方、どのようなことが起きているか、背景要因の特定など) 疾患発症前の生活における本人のコミュニケーションの取り方の傾向、性格 コミュニケーション(聞く、話す、見る)の状況 本人が有する意思決定能力の状況 医師による判断の状況(主治医意見書等による把握) 心身機能(筋力低下や空間認識等)の状況
意欲・意向	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に対する本人の受けとめの状況 認知症の特徴や進行、ケアの方法に関する家族等の理解度 将来の生活に対する本人・家族等の意向 生活歴、成育歴 疾患発症前の日常生活における家庭内、地域・社会(家庭外)での本人の役割と現在の実行状況 疾患発症後(現在)の日常生活における家庭内、地域・社会(家庭外)での本人の役割 家庭、地域での役割を担い続けるうえでの認知症の影響の現れ方 疾患発症後(現在)の日常生活における外出の頻度・手段、目的、交流相手など 本人が感じる不安(不安の有無、不安の内容、その程度など) 痛みやかゆみなどの不快(言葉にならないストレス)を伴う状況の有無、その内容と程度
介護環境	<ul style="list-style-type: none"> ADL/IADLに応じた機能訓練の実施状況 キーパーソン(本人の意思決定を支援しうる人)の有無、本人との関係性
住環境	<ul style="list-style-type: none"> 本人の日次(24時間)の生活リズム・過ごし方 自宅内の転倒リスクの評価及び対応状況(住宅改修、福祉用具の利用、片付けなど) 室内の状況(温湿度環境、家具や物の配置、照度など)※寝室、居室、トイレ、洗面所など各々 生活環境に対する本人の好み 室内環境(音や光など)からくる不快・ストレスの程度及び対応状況 環境変化に対しての本人の受け入れの状況(福祉用具の導入や模様替え等)

※下線・太字は認知症の場合に特に重視して確認すべき事項

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報

5. 利用者の状況別のポイント

1. はじめに

本章では、利用者の状況のうち、「退院・退所前後」及び「ターミナルケア」を取り上げ、4章と同様に、対象の利用者に対して適時適切なタイミングでモニタリングを実施するために、アセスメント・情報収集時およびモニタリング時に特に確認すべき点について説明します。

「退院・退所前後」及び「ターミナルケア」においては、他職種との連携・協議が特に重要となりますので、各職種から必要な情報を収集するための参考としていただければ幸いです。

2.

福祉用具専門
相談員の役割

3.

一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4.

疾患別のポイント

5.

利用者の状況別
のポイント

6.

福祉用具貸与
事業者の役割

7.

福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8.

チェックシート
参考情報

5.1 退院・退所前後

5.1.1 退院・退所前後の概要

- ・ 入院を必要とする主な疾患には、脳梗塞や脊髄損傷等の急性発症性疾患、パーキンソン病や関節リウマチ等の慢性進行性疾患、筋萎縮側索硬化症、末期がん等の急性進行性疾患などがあります。
- ・ 上記のような疾患での入院をきっかけに福祉用具が必要となり、退院・退所後に福祉用具サービスの利用を開始する利用者も多くいます。
- ・ 退院・退所をきっかけとして福祉用具サービスを利用する場合には、入院・入所中からの他職種との連携・情報収集が非常に重要であり、令和3年度介護報酬改定では、居宅介護支援の退院・退所加算のカンファレンスの要件に「退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの」と明記されました。
- ・ 退院・退所前後の利用者へのサービス提供にあたっては、退院・退所時カンファレンスへの同席などの機会を通じ、利用者・家族のニーズ把握とともに、医師や看護師、リハビリテーション専門職等からの情報収集を行うことで、必要な種目・商品の選定の参考にすることができます。
- ・ 但し、病院・施設と自宅の環境は異なる部分もあるため、福祉用具専門相談員にはその違いを考慮した選定・提案が期待されるところであり、在宅への移行を円滑に進めるための住環境整備を行う必要があります。
- ・ また、在宅での福祉用具利用開始後も、利用者の身体状況やニーズ、住環境等の変化により想定とは異なる状況が発生していないか、新たな課題やリスクが生じていないか等を確認することが重要であり、モニタリングの訪問時期を適切に設定することが、退院・退所前後の利用者に対する適切なPDCAの実践のためのポイントです。

5.1.2 退院・退所前後の利用者に対する適切な PDCA の実践のためのポイント

視点	確認すべき事項 ※モニタリング時には福祉用具サービス計画作成時からの“変化”を把握すること
身体状況・ADL	<ul style="list-style-type: none"> ADL/IADLの状態(している動作、していない動作、できる動作、できない動作、できると思われる動作、それらの維持・改善の見込みなど) 生活障害の原因となる疾患 医師からの指示・指導の有無、指導の内容(日常生活での制限の有無、日常生活での留意事項、判断の目安に関する説明など) 本人の残存能力とリハビリテーションによる回復の予測 コミュニケーションにおける問題の有無
意欲・意向	<ul style="list-style-type: none"> リハビリテーションの必要性に対する本人・家族等の理解度 リハビリテーションに対する本人・家族等の意欲・意向 退院・退所前の日常生活における家庭内、地域・社会(家庭外)での本人の役割と現在の実行状況 退院・退所後の日常生活における家庭内、地域・社会(家庭外)での本人の役割 退院・退所前の日常生活における外出の頻度・手段、目的、交流相手など 退院・退所後の日常生活における外出の頻度・手段、目的、交流相手など
介護環境	<ul style="list-style-type: none"> 退院・退所前後のADL/IADLに応じた機能訓練の実施状況 介護保険によるリハビリテーションの目標・内容(※目標にはリハビリテーションの終了を含む) 医療機関等への受診の状況(受診先の名称・場所、頻度、回数、通院方法、受診を妨げる要因の有無、受診の際の同行者の有無、必要性など) 日常的な療養の状況及び支援の体制(本人を含む状況の把握体制、療養の内容、支援の必要性、支援者は誰かなど) 関係する専門職・サービス事業者間での情報共有の方法、情報共有が求められる内容、情報共有のタイミング
住環境	<ul style="list-style-type: none"> 自宅内での本人の生活習慣(よくいる場所、動線、日課など) 自宅外での本人の生活習慣(よくいく場所、そこまでの動線、日課など) 自宅内の動線(日常的に過ごす場所、寝室と居室の移動、居室とトイレ・洗面所の移動など) 自宅の間取り(部屋の配置、階段・段差の有無、外構の状況など) 室内の状況(温湿度環境、家具や物の配置、照度など) ※寝室、居室、トイレ、洗面所など各々

※下線・太字は退院・退所前後の場合に特に重視して確認すべき事項

1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割

3. 一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント

6. 福祉用具貸与
事業者の役割

7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

5. 利用者の状況別のポイント

1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割

3. 一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント

6. 福祉用具貸与
事業者の役割

7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

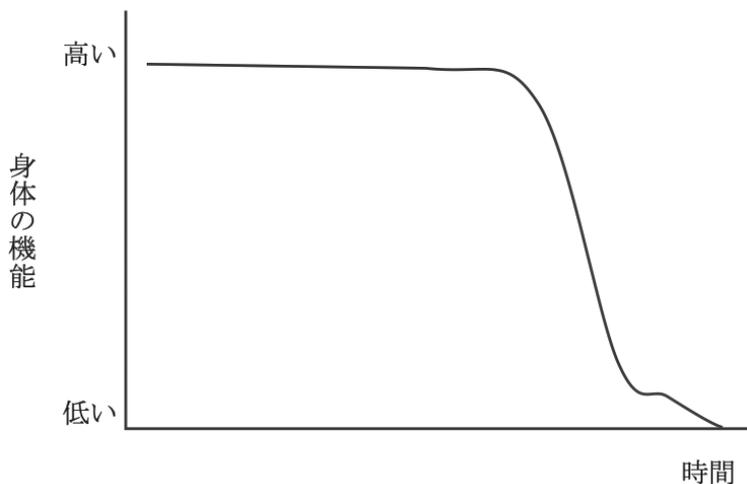
8. チェックシート
9. 参考情報

5.2 ターミナルケア

5.2.1 ターミナルケアの概要

- ・ ターミナル期においては、ステージに応じて疼痛に対する緩和ケア、痛み以外の症状に対する緩和治療、日常生活への支援、本人や家族に対する心のケアなどが求められます。本人や家族がどのような最期を迎えたいのか、その思いを尊重しながら、医師や看護師、在宅ケアに関わる他職種とともに支えることが大切です。
- ・ 在宅緩和ケアにおける利用者は、疼痛や呼吸困難、吐き気、浮腫、腹水などの身体症状を抱えている場合が多くあります。また、死に直面する恐怖、つらい治療を耐えたにもかかわらず報われなかった失望感、孤独などの精神的苦痛を抱えていることにも留意が必要です。利用者によっては本人へ告知していないケースもあるため、その点も含めて家族等へ確認し、福祉用具専門相談員としても福祉用具サービス計画の記載内容や配布方法等、発言や対応に配慮することが必要です。
- ・ 高齢者が死に至るパターンには、主に3つのパターンがありますが、本節ではがんなどのように比較的状態を保ち、急に状態が悪くなり亡くなるパターンを想定します(図表 5-1)。
- ・ 末期がんの主な症状としては、呼吸困難、咳嗽、疼痛、倦怠感、食欲不振、悪心・嘔吐、便秘、下痢、浮腫、不安、うつ、せん妄、睡眠障害、認知障害などが挙げられます。
- ・ また、末期がん患者は、栄養状態が不良であることが多く、また病状の進行や筋力の低下により臥床している時間も長い場合、褥瘡の発生リスクが高いです。
- ・ ターミナル期の場合、急激な状態変化が想定されるため、状態に応じて使用できる福祉用具や今後必要性が想定される福祉用具について利用者・家族や他職種と予め共有しておくことが重要です。

図表 5-1 比較的状态を保ち、急に状態が悪くなり亡くなるパターン(がんなど)



出典) 介護支援専門員実務研修テキスト作成委員会「八訂 介護支援専門員実務研修テキスト 下巻」P.366、2024、
一般社団法人長寿社会開発センター

5.2.2 ターミナルケアの利用者に対する適切な PDCA の実践のためのポイント

視点	確認すべき事項 ※モニタリング時には福祉用具サービス計画作成時からの“変化”を把握すること
身体状況・ADL	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>心身機能の低下や予後の見込み</u> ・ 疾患とその治療に関する医師からの指示・指導の有無、指導の内容(疾患の基本的な内容、治療方針、日常生活での留意事項、日常生活での制限の有無、日常生活で管理すべき事項の説明、判断の目安に関する説明など)
意欲・意向	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>今後の暮らし方に対する本人・家族等の意向</u> ・ <u>今後の治療に関する本人・家族等の意向</u> ・ 本人が感じている不安・恐怖、ストレスの状況 ・ 家族等が現在抱えている不安・恐怖、ストレスの状況
介護環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>訪問診療や訪問看護等、他サービスの利用状況</u> ・ 日常的な療養の状況及び支援の体制(本人を含む状況の把握体制、療養の内容、支援の必要性、支援者は誰かなど) ・ 関係する専門職・サービス事業者間での情報共有の方法、情報共有が求められる内容、情報共有のタイミング
住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の日次(24時間)の生活リズム・過ごし方 ・ 自宅内での本人の生活習慣(ベッド以外で過ごす機会、よくいる場所、動線、日課など) ・ 自宅の間取り(部屋の配置、階段・段差の有無、外構の状況など) ・ 室内の状況(温湿度環境、家具や物の配置、照度など) ※寝室、居室、トイレ、洗面所など各々

※下線・太字はターミナルケアの場合に特に重視して確認すべき事項

1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割

3. 一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント

6. 福祉用具貸与
事業者の役割

7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

6. 福祉用具貸与事業者の役割

1. はじめに

福祉用具専門相談員が福祉用具に係るサービス提供において適切なPDCAを実践し、福祉用具専門相談員として求められる役割を果たすためには、福祉用具貸与事業者としての取組が重要になります。

福祉用具専門相談員が適切なPDCAを実施するために福祉用具貸与事業者として実施すべき主な事項として、以下が挙げられます。

2.

福祉用具専門
相談員の役割

3.

一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5.

利用者の状況別
のポイント

6.

福祉用具貸与
事業者の役割

7.

福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8.

チェックシート
参考情報

6.1 研修機会の提供、自己研鑽の促進

福祉用具専門相談員は、運営基準¹¹において「常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」とされており、また福祉用具貸与事業者は「福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない」とされています。そのため、福祉用具専門相談員が必要な知識及び技能の修得、維持及び向上ができるような教育、研修機会の提供や、資格取得等の自己研鑽の促進を行うことも福祉用具貸与事業者求められる役割の一つです。

特に、令和6年度介護報酬改定で「福祉用具サービス計画」にモニタリング実施時期を記載することが義務化されました。これは、福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図ることを目的としたものです。これまでの調査研究事業の結果から、「原則として6か月に1回」の頻度でモニタリングを実施している事業所が多いことが分かっていますが、本来、モニタリングの実施時期は利用者の希望や置かれている環境、疾病、身体状況及びADLの変化等によって異なるものであり、利用者ごとに適切な時期を設定することが必要です。よって、福祉用具貸与事業者として福祉用具専門相談員が適切にモニタリング実施時期を設定し、PDCAを実践していくための教育をする必要があります。

また、自事業所(自法人)だけでの研修・勉強会の開催が難しい場合には、地域の他の事業所との合同開催を検討する、業界団体等が開催する研修会の情報を収集して福祉用具専門相談員への周知・参加促進を行う等も有効です。業界団体等が開催する研修会の情報の収集については、図表6-1(P.46)を参考にしてください。

¹¹ 指定基準 第二百一条

6.2 情報収集・共有の実施

介護保険制度の改正や随時発信される事務連絡、事故情報など、福祉用具専門相談員が把握しておくべき情報は多岐にわたります。しかし、日々の業務に追われている現場の福祉用具専門相談員が個々に最新情報に気を配っておくことには限界もあります。よって、サービス提供にあたって重要な情報を抜け漏れなく、迅速に把握するには、福祉用具貸与事業者として情報収集を行い、事業所内の福祉用具専門相談員に共有することが期待されます。図表6-1に、福祉用具貸与事業者として情報収集しておくとい情報収集先の例をお示しますので、参考にしてください。

また、地域の中での情報収集や共有もサービス提供を実施する上では重要です。地域の情報はサービス提供中や各種会議・研修会等の参加を通じて同業他社、他職種等から現場の福祉用具専門相談員が把握することが可能です。他職種等との関係構築は、PDCAを適切に推進していくためにも重要なポイントになりますので、福祉用具貸与事業者として現場の福祉用具専門相談員が他職種と顔が見える関係、随時、コミュニケーションがとれる関係をつくれるよう、関係構築の機会の創出やアドバイスを期待します。

図表 6-1 情報収集先の例

把握できる内容	機関
国の動き、制度、重大事故情報等	厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/ 経済産業省 https://www.meti.go.jp/ 独立行政法人 福祉医療機構 https://www.wam.go.jp
福祉用具の製品情報、福祉用具専門相談員向けの資格・研修情報等	一般社団法人 シルバーサービス振興会 https://www.espa.or.jp/ 公益財団法人 テクノエイド協会 https://www.techno-aids.or.jp 一般社団法人 日本福祉用具供給協会 https://www.fukushiyogu.or.jp/ 一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 https://www.zfssk.com/
福祉用具の製品情報、安全性に関する情報等	一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会 https://www.jaspa.gr.jp 消費者庁リコール情報サイト https://www.recall.caa.go.jp/ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 https://www.nite.go.jp/
他職種の情報 (職能団体)	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 https://www.jcma.or.jp/ 公益社団法人 日本理学療法士協会 https://www.japanpt.or.jp/ 一般社団法人 日本作業療法士協会 https://www.jaot.or.jp ▶都道府県の作業療法士会ポータルページ https://www.jaot.or.jp/link/todofuken/ 公益財団法人 日本訪問看護財団 https://www.jvnf.or.jp/

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

6. 福祉用具貸与事業者の役割

1. はじめに

2.

福祉用具専門
相談員の役割

3.

一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4.

疾患別のポイント

5.

利用者の状況別
のポイント

6.

福祉用具貸与
事業者の役割

7.

福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8.

チェックシート
参考情報

6.3 各種記録様式の整備、負担軽減に資するツール・システム等の導入

福祉用具サービスがより効果的に活用され、利用者の生活の質の向上が図られるよう、平成24年4月より「福祉用具サービス計画」の作成が義務化され、平成30年4月には介護支援専門員への交付が義務化されました。さらに、令和6年4月より、福祉用具専門相談員が実施したモニタリング結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することが義務付けられたところです。

一方、「福祉用具サービス計画」は記載すべき事項として①利用目標、②福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、③その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）、④モニタリング実施時期の4つが定められているものの、法令上定められた様式はなく、モニタリングについては、具体的に記録すべき事項等も定められていません。そのため、福祉用具専門相談員が適切に福祉用具サービス計画の作成やモニタリングを実施できるよう、福祉用具貸与事業者が必要な項目を網羅した記録様式を整備するとともに、その記録方法や意義について教育する必要があります。

また、これまでの調査研究事業等からは「福祉用具サービス計画」やモニタリング記録をはじめとした記録にかかる業務負担の大きさも明らかになっており、福祉用具専門相談員が一人一人の利用者に対して適切に記録を残しPDCAサイクルを実践するためには、記録やその情報共有の負担軽減に資するツールやシステム等の導入により環境を整備し、負担軽減を図ることが重要です。

～参考～

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会では、「福祉用具サービス計画」やモニタリング記録に加え、アセスメントや選定提案に使用する記録様式として、ふくせん版「福祉用具サービス計画書（基本情報・選定提案・利用計画）」及び「モニタリングシート」を開発・公表しています。

令和2年度に一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が実施した調査研究事業からは、「福祉用具サービス計画」及び「モニタリング記録」とともに約7～8割の事業所がふくせん様式を使用している（「一部改編して使用」も含む）ことが分かっています。

事業者の皆様におかれましては、必要に応じてご参照・ご活用ください。

○ ふくせん版「福祉用具サービス計画書」「モニタリングシート」

（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会HP トップページ>介護保険対応 ふくせん版「介護保険サービス計画書」「モニタリングシート」）

https://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/

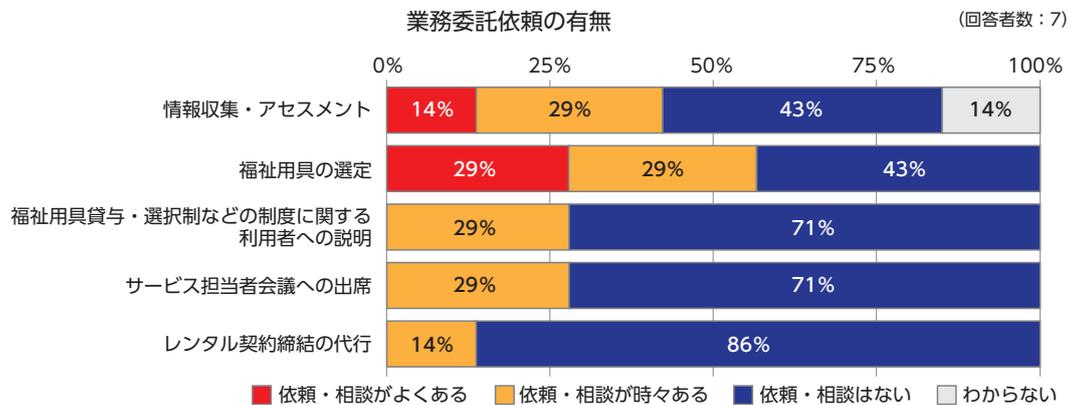


～コラム～

レンタル卸に、福祉用具専門相談員が委託の範囲を超えた業務まで依頼していませんか？

福祉用具貸与事業者は、運営基準において、福祉用具の保管・消毒を他の事業者に委託することが認められており、実際に福祉用具レンタル卸・販売事業者（以下、「レンタル卸」という。）に依頼している事業者も多くあると思います。

しかし、近年、上記の委託の範囲¹²を超え、レンタル卸に対し本来福祉用具専門相談員自らが行う必要のある業務¹³まで依頼をしている福祉用具貸与事業者の存在が指摘されています。令和7年1月～2月にかけて、一部のレンタル卸を対象に「福祉用具サービス提供に関するアンケート調査」としてその実態把握を行ったところ、以下のような回答が得られました。



上記以外にも、本来あるべきではないと認識しているものの、依頼されている業務として「福祉用具貸与事業所の立ち合いが無い状態での利用者宅への納入、設置、説明、選定、点検・修理」という回答がありました。

福祉用具貸与事業者として、委託可能な業務範囲を正しく理解するとともに、委託を行う場合であっても福祉用具専門相談員として責任をもって立会いを行う等、利用者への適切なサービス提供を行い、運営基準を遵守しましょう。

¹² 指定基準 第二百三条

3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

¹³ 解釈通知 第三 介護サービス 第十一 福祉用具貸与 3運営に関する基準 (3)①

居宅基準一九九条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、同条第4号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっては、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

福祉用具専門相談員が福祉用具に係るサービス提供において適切なPDCAを実践し、利用者にとって適切な福祉用具の選定、提供を行うためには福祉用具専門相談員だけでなく、利用者を取り巻く他職種の皆様の協力が不可欠です。よって本手引きでは、福祉用具専門相談員のみならず、福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割についても記載しています。

図表 7-1 福祉用具サービスの提供における全体像(多職種協働)



7.1 情報共有

他職種の皆様には、福祉用具専門相談員に対して、利用者の身体状況や住環境、介護環境等の情報、特に医療職、リハビリテーション専門職の方々には医療的な知識やADLの評価、今後の見立てについて、随時情報共有いただくことを期待します。

福祉用具サービスの提供にあたって、福祉用具専門相談員は、あらゆる情報を踏まえ、市場に多数ある商品の中から適切な種目・商品を提案しています。適切な種目・商品を提案するには、他職種の皆様から共有いただく情報が大きな決め手になることもあり、既往歴や現在の疾病・疾患、処方されている薬の情報、家屋内での生活動作や活動範囲、今後の治療計画やリハビリテーション計画等、他職種の皆様が「福祉用具専門相談員には不要だろう」と思われるような情報も参考としています。福祉用具専門相談員としてもアセスメントや利用者・家族への聞き取りを行いますが、全ての情報が把握しきれていとは限りません。また、事前に情報共有いただくことで、より深掘りしたアセスメントや聞き取りが可能となり、効果的な福祉用具サービスの提供につなげることができます。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割

8. チェックシート
9. 参考情報

7.2 退院・退所時カンファレンス等への同席

他職種の皆様には、多職種協働の観点から、退院・退所時カンファレンス等に福祉用具専門相談員も同席するようお声掛けいただくことを期待します。

福祉用具サービスの利用者には、退院・退所をきっかけとして利用を開始する利用者も多くいます。これを踏まえ、令和3年度介護報酬改定では退院・退所加算のカンファレンスの要件に「退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの」と明記されました。

退院・退所をきっかけに福祉用具を利用する場合には、病院・施設と自宅の環境の違いを踏まえた住環境整備を行う必要があり、在宅環境で使用する福祉用具に関する専門知識を持つ福祉用具専門相談員の視点も重要です。

実際に、福祉用具専門相談員の退院・退所時カンファレンスへの参加や家屋調査への同行等を通じて、適切な福祉用具の選定・設置につながり、在宅生活への移行を円滑に行うことができた、といった声も挙げられています。

退院・退所時カンファレンス等に福祉用具専門相談員に同席してもらっても、福祉用具サービスが不要と判断されるケースもあり、声を掛けるのを躊躇されているケースもあるかもしれませんが、前広に情報共有いただくことが、利用者にとっても効果的な自立支援に繋がるため、多職種協働の観点から、福祉用具専門相談員も巻き込んでいただければと思います。

7.3 専門職としての相互理解

福祉用具専門相談員は、ケアプランに基づき、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて利用目標を定めるとともに、利用者がその目標に向けて福祉用具を活用した生活を送れるよう、適切な福祉用具の選定等を専門職として支援する役割を担っています。福祉用具の納品・設置だけでなく、ケアプランに基づいたサービス提供（適切な福祉用具の提案、自立支援に向けた使用方法等を含めた適合・助言、安全に利用するための注意喚起等）を実施する専門職です。チームケアの一員として、利用者情報やリスクの共有を通じ、福祉用具専門相談員が持つ商品知識や効果的な福祉用具の活用方法、事故防止などに関する知識や経験を活用してください。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報

8. チェックシート

1. はじめに

以下は、これまでに説明したポイントに従って適切なPDCAを実践するために活用いただけるチェックシートです。

本チェックシートの使い方、及びP.52、53に示す記入例を参考に、P.54のフォーマットをコピーするなどして次回のモニタリング予定時期を検討する際にご活用ください。

2.

福祉用具専門
相談員の役割

【本チェックシートの使い方】

まず、「3.2.3(2)モニタリング実施時期の検討」(P.17)の際に、①の列を記入しながら、利用者ごとに今後の見通しを予測し、モニタリング予定時期を設定してください。なお、「視点」の項目は、「3.2.1アセスメント・情報収集」の図表3-2(P.8)と対応しています(選定した(使用している)福祉用具を除く)。図表3-2を参考に必要な情報を収集したうえで、それぞれの視点について今後の見通しの予測の検討・協議を行いましょう。変化があると想定される視点については、「予測される変化の可能性」及び「想定される時期」を記入し、「想定される時期」のうち最も早い時期、もしくはそれ以前の時期をモニタリング時期として設定してください。(変化が想定される時期よりもひと足早くモニタリングを実施することも有効なため、最も早い時期よりも前に設定いただいてもかまいません。)

3.

一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

その後、「3.4.1(1)モニタリング・メンテナンス」(P.25)において、②の列を記入し、変化の状況の確認及び予測の振り返りを行ってください。なお、「視点」の項目は図表3-17(P.27)と対応していますので、変化の状況を確認するにあたって、あわせて参考にしてください。

4. 疾患別のポイント

なお、本チェックシートは、福祉用具サービス計画作成時だけでなく、モニタリング実施後、次回のモニタリング予定時期を検討する際にも活用いただけます。その際には、モニタリング実施後に改めて①の列を記入し、次回のモニタリングにて②の列を記入してください。

5.

利用者の状況別
のポイント

6.

福祉用具貸与
事業者の役割

7.

福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割

8.

チェックシート
参考情報



1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割3. 一般的福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント6. 福祉用具貸与
事業者の役割7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割8. チェックシート
9. 参考情報

【記入例① 予定時期通りにモニタリングを実施した場合】 ※サービス計画作成時点：2025年4月

【基本情報】

利用者の概要：78歳 男性 要介護3
 基礎疾患：脳梗塞（右片麻痺あり）、高血圧症、糖尿病
 認知症：なし
 家族構成：夫婦世帯（主介護者：妻）

他サービスの利用状況：訪問リハビリテーション、通所介護
 住環境：持ち家、戸建て
 選定した福祉用具：歩行器、手すり、特殊寝台及び特殊寝台付属品

視点	① Plan（サービス計画作成時に記入）		② Check（モニタリング実施時に記入）			
	予測される変化の可能性	想定される時期	Planからの変化の状況	予測との適合	振り返り 予測通りでなかった理由	
身体状況・ADL	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	下肢筋力の低下が進行の可能性あり。	3か月後	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	下肢筋力はやや低下しているものの、歩行器での移動は可能。 <input type="checkbox"/> 予測通りであった <input checked="" type="checkbox"/> 予測通りでなかった	リハビリの効果が高く、想定よりも下肢筋力は維持できていた。
意欲・意向	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> 予測通りであった <input type="checkbox"/> 予測通りでなかった	
介護環境	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	本人の身体状況の変化により介護負担増大が見込まれる。	4か月後	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 予測通りであった <input checked="" type="checkbox"/> 予測通りでなかった	上記の通り本人の身体状況が維持できていたため。
住環境	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> 予測通りであった <input type="checkbox"/> 予測通りでなかった	
選定した福祉用具 (使用している)	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	歩行器での移動が困難となり、使用頻度低下の可能性あり。その場合は車いすの導入も検討。	3か月後	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 予測通りであった <input checked="" type="checkbox"/> 予測通りでなかった	上記の通り本人の身体状況が維持できていたため。
モニタリング時期	予定時期	2025年7月 (変化が想定される時期のうち最も早い時期、もしくはそれ以前の時期を記入)		実施時期	2025年7月 (実際に実施した時期を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測通りであった <input type="checkbox"/> 予測通りでなかった

8. チェックシート

【記入例② 予定時期よりも早期に状況変化があった場合】 ※サービス計画作成時点：2025年4月

【基本情報】
 利用者の概要：87歳 女性 要介護2
 基礎疾患：大腿骨頸部骨折
 認知症：アルツハイマー型
 家族構成：長男夫婦（主介護者：長男）
 他サービスの利用状況：通所介護
 住環境：持ち家、戸建て
 選定した福祉用具：4点杖、手すり（玄関）、特殊寝台及び特殊寝台付属品
 ※退院時に福祉用具を導入

視点	① Plan（サービス計画作成時に記入）		② Check（モニタリング実施時に記入）			
	予測される変化の可能性	想定される時期	Planからの変化の状況	予測との適合	振り返り	予測通りでなかった理由
身体状況・ADL	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> 予測通りであった <input type="checkbox"/> 予測通りでなかった		
意欲・意向	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> 予測通りであった <input type="checkbox"/> 予測通りでなかった		退院時の想定よりも家族の介護負担が大きかったため。
介護環境	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし		<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 予測通りであった <input checked="" type="checkbox"/> 予測通りでなかった		
住環境	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> 予測通りであった <input type="checkbox"/> 予測通りでなかった		
選定した（使用している）福祉用具	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	ゴム脚の摩擦等が想定される。 6か月後	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> 予測通りであった <input type="checkbox"/> 予測通りでなかった	想定より早くモニタリングを実施したため、現時点では問題なし。3か月後には交換も検討。	
モニタリング時期	予定時期	2025年10月 (変化が想定される時期のうち最も早い時期、もしくはそれ以前の時期を記入)	実施時期	2025年7月 (実際に実施した時期を記入)	<input type="checkbox"/> 予測通りであった <input checked="" type="checkbox"/> 予測通りでなかった	計画時の家族の介護力に関する情報収集が不足していた。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾病別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種

8. チェックシート
9. 参考情報

1. はじめに

2. 福祉用具専門
相談員の役割3. 一般的な福祉用具
サービス提供プロセス
におけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別
のポイント6. 福祉用具実用
事業者の役割7. 福祉用具サービスの
提供に関わる他職種
の役割8. チェックシート
9. 参考情報

【チェックシート フォーマット】

視点	① Plan (サービス計画作成時に記入)		② Check (モニタリング実施時に記入)		
	予測される変化の可能性	想定される 時期	Plan からの変化の状況	予測との適合	振り返り 予測通りでなかった理由
身体状況・ ADL	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 予測通りであった <input type="checkbox"/> 予測通りでなかった	
意欲・意向	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 予測通りであった <input type="checkbox"/> 予測通りでなかった	
介護環境	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 予測通りであった <input type="checkbox"/> 予測通りでなかった	
住環境	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 予測通りであった <input type="checkbox"/> 予測通りでなかった	
選定した (使用している) 福祉用具	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 予測通りであった <input type="checkbox"/> 予測通りでなかった	
モニタリング時期	予定 時期	年 月 (変化が想定される時期のうち最も早い時期、 もしくはそれ以前の時期を記入)	実施 時期	年 月 (実際に実施した時期を記入)	<input type="checkbox"/> 予測通りであった <input type="checkbox"/> 予測通りでなかった



9. 参考情報

本手引き内で紹介・引用した資料等を含め、福祉用具サービスにおけるPDCAの実践において参考となる情報をご紹介します。本手引きとあわせて、必要に応じてご参照ください。

○ 厚生労働省ホームページ

(ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>福祉用具・住宅改修)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※福祉用具・住宅改修に関する各種情報が掲載されています。そのうち、本手引き内で紹介した主な情報は以下のとおりです。

- ▶ 「介護保険制度における福祉用具貸与・販売の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001292030.pdf>
- ▶ 「福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001434739.pdf>
- ▶ 「要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000875875.pdf>
- ▶ 「福祉用具のサービス提供におけるPDCAの適切な実践等について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001238203.pdf>
- ▶ 介護保険における福祉用具の選定の判断基準
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285654.pdf>

○ 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

<https://www.zfssk.com/>

※本手引きで紹介した以下の資料のほか、福祉用具専門相談員の質の向上に資する学習ツールの案内や研修会・イベント情報の周知等が行われています。

- ▶ ふくせん版「福祉用具サービス計画書」「モニタリングシート」
https://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/
- ▶ 福祉用具サービス計画作成ガイドライン(平成26年3月)
https://zfssk.rgr.jp/h26_pdf/report_04.pdf
- ▶ 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」作成ガイドライン(平成30年3月)
https://zfssk.rgr.jp/h30reportpdf/h30report_08.pdf
- ▶ 福祉用具サービス計画ガイドライン(令和7年3月)
https://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/report_pdf_2025/guideline.pdf
※上記、「福祉用具サービス計画作成ガイドライン(平成26年3月)」および「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」作成ガイドライン(平成30年3月)」の改訂版です。

○ 一般社団法人日本福祉用具供給協会ホームページ

<https://www.fukushiyogu.or.jp/books/index.php>

※本手引きの作成にあたって一部参考にした、福祉用具専門相談員の実務において参考になる冊子の紹介等が行われています。

- ▶ 福祉用具関連事業の様式・書籍リスト
<https://www.fukushiyogu.or.jp/books/index.php>

○ 適切なケアマネジメント手法に関連する情報

<https://www.jri.co.jp/service/special/content11/corner113/caremanagement/>

※本手引きの4章、5章において参考にした「適切なケアマネジメント手法 基本ケア及び疾患別ケア 令和2年度改定版」および「概要版(項目一覧)」をはじめ、適切なケアマネジメント手法に関する各種情報を参照することができます。

※上記、掲載しているURLは令和7年3月時点のもので、今後、変更になる可能性があります。

令和6年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
福祉用具サービスの適切なPDCAの実現に向けた調査研究事業
福祉用具サービス提供における適切なPDCAの実現に向けた手引き

令和7年3月発行

【発行】 エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 ヘルスケア&ウェルネス事業部

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-10-3

令和6年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
福祉用具サービスの適切な PDCA の実現に向けた調査研究事業 報告書

令和7(2025)年3月

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社
ヘルスケア&ウェルネス事業部
TEL 03(6858)3092

本事業は、令和6年度老人保健事業推進費等補助金の助成を受け行ったものです。